



下關正顯川芳爵伯



下關信重隈大爵伯



下關香奎浦清爵子



下關揚武本榎爵子故

三ノ其 卿諸ルタレサ效ナカニ特爲ノ業業



下關道從鄉四爵侯故  
年九十全ビ及年七十全至年四十治明白



下關鎌敏野河爵子故  
年五廿全ビ及年四十治明



下關朋有縣山爵公  
年廿全至年九十治明白



下關城千谷爵子故  
年廿全ヒ及年八十治明

一ノ其 位各臣大務商農代歴來以年四十治明



下關隆清田黑爵伯故  
年一廿全至年廿治明自



下關元久方士爵伯  
年廿治明



下關馨上井爵侯  
年二廿全至年一廿治明自



下關揚武本榎爵子故  
年十三全至年七廿全自ヒ及年一廿治明

二ノ其 位各臣大務商農代歷來以年四十治明



下關光宗奧陸爵伯故  
年五廿全至年三廿治明自



下關俊通村岩爵男  
年三廿全至年二廿治明自



下關郎二象藤後爵伯故  
年七廿全至年五廿治明自



下關民常野佐爵伯故  
年五廿治明

三ノ其 位各臣大務商農代歷來以年四十治明



下關道信田山爵男故  
年一卅全至年卅治明自



下關信重隈大爵伯  
年十三治明



下關郎太堅子金爵子  
年一十三治明



下關治代已東伊爵子  
年一十三治明

四ノ其 位各臣大務商農代歴來以年四十治明



下關助荒根曾爵子故  
年三卅全至年一卅治明自



下關已正石大  
年一十三治明



下關助東田平爵子  
年六卅全至年四卅治明自



下關三右林  
年四卅全至年三卅治明自

五ノ其 位各臣大務商農代歴來以年四十治明



下閣 毅 康 岡松  
年一十四全至年九卅治明自



下閣 香 奎 浦 清 爵子  
年九卅全至年六卅治明自



下閣 武 兼 浦 大 爵子  
年四十四全及年一十四治明



下閣 郎 太 英 原 松 小  
年一十四 治明

六ノ其 位各臣大務商農代歴來以年四十治明



下關廉路小仲  
年二全至年元正大自



下關顯伸野牧爵男  
年元正大至年四十四治明自



下關雄達本山  
年二正大

七ノ其 位各臣大務商農代歴來以年四十治明





シリタ官次務商農  
氏 郎次彦田和



シリタ官次務商農  
氏 郎一修藤齋故



シリタ官次務商農  
氏 郎四田藤



シリタ官次務商農  
氏 治忠岡下



シリタ官次務商農  
氏 吉則川押

一ノ其 氏諸ルタレサ效ヲカニ特メ爲ノ業茶



官次務外  
氏郎四慶井松



シリタ使大米駐  
氏郎五小平高 爵男



シリタ官次務商農  
氏名正田前



員議院族貴  
氏則徳田淺



官次務商農  
氏郎三圭本橋

二ノ其 氏諸ルタレサ效ナカニ特メ爲ノ業茶



駐米商官事務シロ  
氏 章 藤 紫



故イデ、ダブリアム、  
氏 スプーイテス



外務省職課長  
氏 直 正 原 埴



加太オツタ総領事シロ  
氏 郎 五 辰 勢 能 故



駐支那公使館參事官  
氏 吉 幸 野 水

三ノ其 氏 諸 ル タ レ サ 效 ナ カ ニ 特 メ 爲 ノ 業 茶



氏 實 岡 長局工商



氏 齋 家道 長局務農



氏 夫 武松三 長課政農



氏 藏 悌藤伊 長課產農



氏 世 良 屬務商農



氏 治 鐵地宮 師技所驗試事農

四ノ其 氏 諸ルタレサ效ナカニ特メ爲ノ業茶



氏名正田前 員議院族貴



氏 毅 岡



氏郎四田藤 員議院族貴



氏也雄林大



氏 鎮 山村 故



氏吉元田多 故

氏 諸 者 勞 功 業 茶



氏治秀瀨河 括總



氏備兵嘉谷大 事幹



氏六文尾丸 事幹



氏郎八喜倉大 長事幹



氏三頼本宮故 事幹



氏郎太龜本山故 事幹

(年七十治明) 氏諸員役ノ時當織組合組業茶



氏壽喜尾平故



氏郎三板



氏夫熊東伊故



氏成元山中故



氏衛兵利野岡故



氏衛兵嘉本山



氏門衛左武田眞故



氏門衛右利井長



氏助清田西故



氏衛兵五佐本山



氏義滿田繁

氏諸問願ルケ於ニ時當立創合組業茶



氏進之幸仁和故



氏衛兵利井長故

者 勞 功 業 茶



氏夫熊東伊故



氏郎次長藤伊



氏平市藤伊



氏郎太龜利飯



氏泉上井



氏進之寅崎岩



氏藏貞村市



氏吉幸川市



氏作源崎原



氏郎次又手井



氏郎七佐田池



氏助利田生



氏平武田繁



氏吉馬本橋



氏門簡右利部谷長



氏助之善林

(順ハロイ) 一ノ其 氏諸シリタ員役ヒ及員議議會央中續連上以年五





氏門衛右重原大



氏衛兵佐幡大



氏治正村西



氏郎次行井西



氏衛兵利野岡



氏衛兵幸谷大



氏衛兵嘉谷大



氏也雄林大



氏衛兵伊崎尾



氏利忠保久大



氏行徳野大



氏郎三達内大故



氏郎三宗邊渡



氏郎太小田典



氏吉新村典



氏平利家大

(順ハロイ) ニノ其 氏諸シリタ員役ビ及員議議會央中綴連上以年五



氏一讓井笠



氏宜久納加爵子



氏郎喜野脇故



氏郎次庄邊渡



氏藏仁永吉



氏吾清田神



氏治井柏



氏郎十齋柿



氏郎次潤島田



氏郎三民達伊



氏平仁山竹



氏八十八掛谷



氏郎四平田永



氏郎太幸川中



氏郎一耕川中故



氏藏住部岡

(順ハロイ) 三ノ其 氏諸シリタ員役ビ及員議議會央中權連上以年五



氏郎三平山内



氏録鳥成



氏治清村中



氏郎一圓村中



氏助之鐵口山



氏平繁田山



氏助之巽呂野



氏郎三孝野海



氏備兵五佐本山



氏郎太龜本山故



氏備兵伊本山



氏藏國木八



氏備兵五浦松



氏郎太佐吉丸



氏六文尾丸故



氏作兵川前故

(順ノロイ) 四ノ其 氏諸シヲタ員役ビ及員議議會央中續連上以年五



氏郎三始山深故



氏郎次大瀬岡



氏實篤山松



氏吉傳浦松



氏作彦藤後



氏郎次清林小



氏雄壽本藤



氏一眞瀬深



氏八喜谷粟



氏備兵喜澤相



氏郎久森小



氏織伊玉兒



氏郎次徳野笹



氏門備左武田眞故



氏郎太七本坂



氏郎三坂

(順ハロイ) 五ノ其 氏諸シリタ員役ビ及員議議會央中續連上以年五



氏郎七下木



氏郎太周村木



氏良村木



氏郎次慶津木



氏知良津島



氏穂芦橋三



氏吉文田満



氏一理川岸



氏壽喜瓦平故



氏郎次庄藤遠



氏郎三彌藤遠



氏松之喜森城



氏郎次辰木鈴



氏藏良田杉



氏藏友川森

(順ハロイ) 六ノ其 氏諸シリタ員役ビ及員議議會央中續連上以年五



員議別特  
氏郎一寅山横



員議別特  
員委查調張擴路販兼  
氏吉都中田



員議別特  
氏也雄林大



員議別特  
氏宜久納加爵子



氏衛兵喜澤相 京東



員議別特  
氏郎次辰木鈴



員議評  
氏良 村木



員議別特  
氏郎次長藤伊



氏郎太幸川中 庫兵



氏八喜谷栗 坂大



員委查調良改產生兼  
氏一耕本岡 都京



氏郎次黨本宮 都京



氏真北田 良奈



氏吉周見初 城茨



員委查調良改產生兼  
氏平武田繁 玉埼



氏郎次万田岡 崎長

(順出届) 一ノ其 氏諸員委ビ及員議議會央中在現



氏郎久森小 重三



氏郎次慶津木 重三



氏助之巽呂野 重三



氏郎十彌柿 重三



氏吉馬本橋 岡靜



氏衛兵伊崎尾 岡靜



員委查調張擴路販兼  
氏衛兵五浦松 岡靜



氏郎次政田藤 重三



氏吉熊山影 岡靜



氏郎次清林小 岡靜



員委查調張擴路販兼  
氏平市藤伊 岡靜



員委查調張擴路販兼  
氏郎一園村中 岡靜



員委查調其改産生兼  
氏郎次德野笹 岡靜



氏石嗽岡殿 岡靜



氏哉耕下山 岡靜



氏郎太猪松村 岡靜

(順出届) ニノ其 氏諸員委ヒ及員議議會央中在現



大賀重右衛門氏



兼坂路張調査委員  
原崎源作氏



伊藤仙太郎氏



山田繁平氏



森岡五牛郎氏



和歌山本常松氏



岡山丸吉太郎氏



岐阜井三口次郎氏



宮崎松鷲實氏



熊本阿部利基氏



福岡岸理一氏



高知西内義顯氏



横濱吉永仁藏氏



横濱岡野利兵衛氏



横濱大谷嘉兵衛氏



鹿兒島濱田隆氏

現在中央議會委員及委員諸氏其三(屆出順)





氏古文田溝 崎長



氏郎太松野波阿 戸神



氏藏住部園 戸神



氏治清村中 戸神



員委査調真改産生  
氏作彦山杉



員委査調張攝路販  
、ユリアダ、フエ  
氏 チッコ



員委査調張攝路販  
氏郎治六藤伊



氏平五岡高 川石



長所査檢茶製岡靜  
氏郎太米川北



長所査檢茶製濱横  
氏郎三坂



員委査調真改産生  
氏郎太彌藤加



(順出届) 四ノ其 氏諸員委ビ及員議議會央中在現



事理  
氏郎三孝野海



頭會  
氏衛兵嘉谷大



頭會副  
氏衛兵喜澤相



員議評  
氏門衛右重原大



員議評  
氏衛兵伊崎尾



員議評  
氏郎七下木



員議別特  
氏良村木  
氏諸員議評ニ並員役現所議會央中



員議評  
氏郎十彌柿



氏郎三義間本 育組



氏恒友谷水 古加志



ルオリトシモ  
氏郎太庄村西



氏助之竹谷古 育組



氏助之城澤相 港桑



氏三有 堀 古加志



ルオリトシモ  
氏治竹信草



氏郎太元川谷長 港桑



氏治松川菱 師技



氏義祐藤加 員職所本



氏補之文野塚 員職所本



氏巖 西 員遣派外海



氏郎志山横 手技



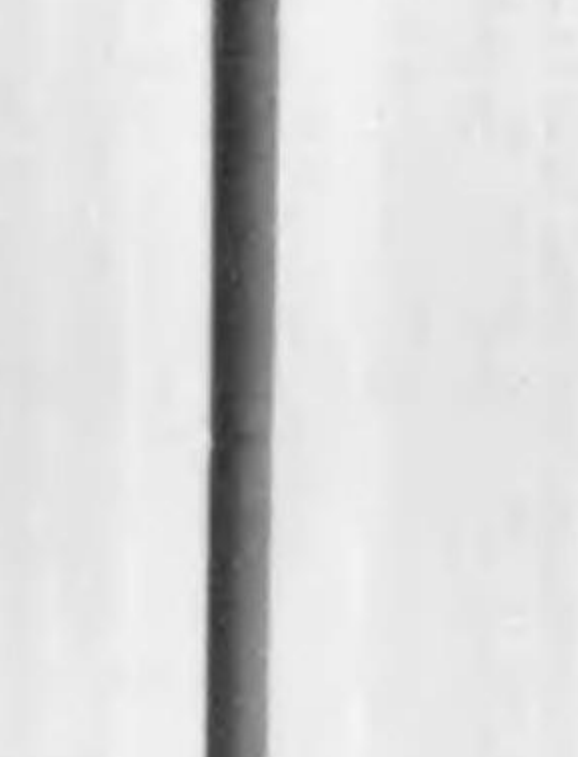
氏一精部服 手技



氏六権像宗 手技



氏政通居武 手技

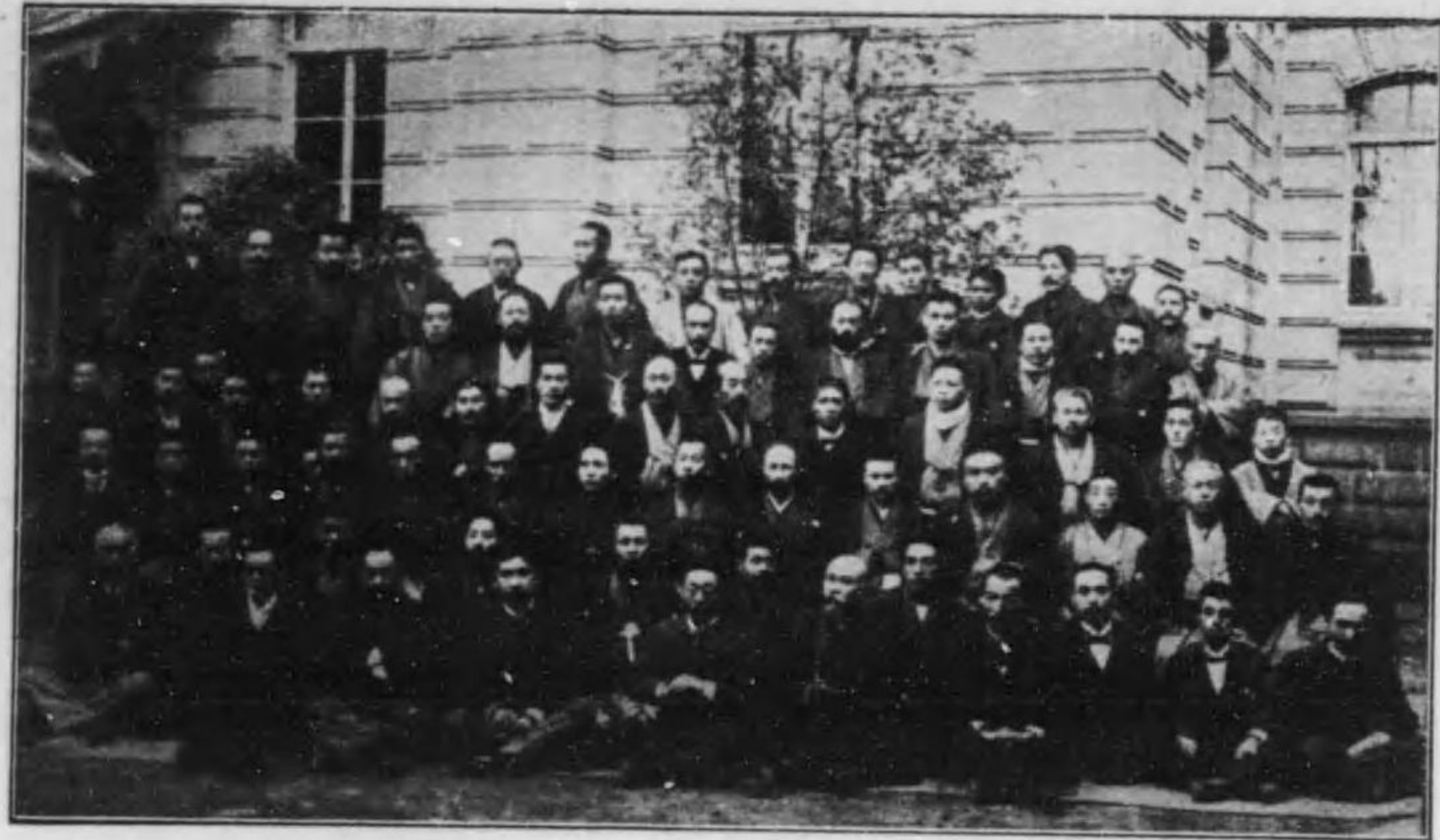


氏助利島倉 手技

氏諸員職所議會央中ニ並員張橋路販ルケ於ニ國米



上圖ハ  
 明治十七年茶業  
 組合創立紀念攝  
 影  
 (銀行集會所前  
 ニ於テ)  
 下圖ハ  
 大正二年其ノ創  
 立三十年祝賀大  
 會ニ際シ東京榮  
 地精養軒ニ於テ  
 紀念攝影



上圖ハ  
 明治三十年政府  
 後援ノ下ニ大々  
 的販路擴張運動  
 ナ起スニ當リ關  
 係者一同農商務  
 省庭前ニ於テ攝  
 影  
 下圖ハ  
 明治三十三年米  
 國茶稅撤廢運動  
 ニ成功シタル渡  
 航委員大谷嘉兵  
 衛氏及ヒ其ノ一  
 行



(2)



(1)



(4)



(3)



(5)



(6)

(1) 明治廿六年北米  
シカゴ万国博覽  
會大賞牌  
(2) 全上賞狀  
(3) 全上喫茶店  
(4) 明治廿七年白耳  
義アンペルス万  
國博覽會大賞牌  
(5) 全上賞狀  
(6) 明治三十一年北  
米オマハ博覽會  
大賞牌



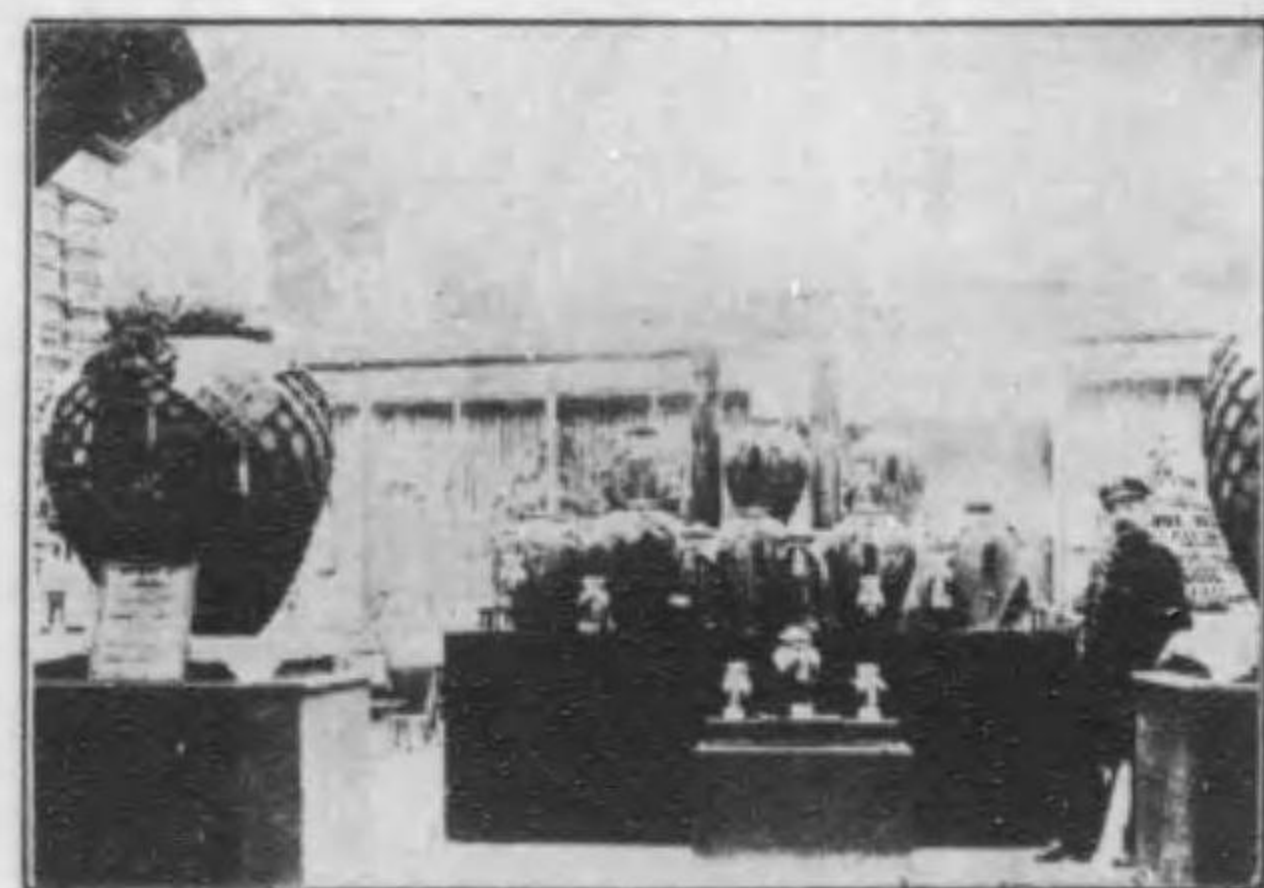
(1)



(2)



(3)



(4)

(1) 明治三十三年佛國パリ  
 万国博覽會大賞牌  
 (2) 全上賞狀  
 (3) 全上喫茶店  
 (4) 全上出品



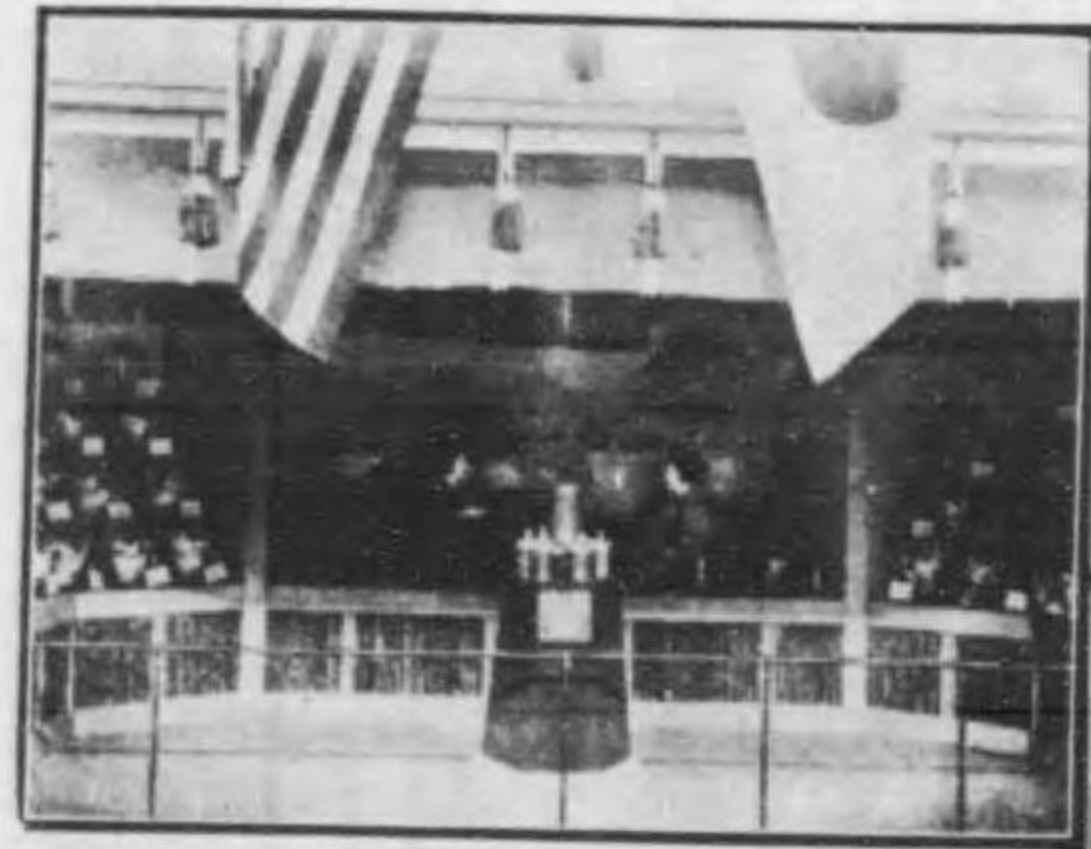
(2)



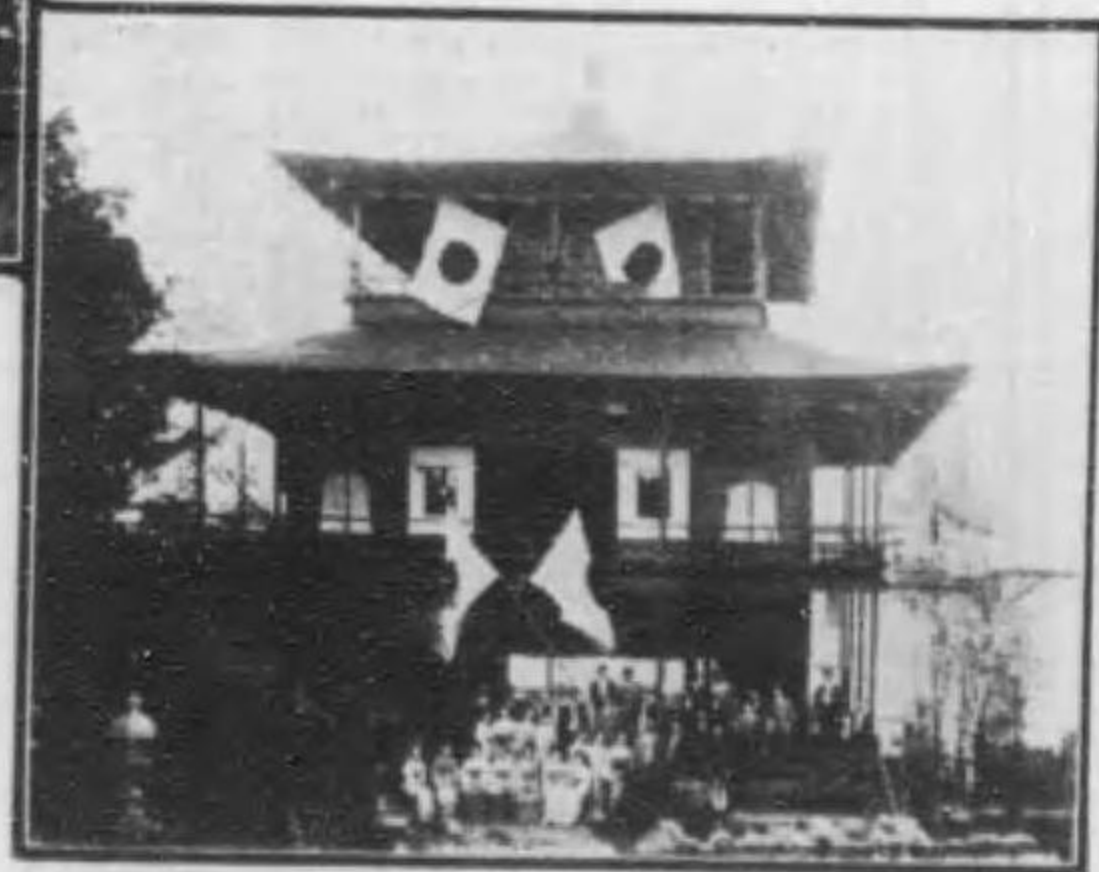
(1)

茶業組合中央会  
 本局ノ獎勵ニ應ジテ合  
 同出品ヲ計畫シ聖路易  
 萬國博覽會農産館内ニ  
 自費ヲ以テ其ノ陳列装  
 飾等ヲ為シ我國ノ榮同  
 事業上裨益ニル所アリ  
 仍テ茲ニ謝意ヲ表ス  
 明治三十八年五月三十一日  
 臨時博覽會農産館長 野村浩平

(3)



(4)



(5)

- (1) 明治卅七年北米  
 合衆國聖路易万  
 國博覽會大賞牌
- (2) 全上賞狀
- (3) 全上日本臨時博  
 覽會總裁ノ賞狀
- (4) 全上出品
- (5) 全上喫茶店





(2)



(1)



(3)



(4)



(5)



(3)

- (1) 明治三十八年白耳義  
リエーシ方國博覽會  
大賞牌
- (2) 全上賞狀
- (3) 全上出品
- (4) 明治四十二年北米合  
衆國アラスカ、ユー  
コン太平洋博覽會大  
賞綬
- (5) 全上賞狀
- (6) 全上出品



(2)



(1)

(1) 明治四十三年英京  
日英博覽會大賞牌  
(2) 全上賞狀  
(3) 全上喫茶店



(3)

(4) 全上出品  
(5) 明治四十四年伊太  
利チユラン万國博  
覽會大賞狀



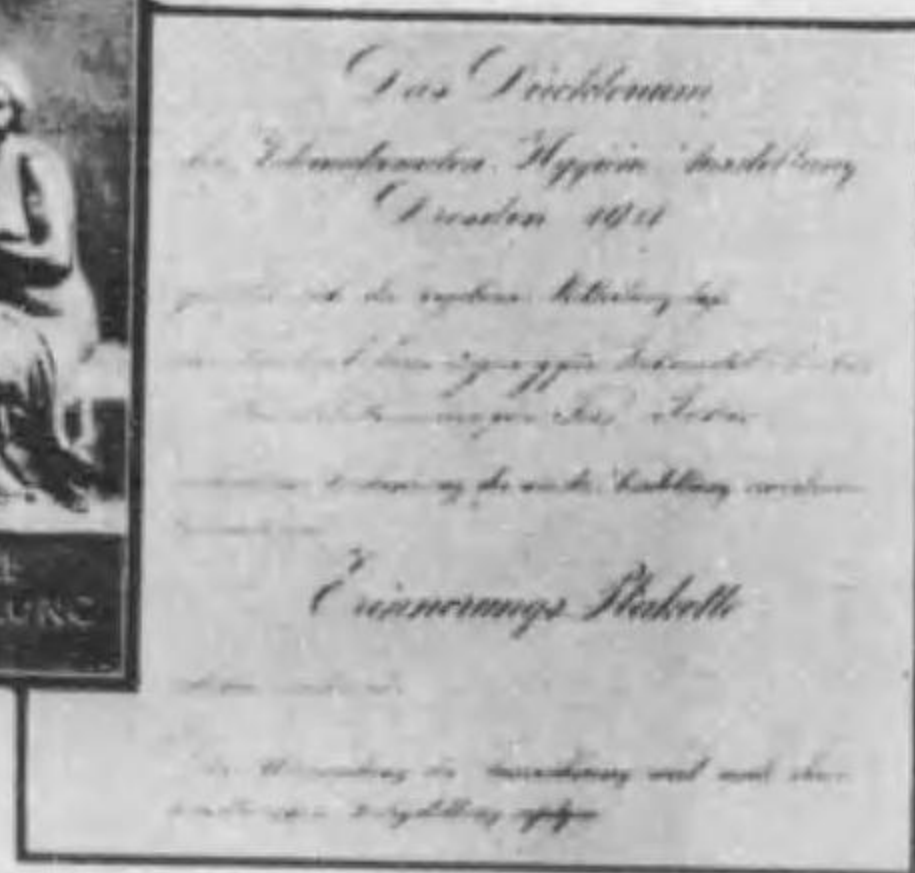
(4)

(5)

(6) 明治四十四年獨逸  
ドレスデン衛生博  
覽會賞牌  
(7) 全上賞狀



(6)



(7)



(1)



(2)



(3)



(4)

(1) 明治四十一年  
十月北米大西  
洋艦隊歡迎綠  
門及ロ喫茶場  
並ニ接待員  
(2) 北米聖路易市  
ニ於テ明治四  
十四年度巡廻  
喫茶店  
(3) 全上大正元年  
度  
(4) 全上大正二年  
度



茶業組合創立三十周年紀念章



茶はもと唐土より其種子を齎し  
 て宇治に植ゑられしにはしまり  
 星移り年かはりてとつ國へまて  
 おしひろむることとはなりぬそ  
 も宇治の地はかゝる深き縁しあ  
 るにちなみぬる明治二十の年  
 こゝの平等院精舎扇の芝のほと  
 りを擇みて製茶紀念碑をさへ建  
 てられたるなといはれいと多け  
 れは今のしとも組合三十年いひ  
 紀念のしるしともなすになむ  
 大正癸丑の初冬

怡哉識

序

茶は日本必領の飲料品也古に於て然るべ  
か之を爲す外之生活に必需品たるを失ひん  
我國に於ては上之貴族に於ては訪客に對し  
茶を勸むるの習俗ありて社交上茶は實に  
缺て可らざる要品也茶而に於ては名茶を  
後之酒を用ふるの習俗ある如く我國に於て  
食後之茶を用ふるの習俗あり乃ち富貴



既に加持をなせし茶而も其病因を去り茶一壺に  
喫茶報せしは一壺を嗜する會も病に  
直に癒るを治たり之と近時の空俗に於ては  
流り之類と雖も香味を感せず茶と常村を喫すは  
病を治さざることなく特茶の如く煎茶に得たる者  
何れを嗜すや少く茶と云ふは茶袋に書て白鳳茶  
と被りし之は茶の功用顯著なるを於て又市儈古上  
り之を以て名をたつドクトン云々は只は因循より於て我  
身と茶とを以て日茶を飲ばば其時を國軍隊に

百、指室扶斯の如かりけり茶を飲めば  
ふして茶に付し原之高く茶と稱せしは其功用既  
め好侍大なるを以て茶茶に其功を固ちせしむ必  
要なり我茶茶に其功を以て香味あり其功を以て  
はす更此一層に及ぶを以て茶と稱せしは其功を以て  
再従以來修り其功を以て茶と稱せしは其功を以て  
他の茶茶に其功を以て茶と稱せしは其功を以て  
保好強壯なり其功を以て茶と稱せしは其功を以て  
其功を以て茶と稱せしは其功を以て茶と稱せしは





日本茶業史

茶業組合中央會議所編纂

總論

國に治亂興廢を看るの歴史あり、人に榮達浮沈を知るの傳記あり、事業の沿革は其蹟に依りて見るを得べく、文化の進展は事業の興隆に依り其將來を察するを得べし。我國に於ける製茶の事業たる其因て來る所遠く、傳ふる所極めて古し。今や非常なる發達を遂げ、業に従ふ者一百万、其産額一億萬封度、廣く海外に輸出せらるゝ額四千六百萬封度實に盛なりといふべし、其事業の基礎たる桓武天皇の延暦二十四年(西暦八百〇五年、唐順宗永貞元年)僧最澄(傳教大師)が支那より種子及製法を齎らし、近江の臺麓に栽培せし以來、茲に一千百九年の星霜を閱せり。其間事業の傳ふべきもの尠からず、湮滅したるものは之を闡明ならしめ、顯著なるものは益々之を鮮明ならしむ、之れ茶業史編纂の必要ある所以なり。

○茶の名所及源産地 植物學上に於ける茶は、原名 *Thea Sinensis*, *Camellia Thea* と稱して山茶科

に屬し、常綠灌木なる山茶屬の一種なり。本草類篇には「知也」と訓し、一名めざましぐさ又艸人草ともいふ。陸羽の茶經には、茶に五種あり、一名茶、二名檜、三名葢、四名茗、五名薺といふ。茗とは茶の別名にして、爾雅には早採者云茶、晚採者云茗也とあり。支那にては茶は通俗的名稱にして茗は雅語に用ゐたるものゝ如し、檜は爾雅に苦檜茶とあり。古は茶に對し種々の名稱ありたるも、今日に於ては茶、茗の外絶て之を用ゆるものなし。歐米には茶を産せず、支那より傳來せるものなれば、其名稱の如き皆茶の字音より轉訛し、英吉利にては Tea 佛蘭西にては Thé 獨逸にては Thee 露西亞にては Tschai と稱す。茶の原産地は亞細亞の南部地方即ち東印度のアッサム及カチヤル地方にして、茶樹は熱帶地方に在りては數千尺の山地にも自生し、溫帯に在りては霜雪少なき暖地に繁茂す。日本、支那、印度、瓜哇、伯刺爾等に栽培せらる。我國に於ける茶の産地は北緯三十度乃至三十八度の間、即ち常陸と越後を聯結せる線は經濟的限界なり。北海道松前地方に於ても茶を栽培しつゝあるも、暖地に比すれば甚だ劣れり。米國の統計學者ジョン、マクフアレン氏は茶の原産地は北緯四十度以南の東部亞細亞にして、之を飲用するものは北緯四十度以北の歐米人なるは一奇なりと云爲せり。

○ 我國の自生茶 我國の茶樹は支那より其種子を齎らし來り栽培したるものなりといふものあれど、其以前既に茶樹ありしは事實なるが如し、何となれば、日向の高千穂、稚葉、肥後の玖摩、八代、山

鹿、筑後の生葉、上妻、豊前の上毛、田川、豊後の大野、直入の諸郡、土佐の諸山、伊豫の久萬山、阿波の粗山、周防、石見、紀伊、美作の諸山脈等に自生の茶樹繁茂するもの尠からず、之等は皆支那より種子を傳へ、故ら山地に播種せしものにはあらざるべし。然れど我國に自生茶の存在せることを發見せしは、今より六百餘年前の事なり。茶説集成に、駿河にては龜山天皇の文永年間（文永は十一年までにて元年は西暦千二百六十四年）安倍山中に自生の茶あり、土人採て試むるに其味美也。之より其種國中に繁衍して名産となる、之れ駿河茶の濫觴なりと記載せり。又安倍郡井川村の如き山間僻陬、交通不便なるに拘らず、遠く三百年の昔より茶を製造したるものあるに徴し、今日我國に栽培せらるる茶樹は悉く支那種なりと斷定するに能はず。然れど我國に於て茶の栽培、製造、喫茶の方法を知るに至りたるは、支那に留學せし僧侶が、種子と其方法を傳へ、之を布教に利用したるものなるべく、當時の支那は文化開け、我國の制度文物は皆範を支那に仰ぐの状態なりしかば、佛教の傳派と相待つて、喫茶の風習傳り、茶の栽培となり、次で製造方法の研究となりしは、蓋し自然の順序ならんか。

喫茶の風習傳る 喫茶の風は韃靼、ペルシア、支那、日本にては古來よりの習慣なり。支那に於ては周代より飲用したるものゝ如きも、漢代に至り廣く飲用せらる。魏晉の世に至りては茗飲漸く盛になり、唐に至りては陸羽茶經を著し其効用を説く。唐以前は茶の葉は煮烹して飲料に供したれ

と、唐に至りて始めて團茶を製し、之を粉末として煮て飲用す。明代には茶葉を手にて揉み、焙爐にて焙り、煎茶なるもの始めて製造せらる。我國にては今を去る一千八百八十五年(一八五四年)即ち聖武天皇の天平元年(西暦七百二十九年)、唐玄宗開元十七年(西暦七二九年)四月八日行茶と稱し茶を賜りたると奥儀抄に見ゆ。歐洲に於ては茶を飲用せしは東洋諸國に比し甚だ遅く、寛永七年(西暦千六百三十年)和蘭人が東印度會社の手にて茶を輸入したるに始る。越へて六年巴里にて茶を喫するに至り、英國にては寛文四年(西暦千六百六十四年)、露國にては十七世紀の半に、佛國にては正保二年(西暦千六百四十八年)に茶の輸入を見たり。米國へは早くより輸入飲用せられたる形跡あるも寛政二年(西暦千七百九十年)以降ならでは事實の徴すべきものは遺憾なり。

茶の効用及成分 茶は何故人生日常の飲料として缺く可らざるものなりや。華陀食論に茶久食則益意思(中畧)身心無病、故益意思と記し。神農食經には茶茗宜久服、令人有力悅志云々とあり。本草には茶味甘苦微寒無毒、服則瘕瘕也、小便利、睡少、去疾渴、消宿食、一切病發宿食と記し。喫茶養生記には茶也養生之仙藥也、延齡之妙術也、山谷生之其地神靈也、人倫採之其人長命也とあり。蘇東坡は一日も茶なかる可らず、毎食後濃茶にて口を嗽げば、煩膩已に去りて脾胃自ら清し、肉の齒間に在るもの茶を得て悉く消縮し、覺えず脱し去り刺挑を煩さず、齒の性茶に依りて益堅密にして蠱毒自ら止むと其効用を賞せり。英國のキツチナー博士は茶は消化を助け渴を醫し、而して

精神を爽快にすと述べ。デヒース博士は茶は他の飲料の満足させ能はざる身體の要求を充すが如し、茶の主要成分たる茶素は酒精の如く有害ならず、併も有功なる神經の興奮劑なりと論せり。而して茶葉の成分に就き化學的に研究すれば、最近東京帝國農科大學に於ける分拆の結果左の如し。

水分	一六、一九	灰分	五、四二
乾燥物	〇、八一	茶素	二、〇六
乾燥物百分中の含有物		單仁	一、二、九一
粗蛋白質物	三五、二七	可溶解物質	三七、三二
エーテル浸出物	五、〇五	全窒素	五、三六
粗纖維	一三、二五	蛋白質窒素	三、九六
無窒浸出物	四一、二一	茶葉の窒素	〇、七五
		アマイド類窒素	〇、六五

以上の如く茶の特殊成分は茶素、單仁及エーテル浸出物にして、單仁は茶のみ之を含有するものにわらず。珈琲、コ、ア、マテ等の如き皆之を含む。單仁は消化醱酵を不活潑ならしむ、之れ蛋白質と化合し、一種の化學的作用を起す爲めにして、茶を多量に飲用すれば消化不良となるは全く之が爲めなり。茶素は筋肉の働作を鼓舞し、疲勞を恢復するの効あり。殊に心臓、神經、筋肉に作用して運動を活潑ならしめ、泌尿を善くす。然れど多量に飲用する時は神經を過敏にし、又心臓に害

なしとせず。エーテル浸出物は、茶の芳香に關係あるものゝ如く其効用不明なるも、精神を爽快ならしめ、食慾の増進に力あるものゝ如し。茶素は茶の特殊成分には相違なきも、其含有量の如何に依り香味、色澤等異なるものにあらず。只優良品は茶素と單仁多く、茶素と單仁の多きは優良品にして、之れ嫩芽を摘採して製造する爲めならん。

茶業發達の順序 我國に於ける茶樹は支那種の傳來以前、既に山野に自生繁茂したるものなるは前陳の如し。然れど今日各地に栽培せられつゝあるものは支那種多く、之れ多年栽培の結果良種となりたる爲めにして、我國に傳りたる順序は、延暦二十四年僧最澄（傳教大師）が支那より種子及製法を齎らし歸りたるに基因するも、此の種子は中絶したるものゝ如く、其後後鳥羽天皇の建久二年（西暦一千百十九年、南宋光宗紹熙元年）榮西（千光國師）宋より歸朝し、種子と製法を齎らし之を肥前の春振山に播種し、更に筑前博多聖福寺に移植す。又其種子を僧高辨（明恵上人）に頼ち、山城の梅尾に植ゆ、爾來茶園は諸國に設けられ、栽培は益盛んとなれり。北條氏の時代には茶を賞翫せしものありしも、之を奨励したるにはあらず。室町幕府に至りては、三代義滿の時茶道は權輿し、八代義政に至り漸く隆盛に赴き、織豊二氏に及んで式法、禮儀大成し、徳川氏に至り種々の流派を見るに至れり。茶道の漸次發達するに連れ、栽培製造の技術も亦著しく改良せられ、茶園に覆を設け、碾茶製造法精巧を極め、煎茶の製法と全然區分せらる。其後天保六年（西暦千八百三

十五年）玉露の製法發明せられ、安政六年（西暦千八百五十九年）より外國貿易の途始めて啓け、明治に至り紅茶、磚茶の製造研究せられ、輸出年を逐ふて増加したるが、一利一害は數の免れざる所にして、輸出額の増加は忽ち粗製濫造に流れ、米國にては粗製茶輸入禁止條令を發布し、政府に於ても之が取締の爲め茶業者の希望を容れ、明治十七年（西暦千八百八十四年）一月組合準則を發布し、之に準據して各地方に於て茶業組合を組織するに至り、之が統一の機關として明治十七年六月、茶業組合中央本部を組織する事となれり。

外國の産茶歴史 重なる産茶國に於ける製茶栽培の歴史を見るに、瓜哇島へは文政八年（西暦千八百二十五年）より栽培せられ、印度に於ては天保十一年頃（西暦千八百四十年頃）英國が支那と戦端を開きたる際、茶の供給杜絶を虞れ、東印度會社をして栽培せしむ。明治十一年（西暦千八百七十年）サー、ジョセフ、バンクス氏は茶の栽培をハール、ランクブル又はクーチベハールにて試みんとをワレン、ヘスチングス氏に建議せり。之より前文政四年（西暦千八百二十一年）より文政九年（西暦千八百二十六年）に亘り、ブルース氏はアッサムに於て茶樹を發見し、スコット氏も亦マニプールに於て發見したるも、世人の注意を惹くに至らず、天保五年（西暦千八百三十四年）總督ウキリアム、ヘンテング卿茶の栽培を奨励し、遂に今日の發達を見るに至れり。臺灣に於ては最初自生の茶樹を發見し、之を栽培製造するに至り、慶應元年（西暦千八百六十五年）英人ジョン

ドッド氏茶業の前途有望なるを以て、土人に資金を貸與し、支那より種苗を輸入して栽培を奨励し、其製茶を厦門に輸出し、北艮岬に工場を起して再製茶を造り、明治二年（西暦千八百六十九年）米國へ直輸出をなせり。天保八年（西暦千八百三十七年）より明治十五年（西暦千八百八十二年）まで珈琲の大産地なりし錫蘭島に於ては、明治十三年（西暦千八百八十年）來珈琲が病菌の爲め侵され、挽回の途なき爲め、止むなく茶樹の栽培に力を用ふるに至り、明治十五年（西暦千八百八十二年）には茶園の面積二萬エーカー、輸出額七十萬封度なりしも、明治四十三年（西暦千九百十年）には茶園の面積三十九萬八千エーカー、輸出額一億九千三百萬封度の巨額に達し、漸次世界の製茶市場を壓し、米國及加奈太に於ては支那茶を蠶食して遂に日本茶にも影響するに至り今日に於ては歐米の需要を一手に壟斷する事となれり。米國に於ては寛政十二年（西暦千八百三十二年頃）佛國植物學者ミカウクス氏が、南カロライナ州のチャールレストンより十五哩を隔たるアシユレー河の上流ミドルトンに植へたるを始めとし其後嘉永元年（西暦千八百四十八年）に至りジュニアス、スミス氏外國産種苗を取寄せ、グリーンヅイルに近き耕地に栽培せしも、其死後之を培養監督するものなく自然消滅に歸せり。政府が茶に關し興味を有するに至りしは安政五年（西暦千八百五十八年）の頃ロバート、フオーチューン氏を支那に派遣して茶の種子を齎らし來らしめ、南部諸州、沿灣諸州に廣く配布せられ、栽培せらるゝに至りたるも、自家用に製したるものにして販賣の目的にて製造せられたるに

はあらず。明治十二年（西暦千八百八十年）農業委員ウキリアム、ジー、ル、デュウ氏は印度に於て多年茶樹栽培に従事し經驗あるジョーン、ジャクソン氏をして茶樹栽培の適否を試験せしめんとし、南カロライナ州に近きサンマーヴギルに二百英町の土地を相し、日本、支那、印度より種子を輸入し栽培して少量の優良茶を得たるも、或理由の爲め此試験を廢止するに至れり、明治二十三年（西暦千八百九十年頃）シエファート博士は製茶事業は米國産業の一として未だ絶望なりと決定したるにあらずと信じ、バインハーストに於けるジャクソン氏の試験地たりし所に、小規模なる茶園を設け、紅綠茶の製造に従事し、其産額一萬封度なるも、未だ見るに足るものなし。以上は日本茶業史に關する概論なるが、以下章を分ち節を別け、詳細に説述する所あらんとす。

張 孟 陽

芳 茶 冠 六 清

溢 味 播 九 區

人 生 苟 安 樂

茲 物 聊 可 娛

第一章

製茶の沿革

我國に於ける茶の沿革を見るに、喫茶の風習始めて傳り而して後栽培製造の方法傳りたるもの、如し。喫茶の風習が始めて行はれたるは、千八百五十年前即ち聖武天皇の朝にあり。奥儀抄に聖武天皇の天平元年四月八日百僧を禁庭に召し、大般若經を講せしめ給ふこと四日、其第二日に行茶と稱し茶を賜ふと記せり、其後七十六年を経て桓武天皇の延暦二十年、僧最澄(傳教大師)遣唐大使に従ひ入唐し、翌二十四年(西暦八百五十五年、唐順宗永貞元年)歸朝す、此時種子を齎らし來り近江の坂本村臺麓に植ゆ、今の池上の茶園之なり。之れ栽培の始めにして此時又茶を製造す。又平城天皇の大同年(西暦八百六十六年唐雲宗元和元年)僧空海(弘法大師)も茶の種子と其製法とを齎らし歸る。後十年嵯峨天皇の弘仁六年四月近江國滋賀韓崎に幸し、梵釋寺に蹕を駐め給ひし時、崇福寺大僧都永忠自ら茶を煮て奉御す。同年六月五畿内並に近江、丹波、播磨に詔して茶を植へ貢獻せしむ。然れど廣く培養せらるゝに至らず、従つて製茶も顯官僧侶の間に賞翫せらるゝに止り、製法の如き唐法に則り團茶となすに過ぎず。其後延暦、弘仁植ゆる所の茶は殆んど中絶するに至り、今日我國に存する

茶は、後鳥羽天皇の文治三年四月臨濟宗の開祖たる榮西(千光國師)宋に留學し、後五年を経て後鳥羽天皇の建久二年(西暦千九百一十一年)南宋の光宗紹熙二年四月歸朝し、江南の地より茶子を齎らし、之を筑前の脊振山(今の佐賀縣神埼郡)に下種して栽培す、石上茶(所謂岩上茶)と稱するもの之なり。其後筑前博多の聖福寺の山内に植ゆ。又同師は喫茶養生記を著し、大に茶の効用を説きしを以て喫茶の風漸く盛になれり。榮西の京師に在りしとき、梅尾の僧高辨(明惠上人)法問の爲め建仁寺(榮西の建立に係る)に來り、談會々茶徳に及び、其種子を分ち得て之を深瀬に植へ、後地を相して山城の菟道に分栽す。當時高辨馬に乗りて園圃を回はり、其蹄の距離に蒔くべしと教へたりとて、今尙は宇治郡木幡に駒の足影と稱する茶園あり。次で仁和寺、醍醐、葉室、般若寺、神尾寺に移し、更に大和の寶尾、伊賀の八鳥(今の服部)、伊勢の河居、駿河の清見、武藏の川越等の名園も開かるるに至れり。斯の如く茶園は全國諸所に開かれたる爲め、茶を賞翫するもの多く喫茶の法漸く行はるゝに至れり。北條氏政權を執るに及んで茶を賞翫せしものありしも之を獎勵せしにはあらず。後醍醐天皇の朝に於ては闘茶なるもの起り、正中、嘉暦の際、天下大に亂れたるも茶を賞翫せしもの多く、陣中の徒然を慰めんが爲め茶を愛喫せしものも尠からず。後小松天皇の永和四年足利義滿其臣大内義弘に命じ宇治に再び茶を植へしめ、宇治、醍醐、梅尾の三ヶ所を最良の茶園となす。茲に所謂宇治の地は後世の宇治郡宇治村にあらずして久世郡宇治郷なり。其の後諸國の守護地頭も茶の効用

を知り、之を栽培するに至れり。茶は斯の如く廣く栽培せらるゝに至りたる爲め、西南地方の山間に於て天然茶發見せられたるも、培養せしものと自ら異なる所あるを以て、其地方の者ならでは飲用するものなかりき。將軍義滿の時武衛の園、朝日の園、京極の園、山名の園、宇文字の園を設け、後其園を増し其名を改め、森、祝井、宇文字、川下、奥山、朝日、枇杷の七ヶ所となす、所謂宇治七園の始めなり。後小松天皇の明徳年間近江愛知郡高野村永源寺の僧圓應の徒弟に越溪なるものあり、同寺の山腹に茶園を設け一種の茶を製造す。香味卓越にして此茶を越溪と銘す。江州政所の製茶が香味佳良なりしは、蓋し其遺風ならんか。

茶は斯の如く廣く栽培せられ、其効用も周知せらるゝに至り、従つて茶を遊樂に試み之を茶道と稱するものあるに至れり。足利義政將軍たるに及び、茶を好み洛陽東山に銀閣を營み、職を義尚に譲り薙髮して名を道慶と改め退隱す。専ら茶事に耽り僧休心(珠光)が茶道に通曉せるを聞き、之を招聘して自ら習ふと共に、臣下をして亦之を學ばしむ。茶道の儀式漸く備る。應仁以降、天下擾亂、群雄割據して兵革止む時なし、織田信長尾張に起り四隣を平げ、天下平定の志を遂げんとせしも、戦亂の後人心殺伐に流るゝを憂ひ、茶會を設けて親睦を圖り、禍源を除かんとす。珍器名品を蒐め武野紹陽(因幡守仲村)に師事し、後千宗易(利休)を安土に召して茶會の式を釋ね、法則益精密を加ふ。豊臣氏に至りて益盛んとなり、茶園に覆を設け碾茶製造法精巧を極め、又洛陽北野に於ける大

茶の湯の催しとなり、珍器名品の蒐集となり、遂に泉州堺の人納屋助左衛門に命じ、呂宋より茶壺五十個を輸入し、千宗易をして品質の良否を鑑定せしめ、之を諸侯に分與す。徳川氏に至りては茶の湯の流派愈多く隆盛の極度に達し、當時幕府より製茶進献のとあり儀式莊嚴を極む。而して我國に於ける茶は碾茶、黒茶の二種にして、碾茶の製法は芽を蒸し搗きて焙乾し、黒茶の製法は釜にて熬り、之を揉み乾したるものにして、其製法は多少の變遷ありたるも、徳川氏の中世まで専ら行はれたり。櫻町天皇の元文三年山城綴喜郡湯屋ヶ谷村永谷三之丞(宗圓)が青製と稱する製法を發見し、從來の物に比し色澤、香味優良なりしかば、其製茶三貫目を携へ江戸に來り之を鬻がんとせしも、能く一人の購ふものなかりき。日本橋の茶商山本嘉兵衛(徳潤)小判三枚を以て之を購ひ、奇品となし更に明年の新茶購入を約す。翌年又二十五兩を以て二壺を購求し、茶名を天上又は天下第一と銘じ之を諸侯伯に鬻ぎ巨利を博せり、宇治製煎茶の製法は茲に始る。此製法一度發見せられしより皆之に摸らひ、日本茶と言は、必ず宇治製煎茶たるに至りしも、只九州天然茶の在る地方特に肥前嬉野製茶の如き今猶特殊の製法を墨守す。而して玉露の製法は孝明天皇の天保六年山本嘉兵衛(徳翁)宇治郷小倉村木下吉左衛門の碾茶製造場に至り、職工の碾茶を乾燥するに「サラ」を以て、徐ろに蒸葉を攪和するを見、職工の怠慢故ら此の如くなすものと信じ、自ら手を以て蒸葉を攪和したるに、乾燥するに伴れ盡く小團形となる。見るもの大に驚き之を諫むれども聞かず、職工にも製せしめ製品は江



戸に齎らし歸り、玉の露と銘名して諸侯伯に贈り賞賛を博せり、之れ玉露製茶の始めなり。我國に於ける茶の沿革大畧此の如し、然れど各地に移植栽培せらるるに至り、特殊の發達をなしたるものも尠からざれば、我製茶の主要産地に於ける沿革に關し述ぶる所あらんとす。

近江國

近江は西方一帯琵琶湖に瀕し、湖波濼澗の裡、所謂近江八景の勝概を展し、雲嵐蒼翠の外に七十二峯の晴色を挹むを得べく、風光然かく明媚にして且つ日本古來の産茶國とす。産茶の起源は遠く延暦二十四年にあり、之を記録に徴するに傳教大師唐より歸朝し、茶實を比叡山麓滋賀郡坂本村井神の地に播下せしに創る、後弘仁六年六月畿内及近江、丹波、播摩に茶樹を栽植せりと傳ふ、其の國史に存するの地は甲賀郡紫香樂即ち今の朝宮茶是なるべし。又愛知郡東小椋村地方の茶即所謂政所茶なるものは貞觀年中惟喬親王の采地たるの時植栽せられたるもの也、貿易茶に關しては柿ヶ原の製茶に創まる、太田重兵衛なる人あり、膳所藩主に仕へ、奉公の餘を以て農事に努め、城西岡山の南柿ヶ坂に茶園を開き、子孫相繼で五代目に至り、始て藩の茶司となる。嘉永六年米國ペルリ提督の渡來するや、藩士關研藍梁なる者恰も江戸詰たりしの故を以て、接待の事に當り、提督の珈琲に代へて飲料とすべき佳品なきやとの需めに應じ、携ふる處の柿ヶ坂の製茶を進めたるに、提督は其の香味を賞して止まず、今後若し通商貿易を開始せば必らず先づ此物を以て輸出の主品たらしめ

よど。藍梁乃ち藩侯に上申し、安政二年五月城南岡山に十三町歩の茶園を開墾す。

甲賀郡土山村地方は、天和年間始て茶樹を植栽せしも、其の規模至て小なりき。然かも安政六年横濱の開港となり、製茶輸出の途開かるや、産額俄然として激増し、全村殆んど茶を製せざる家なきに至れり。如斯滋賀縣下は最も古き産茶地にして、其の内地向たると貿易向たるとを問はず、奮て之れが製産に努めしが、明治十三年の交に至つて、貿易茶噸に激増し、内地向は之れに伴はざるの觀ありき、然るに明治十六七年以降茶價の低落と共に貿易茶は漸く減退し、三十年頃に至りては場所に依り減額せしも内地向きは些の輕減を見たるのみなりき。

近江國製茶は如上述べたるごとく、傳教大師將來の茶は乃ち本邦産茶の權輿にして、臺麓は唯當國産茶起原の地たるのみならず、抑亦本邦産茶起原の地たらんか、性靈集に秦範が叡山最澄和尚(即傳教)に答ふる啓書一者を賦す、中に言あり曰く、兼て十茶を暇る事を蒙る、喜荷他なしと、又嵯峨天皇澄公奉獻の詩に和して曰く、羽客親講席。山精供茶杯。とあるに見れば、最澄が臺麓に植たりし茶樹は、最澄在世中既に製して飲喫せしや明かなり。

大和國

大和國は名山靈嶂の尊崇すべきもの多く、嘉木喬柯亦鬱然として群生す、即ち皇祖神武の都を奠

め給ひし處、風華の偉麗神秀なる眞に故あるなり。寧樂は千餘年來の名都にして、宮嵐埴雨、古色の掬すべきもの雅韻の抱むべきもの甚だ多く。産茶のごとき、亦古き歴史を有す。之を舊記に看るに、榮西禪師宋より茶種を齎らしてより、山城梅尾の僧高辨(明惠上人)其の種子を受得て、建久中之を山城荒道に栽植し、更に大和の寶尾(今の室生)に移植せりと云へば、今を距る七百二十有餘年已に茶樹の植栽されしや知るべし。

尙ほ弘法大師入唐の際、携へ歸りたる茶碾は、宇陀郡内牧村佛隆寺に保存され、大師傳來の苔の園が近時まで同寺内に現存したりしと云ふに徴すれば、大和の植茶は實に全國中最も古の歴史を有せりと云ふべきが如し。爾來一盛一衰、幾多の星霜を経て、文化、文政の頃に至り、伊賀、近江、山城の諸國より盛に茶種を得て各所に傳播し、安政年間、製茶貿易の開始せらるゝに當ては、既に多少の輸出を見たるが、以來幾浮沈、明治の初年最も旺盛を極め、明治十年後價格の暴落に遭ひて忽ち衰頽し、粗製濫造の極、信望地に墜ち、茶商にして倒産の厄に逢ふもの尠とせず。是に於て茶業組合の設立となり、縣亦相當の保護を加へ、銳意改良に努めたりと雖、滔々として粗製に趨きたる弊風は、容易に一掃すべくもあらず。明治三十八年五月、茶業改良獎勵の端緒として、大林農商務省技師を聘し、茶の主産地に付き巡回指導を依頼し、以後縣費に茶業改良獎勵費を加へ、技術員を置き、茶業組合を鼓舞激勵して實地指導に就かしめつゝあり。

今は其の産額漸く増加し、靜岡、三重、山城に次で、年額三十萬貫、價格亦六十萬圓に垂んとす。縣下茶を産するの地甚だ多しと雖、蓋し吉野郡を以て翹楚となすを得む乎。

吉野郡 郡中の産茶地を擧ぐれば先づ大淀村大字中増、西増に指を屈すべけん、此地の茶園は一見酷だ宇治の茶園に肖たるものあり、人をして其の銘茶場たるを想はしむ。茶の樹相、口碑等に據りて其起源を考ふるに、今を距る百五十年前既に栽植せられ、當時の製法は刈りて以て番茶製となし飲用に供せしもの如し。其後佔人籠屋忠次郎なる者山城より來り、此地茶樹あるも其製法の最も幼稚なるを慨し、乃ち滞在して製茶改良に努む。忠次郎俗に籠忠と呼び、元と籠職なりと雖、製茶の修養深く、當時の茶園所有者及び篤志家に説與して、宇治製の利なるを知らしめ、其の製法を指導し、其の培養を教傳すること、丁寧懇切を極めたるを以て、一郷の好評を博し、之が範に倣ふもの續出し、遂に製茶改良の端を啓くに至れり。

宇陀郡 本郡栽茶の事は本朝中、最も古の源を爲せるもの如きは以上已に陳ぶる處ありしが、内牧村大字内牧村大門氏所有の茶園の如き、稀に見るの古園にして、茶樹の周り八寸内外、其の高さ八尺に達するもあり、播種年代は不明なるも、思ふに二百年前のものたらん。爾來幾春秋、浮沈又盛衰、遂に今日の落莫を見るに至りしと雖も、苟も之が回復に努力せば、昔日の盛況を挽回する必ずしも難事にあらざる可きか、況むや全郡の土質頗る茶樹に適應し、到る處植茶の散見するものあ

るに於てをや。

山邊添上兩郡 此の二郡は奈良縣の東北隅に位し、伊賀、山城の兩國に隣し、有望の銘茶場なるも、憾むらくは之れが起源を詳にする能はず。

吉田太郎兵衛は山邊郡畑野郷の人、文化の頃、江州信樂、多羅尾等より茶實を購入し、自ら林野を拓開して茶圃七反歩を得、文政二年郷農に茶の利益あるを説き、區内上島某、中西某等に茶實を配付し、開圃栽茶に努めしめたり、是れを同郡栽茶の鼻祖となす。天保年間に至りて製茶家激増し、安政年間横濱開港に際しては、既に貿易茶として盛に市場に輸出され、爾來茶業益々振興し、明治初年より十年頃に及びでは、郡中各村に茶樹の繁殖を見ざるなく、時に多少の盛衰ありしと雖、一般に順調を以て今日に至れり。

肥前國

脊振山 脊振山は九州鐵道線神崎驛を距る北三里に在り。佐賀縣下第一の高山にして、海拔實に三千尺、試に山巔を極めんか、北に博多灣の煙波、福岡市の市街を展望すべく、南に筑紫灣の晴波の混濛たるを眺囑すべし、千歳の川流は肥筑の平野を蜿蜒して、銀蛇の奔るが如く、光景畫くに堪へたるものあり。

中古一山旺盛の際は、天臺の僧坊相連りて脊振十坊の稱ありしが、今は乃ち荒寒敗頽、僅かに斷礎を剩すのみ。然も此地は我國茶業家祖先墳墓の地と云ふべく、數百年前の茶樹今尚ほ山中に殖存せり。脊振山の産茶は今を去る七百餘年、即ち後鳥羽天皇の御宇、文治三年本邦臨濟宗の開祖たりし、僧千光(即ち榮西禪師)修法の爲め宋國に遊學し、建久二年四月を以て歸朝するや、齋らし歸る處の茶種を脊振山石上坊の前園に播し、之を石上茶園と稱するに因す。實に我國植茶の嚆矢なり。脊振山因由記に曰く

榮西禪師脊振山中宮谷居住一山再興の祖師なり、入唐歸朝の時茶實持來投石山此種自石中芽莖生長于今滿山繁衍其地方石上苑自是爲僧正跡云々

其後百七十餘年應安年間、足利義滿大内義弘に命じて、茶園を山城の國宇治、梅尾に開かしむ、而して梅尾の茶は當初脊振山より分種し、之を深瀬に下種せるに創まる。賣茶翁の梅山茶譜に曰く第一脊振、第二梅尾、第三博多聖福寺と、復以て脊振山茶の起原遠きを知るべし。脊振山は肥筑兩國の界に在るを以て、元祿年中、端なくも兩國間に領地の争を生じ、之を幕府に訴へ、其裁決により終に肥前に屬するに至れり。

嬉野茶 嬉野は古來産茶を以て現はる。皇紀二千百年の頃、唐人の船松浦郡平戸に來り、嬉野村皿屋谷に於て陶器を製造し、且つ茶種を栽培して自家の飲用に供せり。明の正徳年間(我後柏原天

皇の朝) 明人紅令民なる者、南京釜を帶し來り、地を嬉野に相して唐製茶を試み好結果を得たり。後百年慶長年中肥前白石郷の處士、吉村新兵衛なる者あり、當地に移住し、山谷を開墾して茶圃となし、茶種を栽培して斯業に盡瘁せるあり、全村翕然として之に倣ひ、山野丘壑到處栽茶を見ざるなきに至れり。明治十八年十一月故吉村新兵衛追賞の恩典あり、子孫乃ち碑を其墓側に建設す。

嬉野茶は元來南京釜熬製(今日の釜熬製にあらず)にして、之を唐製と稱し、實に我國輸出茶の鼻祖となす。明治の初年其額一百萬斤に上りしも、時恰も他府縣の製茶は大に改良を加へ、外國人の嗜好之れに移りしより、嬉野は漸次價格低落し、農家は收支相償はず、茶園を放棄するに至りしを以て、著しく其産額を減じたりき。

折衷茶 明治の初め、井手與四郎なる人縣當局の獎勵に基き、宇治製の製茶傳習所を創設せるも、數年ならずして不幸廢滅に歸し、次で茶業家高柳嘉一なる者、頻りに製茶改良に力め、終に折衷製(唐製と宇治製との折衷製)を發明し、其子弟を南京、漢江、重慶の各地に遣し、専ら心を在來製の改良に效せしを以て、嬉野の聲價を博するに至れり。當時又静岡製の時勢に伴ふべきを察し、静岡より教師を招聘し、製茶傳習所十數ヶ所を東西嬉野兩村に設立し、専心製茶改良に努めたり。

明治三十六年五月、郷の先輩有志胥謀り、茶樹栽培、施肥、摘芽、製茶法の一般を、廣く年少子弟に知らしめんと欲し、嬉野尋常高等小學校内に製茶傳習科を設け、越へて三十七年茶園一丁歩を

開墾し、専ら兒童に傳習せしむ、是に於てか製茶事業は再び發展の氣運に向へり。

### 伊 勢 國

伊勢は東南海に臨み、西北山を負ひ、風煙明麗、風氣適順の古國にして、其土質は甚だ多く茶樹の栽培に適す。背書國誌に榮西禪師宋より茶實を齎し、之れを梅尾の明惠上人に傳ふ、上人乃ち山城國梅尾、宇治、近江國高島、伊勢國川上に分植すとあり、是れ今の川俣茶の濫觴なり、聞く川俣はもと香畑と書し茶の香味を稱せるより起れりと、彼の波瀾、月出、仁柿の如き、特に茶實を播下するの要なく、山間の衆木を伐採し雜草を艾除するときは、自から好個の茶園と化したすと傳ふ。蓋し川上は雲津川の上流、香畑は櫛田川の上流を指示するなるべし。此地延享年間一時播種に旃めたるの事實を傳ふるものあり、然れども之れが栽培に力を用ひたるや疑はし。只だ野生の茶樹をして其の自然の繁殖に任せしのみなるべく、其の栽培に製造に着意改善を加へたるは、恐らくは明治初年の交にあらむ。

三重縣の製茶は價額二百萬圓に達し、全國府縣中實に第二位に居し、其製茶の多くは北米及加奈太に向つて輸出せらる。同縣は明治十六年農商務省より茶業準則を發布するに際し、準則に基きて三重縣茶業組合を組織し、取締所を置きて一縣五十六部を總轄せり。十八年縣下斯業者相集て一團

體を組織し、米國需用地に製茶直輸の事業を開始す。但し直輸事業は縣下之を以て嚆矢と爲す。二十一年農商務省より茶業組合規則を發布するや、取締所を改めて聯合會議所と爲し、二十六年米國市俄古に於ける世界大博覽會に同縣製茶を出品して銅牌を領せり、二十七八年静岡縣より製茶教師八名を聘して、五十二箇所の傳習所を開き生徒五百名を養成せるが、是よりして貿易の製茶大に改善せられたり。

員辨郡 員辨郡の茶は其起原を詳にせずと雖、茶說集成に「元祿寶永の頃、農間に番茶を製し、盛に越前敦賀、羽後秋田、其他各地に販出せし事績あり」と謂ふに察すれば、其れ以前已に茶樹栽培の行なはれしや畧ぼ知るべき也。文政の初年、日内村に花屋太與次なる者あり、三重郡菰野村紅屋善右衛門と共に宇治製を創め、之を江戸其他に販賣し、大に世人の稱讚を博し、遂に北勢一般をして宇治製に改良せしむるに至れり。爾來年を追ふて進歩し、殊に外國通商の途開けてより同郡の茶業亦漸次盛大を來たし、明治初年の頃に至つては、各村落相競ふて原野を開き山林を拓き、新茶園、舊茶園を併せて今は其反別三百十九町六反、製茶戸數三千百三十五、産額六萬貫餘、價格十二萬餘圓に達するに至れり。同郡中良茶を産出するは石榑、中里、稻部の三村にして、殊に石榑南玉露の如きは、優に政所玉露茶を凌駕するに至りたるが、自他の村落に於ても培養漸く進み、玉露製を産出する者逐年増加するを見る。

三重郡 四日市市を距る西方三里、土地高燥にして肥沃の一村落あり、菰野村と云ふ。徳川時代は土方氏の領地なりき。戸數一千村域東西一里半に亘り、一村悉く農家ならざるはなし。其の茶業の沿革を繹ぬるに、淵源甚だ遠く、實に數百年前にあり。往古の事蹟詳ならずと雖、之を古老の口碑に徴するに、山城國梅尾より茶實を齎らして播種せるに創まり、文政年間山城國宇治の人、山本勘右衛門なる者同村に來り、家業釜熬茶の事業を營み、頗る佳品を製出し、領主土方氏の需用する所となり、大に聲價を地方に博するを得、天保二年四月、山城宇治より職工を備聘し、舊製の釜熬茶を爐製に改めて江戸地方に販出せるに、彌其の名聲を驅せ、世間菰野茶の名を傳唱するに至る。貿易茶の開始に際し文久年間同村茶は益々盛況を極め、紅屋、茶木屋、本芳、萬屋等の豪商鉅賈を出すに至れり。

水澤村常願寺住職中川教宏(文化三年十月生 明治十一年三月卒)なるものあり、人と爲り凡俗を超脱し、極めて尊王家たりき。慶應の末明治の初、翻譯書を繕讀して泰西文明を子弟に教傳す、曾て京都に遊學中偶宇治の茶園を見て大に感ずる所あり、歸國の後嘉永の年初を以て、林野三町餘を開墾して園圃を作り、茶種を播下して茶芽を摘採し、製茶業の有利なるを村民に細説するや、村民之に倣ひ争ひて茶園を拓き、現時は已に百數十町歩の茶園を有し、縣下有數の製茶村と稱せらる。

千種村は寛延年間(今を距る百六十年前)已に宅地又は畦畔に茶樹を栽培せりと傳ふ、然かも其の事蹟や照々ならず。元と千種村は地味肥沃にして茶樹に適せるを以て、慶應明治の初年畑地に之を

栽培し、爾來摘採製造に盡力せるを以て、遂に今日の盛況を見るに至る。菰野、水澤、千種の三村を併せて三重郡は實に伊勢一國に冠たるの産茶地と云ふべく、最近統計の示す處によれば、茶圃反別五百五十餘町歩、製茶産額十二萬二千餘貫匁、價格二十五萬圓、而して當業者は實に五千六百餘戸を算す。

河藝郡 河藝郡の風氣土質亦頗る茶樹栽培に適す。慶應年間明村の人故山田嘉兵衛あり、此地茶樹栽培の術未だ開けず、耕耘の法亦幼稚なるを慨し、江州土山に客遊し、播種栽培の法及煎茶製造の法を視察して郷に歸り、同志と謀り莽を開き蕪を拓きて茶圃となし、村民の蒙を啓きて製茶の事に盡瘁する所尠ならず、河藝郡の製茶をして今日あらしむるもの、實に其の功に依らずんばあらず。氏に茶樹培養論の著作あり、製茶蒸器械の發明あり、其製茶は共進會、博覽會に於て、屢々擬賞の選に入れり。

山 城 國

山城は山姿秀麗、水態妍妙、人情亦風流文雅也。乃ち茶を愛喫する者古より多し。江家次第に天喜四年三箇日毎夕坐侍臣施煎茶衆僧相加甘葛煎亦原朴生姜等隨要施之紫宸殿所雜色等參上施件茶於大極殿修時亦同但茶用茶器等見所例也。海人藻屑に茶者自上古我朝にあり、挽茶節會と

て於内裏被行公事儀式とあり。乃ち知る後冷泉天皇の朝(西曆千五十六年)早く大内裏に茶園を設けられ、公卿宮人亦園生に茶樹を栽培且つ賞翫せしことを。然も唯だ貴顯僧家のみの響應接待に屬せしを以て、千光圓師の喫茶養生記にも我國人茶を採るの法を解せず、乃ち之を用るすと論斷せる所以なり。

梅尾 梅尾は茶の名場なり。榮西禪師宋國より歸朝し、建仁二年京都に建仁寺を建て其の開祖となるや、梅尾の僧高辨法問の爲め建仁寺に參し、談茶徳に及び乃ち其の種子を受け得て之を梅尾の深瀬に播下し、始て茶を製せり。當時茶種を盛りたる壺を漢小柿と稱し、今猶之を梅尾寺に藏す、是れ梅尾植茶の起原なり。

虎關禪師の異制庭訓往來に、我朝名山人者以梅尾爲第一也仁和寺、醍醐、宇治、葉室、般若寺、神尾寺、是爲輔佐此外大和寶尾、伊賀八鳥、伊勢河居、駿河清見、武藏河越、茶皆是天下所指言也仁和寺及大和伊賀之名所比所々園如以瑪瑙比瓦礫又以梅尾比仁和寺、醍醐如以黃金對鉛鐵とあり、文素より假製に屬すべけんも、當時梅尾の聲望復た推知すべきなり。今者乃ち梅尾に茶園なく、唯だ一の漢小柿を剩すのみ。名山豈に落莫の感に堪へざらむや。

宇治 琵琶湖萬頃の水、一拆忽ち瀉きて大河をなし、河水涓々南流更に西下するものを宇治川となす、本邦第一の名茶場宇治町は其東端にあり。東は宇治郡宇治村に境し、東南一帶山脈を負ひ、地

勢稍傾斜して西北に展開す。

山に雲嵐紫翠の畫致あり、水に煙靄淡蕩の詩趣あり、其の櫻外に平等院の鳳凰閣を望み、松外に興松寺の樓門を仰ぐ處光華の明媚優婉なる、宇治は實に天下に冠絶するものなしとせむや。古人「山河信美」の一句我が宇治に於て之を見る。

宇治茶は實に數百年來の歴史を有す。乃ち明惠上人梅尾より茶樹を分栽せしに創まり、後足利義滿茶を熱愛し、宇治茶の特に優秀なるを知り、自から宇治に茶園を作る、後世之を七種の名園と云ひ、宇治の名聲世に籍甚す。文明十五年將軍義政銀閣寺を建立するに及び、茶事大に行はれ、上下競ふて之を嗜好するに至り、茶圃に覆被を設くる此より始る。然かく宇治茶の珍重せらるゝに隨ひ、近郷漸く宇治の名を濫用するもの出でしを以て、永祿十三年將軍義昭の時に至り、左の禁制を發して之れを防止す、また以て宇治茶の重んぜられし所以を知るべし。

近里輩以在々所々茶號宇治茶於諸國恣令賣買事言語同斷次第也所詮至加之類者堅致停止屹度又寄事於左右〇〇非分之儀止商賣續在之者相共可致御成敗之由被仰出也仍執達如件

織豊二氏頗る茶事を好み、甚だ宇治茶を愛重す、是に於てか宇治茶の名聲愈揚る、豊太閤のごとき亦禁制を下して之が保護擁護に資する處ありたり。

一他郷之者號宇治茶似銘袋至諸國令商賣事

一國質所質付押賣買事

一理不盡之催促並諸取沙汰事

一陣取寄宿之事

一喧嘩口論諸事非分族申懸事

右之條々堅令停止屹度於違犯輩者速可處嚴科者也仍如件

天正十二年正月

豊太閤

宇治製煎茶の起源 茶估山本嘉兵衛なる者あり、元祿年間より茶を嚮き、世々江戸日本橋通二丁目に住す、其五世嘉兵衛徳潤のとき、元文三年山城綴喜郡湯屋ヶ谷村の人永谷三之丞宗圓なるもの、色澤美綠、香氣馥郁たる煎茶を製し、三貫目を齎らして江戸に入る。徳潤見て奇品逸品となし、之を購ひ且つ明年新茶の購入を約す、徳潤の之を諸侯伯に嚮ぐや、大に其の清賞を得、山本茶の名譽を得るに至れり、乃ち知る今の宇治製煎茶の發明者は宗圓にして、宗圓は碾茶製法に因て蒸茶となし乾燥するを究知せしものなるを。又宇治製なるものは綴喜郡製或は湯屋ヶ谷製茶と名稱するを至當とすべきも、古來茶は宇治を以て最となせしに依り、遂に其名を冠せるなるべし。宇治製一度製出せられてより、山城は勿論、苟も茶を産するの地には廣く普及するに至れり。煎茶の發明に次いで玉露製なるもの出づ、乃ち第六世山本嘉兵衛徳翁の發明に係るものなり。

## 駿河國

駿河の産茶は建長年間安倍蘆久保に茶種を下せるに起源す。此地風土茶樹に適せるを以て、製茶は品質頗る可良と稱せらる、慶長年間徳川氏府中(駿府)に在り、當時専ら煎茶の用命を蒙り、毎年製茶を上納するを以て例となす、俗に御上り茶と云ふは是なり。此を遺書に見るに人足千餘人、一人五合扶持を賜はり、諸役免許仰付けられ、其の献茶は三貫五百目入五箱宛なりと。蓋し該茶園は長島と稱し、蘆久保高山と相澤嶽との中間を流るゝ蘆久保川上の一小丘なり。開園の當初、耕耘整墾し、人は赤脚地上を歩いて足痕を印し、其凹處に茶種を下して鬆土を覆ひたり、足久保の名是に於てか世に傳はる。足久保一に蘆久保と稱す、蓋し國音相通づれば也。

蕉翁遺趾 足久保の地風華佳麗、四時の行樂に宜からざるなく、風人騷客の杖を曳く者、士女老幼の登臨する者亦多し、元祿年間俳聖芭蕉の來遊するや、眼前の佳景を撫して、繾綣去る能はず、乃ち「駿河路や花たちはなの茶の匂ひ」なる一句を詠す。後駿陽城南の茶師竹茗堂主人俳聖遺蹟の遂に泯滅せんことを虞れ、丘畔に高さ丈五尺、幅二丈五尺の石碣を建立す、里俗之を狐石と云ふ、碣背に駿河路の一句を鐫せり。撰文中「然れば安倍川の水流れて、其の香長へに洛外宇治の佳茗にも劣るまじき土産にして、やごとなき御方にも召上させられ、享保の初め頃までは茶道の好士専ら

賞味ありしとなく」どあり、此地産茶に對する絶好の頌辭ならずや。而して文末更らに

宇治よりも育ちからよし足久保の

茶の芽そ春の初鷹の爪

しけり名を巖に高く生そへて

千年の榮をまつそ言の葉

の二首の國風を刻せり。又一説に曰く、仁治年中明惠上人茶種を帶し來り、山城の國梅尾に栽培し、聖人國師は足久保の隣邑椽澤村の産なるを以て、此地を撰むで播種せるなりと。

献茶 安倍郡献茶は慶長年間徳川家康府中(今の静岡)在城の當時に始り、年々献進の例なりしも、中頃に至り、顯門の飲料たるべき煎茶に對し、足久保の足の一字、頗る嫌忌すべしとの愚論を唱ふる徒あり、爲に献茶の廢止となりしは惜しむべし。尙ほ傳ふる處によれば、同郡の産茶は上野東叡山、甲斐國南巨摩郡大野山大遠寺及び身延山の煎茶の用命を受けて毎歲之を献納せりと。

縣下駿河の安倍、志太、富士、遠江の榛原、周智、磐田の諸郡は、其檢地帳に茶畑反別の目あるを以て觀れば、製茶を業とせしこと既に二百五十餘年前に在り。

川根地方 榛原郡川根地方へ始めて茶を植栽せるは、未だ之を詳にするを得ずと雖、貞享二丑年千頭村租税免狀に茶枯損毛引とあり、之に由て觀るときは、當時已に此地に茶を産せること明かなり。



又該地山林中各所に自然生の如く茶樹あるを見れば、已に數百年前より茶樹のありしを知るべし、其後増殖したるは萬延元年の頃に在り。安政年間外國貿易の開かるゝや海運によりて横濱に送り、次で静岡の商人等同地に茶問屋を開始するに及んで、其取引俄かに隆盛に赴き、價額亦漸次高騰して駿遠兩國の生産區域擴大となれり。明治初年徳川氏駿遠二ヶ國を領するに當り、八萬無祿の士族に授産の目的を以て、茶園の開拓に奨励せるあり、斯業の發達を増進せしこと少からず、今の牧原の大茶園、三方原の茶園は實に當時の遺跡なり。

**牧野原** 牧野原茶園の起源を尋ぬるに、潮村の茶園最古し。潮村は其東北端大井川の洪流に接し、駿河山あり。正親町天皇の天正十八年以前は、河水山の西方を流れしも、中村式部少輔一氏此地を領し、同年八月山の東方を鑿開して河流を東方に轉じ。直に海に注入せしむ。潮村現時牛尾と稱し、五和村の一部なり。明治二年静岡藩士中條金之助、大草太起次郎等の率ゐる新番組配下二百人此地に來り、東北は矢口原、岡田原より、西北は金谷原、南牛淵原の間を開墾して茶種を蒔き、相良勤番組は又菅ヶ谷原方面を開拓して茶園となせり。明治三年大井川渡船の舉あり、川越の役夫百戸生計の途を失ふや、官之を愍み、原野二百町歩金千圓を給し、地方の有志に命じて産を興へしむ。丸尾文六等其管理を負ひ、四年六月初めて土地開拓の業に従ふ、役夫等にして留るを欲せざる者は十金を分與して郷土に歸らしめ、數萬金を投じて仁王辻南方數十町歩を開墾す、之を前二者の開拓と併す

れば廣袤實に南北三里半、千三百餘町歩を過ぐ、所謂牧野原の大茶園是なり。

**三方原** 三方原の茶園亦徳川舊藩士授産の目的を以て、明治二年三方原に八百餘戸の士族を移住せしめ、林野の開墾に従はしめしに始まる。後年氣賀林、横田保等亦開墾に従事し、百二十餘町歩の茶園を作り百里園と稱せしも、經濟界の影響を受けて衰微し、遂に分割賣却するの止むなきに至れり。

### 武 藏 國

**狭山茶の沿革** 我國に於ける茶の起原は今より千百年前、僧の最澄入唐して茶種を携へて歸朝し、後三百八十年、榮西禪師宋に入り再び茶種を齎らして歸朝し、春振山に播種するや。其の徒高辨なるもの山城、武藏其他に移植し、其内最茶樹栽培に適應するの地を定め、之を本朝茶の五場とす。狭山は乃ち其一なり。狭山は入間、多摩二郡の總稱にして、狭山茶は多く八王寺茶として輸出せられしものなり。

足利氏の時、喫茶の風盛行はれ、茶業亦隨て勃興し、近畿地方に於ては梅尾、宇治、關東に於ては狭山最も著はれしが、足利氏の末葉天下大に亂れ、干戈熄む時なく、狭山は茶戸衰頽し、荆棘の間空しく其名を止めんとせしが、徳川氏の府を江戸に開くや、江戸の文化燦然として起り、茶業再

び隆起して、遂に昔時の名聲を恢復するに至れり。  
 江戸の繁盛と共に狭山茶は其の名聲を再顯せりと雖、唯だ夫れ内地の需要を満たすに過ぎざるを以て、其の額知るべきのみ。然るに嘉永年間に至りペルリ提督の來航するあり、次で横濱開港となり。製茶の販路は忽ち海外に開展するに至りしを以て、斯業先覺者は隣保を誘導する處あり。山野を開拓して茶種を播下せしかば、明治十年の頃には、一躍百萬斤の産出を見るに至れり。是に於てか茶業有志者胥謀て直輸出を企て、乃ち合資方法によりて狭山會社を起し、横濱に支店を置き、米國に特約店を設け、盛んに直輸出を試みしに、産出額は年と共に増加して、優に三百萬斤となる。然も直輪會社の事業にして齟齬を來すや、諸般の社務豫想に反し、明治十三年遂に解散の止むなきに至り、茶業亦隨て衰ふ。後明治十七年に製茶直輸入會社二十年に狭山商會の設立を見たるも、何れも三年の日子を保つ能はず、殊に明治二十年前後は内地の商況不振を極め、茶相場も亦年毎に下落、低落し、生産家は收支償はずして、遂に茶樹を拔採する者多く、産額の減少亦驚くに堪へたり。

已に輸出營業の失敗に歸せるに鑑み、明治二十六年狭山茶商組合を設け、専ら内地の販路を擴張し、四十一年長野に聯合共進會の開かるゝや。狭山喫茶店を開き、四十三年群馬縣に開かれし聯合共進會には狭山茶賣店を設け、一意狭山茶の紹介に努め、且つ製品の改良を計りしを以て、漸時復

活の曙光を認め、遂に昔日の盛況を凌ぐに至れり。

元來狭山茶の製法は遠く足利時代より、自然的改善により、特出せる製法なりしが、明治十六年以後、茶價の著しく低落せしより、製茶家は應急の策として、機械を使用して生産費を輕減せしめんとしたるも、豫期の成績を收むる能はず、専ら茶樹の培養と手揉法の改良に腐心し、二十七年より以降三ヶ年間、縣の巡回教師を繁田氏傳習所に聘し、改良法を研究する處あり、又た西ヶ原試驗場に就きて研究考察し、三十七年に至りては、生産家相共に郡に建議して、製茶傳習所を設け、改良の結果、煎茶貫五圓五十錢、玉露貫二十圓以上の製品を得、收支始めて相償ひ、新たに茶園を開く者亦多し。

### 狭山茶場碑

議官 野村素介 撰

本邦以茶顯者古昔併稱宇治狹山而狹山中昔衰廢無間文化文政之間重開茶園隣曲競殖於是再盛興始出於宇治之上矣而其所謂僅不過於邦内已橫濱開港以來輸之海外大得聲譽遂至令外人非狹山記號不喜焉然利之所在弊之所伏狡商濫製一時失信有志者憂之明治八年各村協議興狹山會社設監査法官嘉之助其資於是培養益巧製造益精歲收率得百七十萬斤至其十四年至三百三十萬斤比之曩時殆加二倍之多可謂盛矣嘗經內國勸業博覽第一會審查得龍級賞牌第二會再得有功二等賞牌其榮多矣予嘗遊狹山覽其地形跨武藏國入間多摩二郡山岳聯亘其南北中間平坦東西二里中南北三里強人戶環行成數十村落沿南麓者稱宮寺鄉沿北麓者稱金子鄉登高而望之隴畝層疊萬頃一碧皆茶也各村所出概稱之狹山茶而金子鄉特爲佳品蓋其他古昔所種茶株今猶多在云頃者鄉人胥謀欲建石金子鄉

第一章 製茶の沿革

以記其顛末來微予文予迺叙其際略以授之且諗曰狹山之茶顯乎古昔衰乎中古而盛乎今日矣蓋其產佳品雖由水土使然至其盛衰興廢則關於人力勤否自今而後益勤苦精鍊增殖無息則歲收之多聲譽之盛有不可測者何獨出於宇治之上而止予將徵之他日也

明治十五年壬午二月

重開茶場碑記

林

輝 撰

前縫殿頭松平常題額

州北河越之野有狹山跨于多摩入間二郡古出名茶傳言釋榮西晉入宋建久中歸國携茶種始時之筑前背振山至其徒高辨普植之畿道相地之宜定爲五場河越其一也然而歲月之久茶戶衰替佳種蕪沒於灌莽深荆之間矣其他各場培養失法製亦不精惟宇治擅其名爲諸州之冠而已逮文政中鄉之着姓村野氏盛政吉川氏温恭與江戶山木氏德潤胥議重開場于狹山之麓欲以興數百年之廢鄰曲爲之隨種者數十戶用力培殖逐次蕃滋歲收若干斤佳稱日着製益精絕而狹山之產復再彰於今云屬者鄉民介上田文吉需予記其事予素有陸盧之嗜心喜是舉乃謂茶之爲物溫風露清虛之神鍾雲山奇秀之精滲昏破開暉解醒滋味甘香其功不爲少羅景倫曰於務學動政未必無助蘇子瞻曰煩解既去而脾胃不凡二公之語洵爲知言然則不特風騷之賞雖紆青抱紫之輩亦不可一日無此味也豈與彼種秘種酒令人華狂而藥病者可同日而語哉自今以後一鄉子孫承繼不墜益殖其產則狹山之種將不讓宇治而三人者之名亦與谿山共傳悠久也不疑已抑夫土宜之興廢雖隨時而變然人力之勤惰實參存於其間焉吾未知今日之舉果爲永傳乎若其必欲永傳也則蓋在爲其子孫者以人力保之矣姑識歲月以俟

天保三年龍集支貳執徐清和月

北狹山茶場碑

重野安繹 撰

第二章

海外貿易

第二章 海外貿易

歲乙酉余奉文書採訪之命巡歷關左八州自武之川越西南渡入間川至八王子途上茶樹鬱蔥彌望無際間之則狹山茶場也有二長阜相對南曰狹山其麓宮寺鄉有拾餘村背金子山其麓金子鄉又拾餘村人戶凡二千餘皆業茶總稱之曰狹山狹山茶澗之色綠洋人尤愛之稱曰綠茶凡關左之茶輸海外者多冒狹山名猶畿甸之茶行海外者冒宇治云先是金子鄉茶戶某々乞余撰茶場碑文諾而未果至是親觀其場盛又相其地形入間多摩二川流其左右後則御嶽山脈連秩交前而平野三四里至川越地勢漸下土沃泉清水瀉曉此其所以產名茶然余嘗攷之本邦各地大抵皆宜茶唯其培養製造之異法故品有高下耳不然五畿八道豈無地形土性類宇治狹山耶宇治狹山之所以冠諸州以培養製造之得宜也使諸州竭力於培養製造如宇治狹山而積以年歲其馳譽於中外何減宇治狹山宇治狹山或自持而少忘則一朝聲價居諸州下亦不可知蓋宇治之茶瓶千七百年前狹山繼之中間衰廢其再興又在百許年終致今日之盛殖產之雖如此語云成雖敗易不其然乎初天保年間宮寺鄉人乞林祭酒撰碑建之其上近又乞敬字中村氏文與前碑相並於是金子鄉人刻余文其上題曰北狹山茶場之碑二鄉同在狹山中猶人家之同宗相競起事不墜家聲以禦外侮在乎二鄉之人勉之焉耳矣茶場之所以廢興我茶之所以大售於海外二氏之文盡之故不復及辭曰武之野兮名於月武之山兮武尊略壘曠莫兮嘉卉茁山萃兮靈泉沸涿列兮瓊沃綠葉競競陸兮緊嗜欲騎卓兮貨之殖遠帝關兮咫尺望巨壘兮船馬嚴疾兮車電擊千箱萬服兮出無極

明治廿年丁亥十二月

我國より茶を輸出せしは寶曆、明和の間(西曆千七百五十年頃)長崎在住の支那人釜炒茶を輸出したるを嚆矢とし、其後安政六年六月横濱の開港となり、當時の輸出茶は山城、近江、伊勢、伊賀、大和、駿河、遠江、下總、武藏等より産出せしものにして、其品質は香味水色共優良、形状美麗にして締り、乾燥充分なりしを以て、更に再製を要するとなかりき。而して開港當時に於ける新茶は下總産のもの優良なりしが、之れ一に地理的關係に基因するものなり。主要産地の製造法を見るに、伊勢地方最も進歩發達し、静岡地方より製茶教師に招聘せらるるものあり。安政六年に於ける輸出額は四十萬封度價額上物廿弗(米貨)、下物七弗にして當時の貿易は金巾等を以て交換したるもの少からざりき。翌萬延元年には廿六萬封度輸出せられ其價額は上物十八、九弗、下物八、九弗、文久元年には三百〇六萬封度價額上物二十二弗、下物十弗にして、同二年には居留外人は再煉場を横濱に設け、支那人を上海より傭ひ再製箱を造り又茶に着色せしむ、之れ我着色茶の始めなり。同年の輸出額は六百五十四萬封度價額上物二十七弗、下物十弗、同三年には米國の需要増加したるも産額減少の結果、輸出額五百六萬封度に減じ價額上物三十弗、下物十二弗に騰貴したり。翌元治元年には輸出額五百卅萬封度價額上物三十八弗、下物十二弗、慶應元年には輸出高激増して七百九十七萬封度價額も亦上物四十弗、下物十二弗に上り、同二年には輸出高七百八十六萬封度價額上物四十二弗、下物十四弗、同三年には上茶の需要増加して九百四十五萬封度に達し、價額上物四十二弗、下物十二

弗に昂騰せり。

明治元年は前年來騰貴の影響を受け、商況良好なりと雖も、時恰も維新に際し國內騒然たりしを以て、此機會に乗じ不正茶を輸出したるものあり、爲めに英國方面の需要減退するに至りたるも其輸出額千六百八十五萬七千四百五十七萬封度價額三百五十八萬一千六百七十八圓に達せり。昨年十二月七日神戸港を開き、本年四月より同港に於て茶市を開きたるも顧客少く僅かに二百五十二萬封度、價額百斤平均十八圓餘なり。然れど神戸港には再煉場なきを以て之を横濱に送り、再製荷造の上輸出せり。同二年には各地方に於て新に茶園を開くもの多く、之が爲め茶種缺乏を告ぐるの有望なり。輸出額は一千七十七萬六千六百封度、價額二百十萬二千四百二十圓、同三年には再び千六百四十一萬九千二百二封度に達し、價額四百五十一萬一千六百十六圓となり、同四年には蘇士運河開通し運賃低減せられたるも、英國の需要を失ふに至れり。從來外國茶商は秋期に至るまで古茶を好むの風ありしが、本年より嗜好全く一變して新茶を好むこととなり、輸出額は千九百五十五萬八千〇四十封度、價額四百六十七萬一千七百六十一圓に達し、同五年には外國茶商は神戸にも再煉場を設け直接同港より輸出するに至り、米國に於ては製茶輸入税廢止案五月議會に於て可決せられ、七月一日より實施せられたる結果、輸出額千九百六十四萬五千六百八十封度價額四百二十二萬六千七百七圓、同六年には前年に比し輸出は減じたるも價額は増し、千七百七十八萬封度價額四百六十五萬九

千三百九十一圓に達し、同七年には需要の増加を加へ、價額騰貴したる爲め、粗製茶輸出せられ、其結果米國市場には停滯茶を見るに至り、従つて市價は低下したるも輸出額は二千五百五十萬五千封度に増加し、價額七百二十五萬三千四百五圓となれり。此歳三月内務省勸業寮農務課に製茶掛を設け、茶業奨励取締の事務を司らしめ、亦紅茶製造法を創め、各府縣に於て試験したるも成績良好ならざりき。同八年大久保内務卿は勸業寮に命じ茶業を調査せしめ、四國九州の天然茶を利用して紅茶を製し、新販路を歐洲に求めんとし、四月支那人凌長富、姚秋桂を雇ひ、大分縣木浦、白川縣（今の熊本縣）人吉に製造所を設け、又本邦人自ら再製をなし米國に輸出し好評を博せり。五月米國「ヒラデルヒヤ」萬國博覽會へ勸業寮及各府縣當業者よりも出品するもの多し、本年の輸出額は二千八百三十七萬一千五百十封度、價額六百八十六萬二千八百五十圓也。同九年勸業寮員多田元吉氏外二名を印度に派遣して紅茶製造法を研究せしむ。四月米國へ派遣せし、神鞭知常氏より假定輸送の製茶は好評なるも少量に失するを以て、毎月三萬三千封度を輸出せんとを以てす。大藏省は本色茶（無色茶）製造場を東京木挽町に設く、岡本健三郎氏自費を以て本色茶製造輸出を願出で許可せられたれば、大藏省設置の本色茶製造場及機械一切を貸與して製造に従事せしめたるも、相場下落の影響を受け忽ち失敗に歸せり。此年静岡縣沼津に積信社、埼玉縣入間郡に狭山會社、新潟縣下村松に村松製茶會社等起り、又有志の共同して輸出を試むるものありしも、何れも損失を招き解散の止むなき

に至れり。十一月益田孝、平尾喜壽、依田治作坂三郎氏等東京九段玉泉亭に會合し、製茶直輸出に就き協議する所ありたり。同年の輸出額は二千六百九十六萬八千五百六十封度、價額五百四十五萬三千九百八十圓に上れり。同十年一月勸業寮廢せられ、新に勸農局設置せらる。二月印度に派遣せられたる多田元吉氏歸朝し其齋らし來れる印度茶種を新宿試驗場（植物御苑）京都府兵庫縣、三重縣、静岡縣、千葉縣、愛知縣、滋賀縣、高知縣へ分配して播種せしむ、三月多田元吉氏を高知縣香美郡菲生郷安丸村へ出張せしめ、印度風の紅茶を製造し五千斤を得たり。依て之を輸出し批評を求めたるに何れも好評を博せり。十一月第一回内國勸業博覽會開催せらる、製茶を出品して授賞せし者龍紋賞牌十一名、鳳紋賞牌四十五名、花紋賞牌四十一名、褒狀六十五名ありたり。此年西南戰爭あり、國內の産業に影響する所多く、製茶貿易の如き不振を極めたるも、輸出額二千七百六十二萬四千二百二十封度、價額四百三十七萬五千二百七十四圓に達せり。同十一年一月内務省勸農局は紅茶製法傳習規則を發布し、四月東京、静岡、福岡、鹿児島の一府三縣に傳習所を設く。同年滋賀縣大津に三井物産會社、静岡縣金谷に同物産會社、大阪府川口に同物産會社起り、本年の輸出額は二千九百一萬二百封度、價額四百二十八萬三千六百九十四圓に達せり。

明治十二年静岡、滋賀、三重、鹿島の四縣下に紅茶製造傳習所を設く。濠洲「シドニー」萬國博覽會へ傳習所製造の紅茶を出品し優等賞を得たり。三月松方勸農局長佛國博覽會の視察を了り歸朝し、

河瀬商務局長も又稍後れて歸朝したるが、松方勸農局長は佛國に於ける殖産保護獎勵の方法に則らんとを、内務、大藏兩卿に具陳する所あり、政府は其方法に依り各府縣の産物を蒐集し、之を品評して優等者に褒賞を與へ獎勵する方法を講じ、之を名けて共進會と稱す。五月生糸、繭、製茶共進會開催の件布告せらる。九月十五日横濱町會所に製茶共進會開催せられたるが、之れ我國に於ける共進會の嚆矢なり。而して其出品數千七百七十二點、出品人員八百四十六名、授賞者特別一等賞一名、一等賞六名、二等賞二十六名、三等賞三十三名、四等賞百二十三名、審査の爲め來會せし者二十八名にて茶業集談會を開き、培養、製造、販路等に關し協議する所ありたり。本年の輸出額は三千八百十三萬六千九百九十封度、價額七百四十四萬五千五百八圓なりき。同十三年には紅茶製造傳習所を岐阜、堺、熊本の三縣に、又分製所を鹿兒島、大分の兩縣に置く。本年の輸出額は四千四十三萬六千八百七十封度、價額七百四十九萬七千八百八十圓、同十四年三月第二回内國勸業博覽會開設せられ、製茶を出品し授賞せし者有功賞牌一等六名、進歩賞牌三等二名、有功賞牌二等二十六名、同三等六十二名、褒狀百六十二名あり。四月七日内務省中の勸農局廢され、新に農商務省を置き。同省内に農務局を設け茶業の事を司る。高知、熊本、福岡の紅茶會社合併し新に横濱紅茶商會なるものを組織し、紅茶十五萬斤を濠洲メルボルンに輸出したるも失敗に歸せり。本年の輸出額は三千八百四十八萬三千八百五十封度、價額七百二十五萬九千九百九十二圓なり。同十五年高知、福岡、熊本の三縣合連

署稟請の結果、政府は紅茶直輸出に對し時價十分の爲替金を貸與すべき旨を正金銀行に命令したるも、銀行の鑑定價額は相違し保護の主旨に背反するに至れり。米國「スミス、ペーカー」商會より紅茶商會に對し、應分の爲替を貸與して米國への直輸出をなせり。此の如き狀況なるを以て紅茶商會は維持するに能はず、遂に解散するとなりぬ、本年の輸出額は三千七百七十三萬四千八百四十封度、價額七百二十九萬九千七百十八圓なり。十二年製茶共進會開催せられたる爲め、製茶の需要増加し、其結果粗製濫造に流れ、年を逐ふて不正茶の輸出せらるるもの漸く多きを加ふるに至り、遂に同十五年三月米國議會に「ヘアデルフ氏より不正茶輸入禁止條例提案審議の結果可決せられ、農商務省は我製茶業者に對して製法の改良を警告すると共に、又省員を主要産地へ派遣して専ら不正茶の製造を取締らしめたり。九月第二回製茶共進會を神戸に開く。出品點數四千三百九十七點、出品者數三千七百五十二名、内授賞者一等金盃二名、二等銀盃一個金十圓十名、三等賞銀盃一個金五圓二十名、四等賞銀盃一個三十名、五等賞銀盃一個百名、六等賞木盃一個二百名、七等賞木盃一個四百名、功勞賞十四名、追賞七名あり。十月九日製茶集談會開催せられ、販路擴張、製茶品質の改良方法等に關し議決する所ありたり。此製茶集談會は茶業組合の濫觴にして、之が組織を見たる結果我製茶業は遂に今日の隆盛あるに至れり。

### 第三章

#### 茶業組合史

製茶貿易の端は安政六年横濱開港の時に啓かれ、茶は實に我輸出品中の先驅と云ふ可き也。爾來年を逐うて輸出愈々増加し、明治十二年に至つては其額三千八百十三萬六千九百九十封度を計するの好況を呈せるも、粗製濫造の流弊漸く生じ、十三年十四年の交に至つて流弊愈々甚しく、從來の聲價と信用とは地を掃つて空しからんとし、北米合衆國政府は遂に粗製茶輸入禁止の條令を發布するに至る。時に明治十五年なり。

今にして流弊を矯正せざらんか、製茶の前途恐らくは光明を望む能はざらん、乃ち十六年九月、神戸港に製茶共進會の開催さるゝを機とし、製茶改良の意見を徵するの目的を以て、全國茶業集談會を開くに至れり。之を我國に於ける一般集談會の嚆矢とす。集談會に於ける意見は、全國茶業者戮力協心して、粗製濫造の極弊を匡濟すべしと云ふに一致し、茲に集談會手續第十九條に據り、之を政府に建議することとし、乃ち各府縣下に一名宛の理事者を設け、建議の事務に執掌せしむ。而かして理事者には左記

東京	大倉喜八郎	静岡	丸尾文六	三重	河邊徳次郎	大阪	岡田龜九郎
大分	小野儀三郎	千葉	鶴岡造酒右衛門	埼玉	饗庭柳三郎	愛媛	白石林七
兵庫	高塚武一郎	京都	山西春根	石川	波邊宗三郎	福井	竹山仁平
福岡	神田清香	富山	石堂八郎平	山形	吉祥道閑	廣島	岡崎鼎
山口	長峯茂作	岡山	青山平四郎	高知	野口直頼	滋賀	三谷八左衛門
福島	大澤金齊	長崎	一瀬伴左衛門	佐賀	澁江芳彌	茨城	中山元成
徳島	今井平三郎	神奈川	大谷嘉兵衛	岐阜	井山橋平	和歌山	野田四郎
新潟	羽田英吉	愛知	丸山久太郎	宮崎	松山篤實		

の三十一名を選挙し、右理事者中より建議擔當東上委員として、大倉喜八郎、丸尾文六、中山元成、今井平三郎、三谷八左衛門、山西春根の六氏を選任し、農商務省に建議する處あらしむ、時に十一月二十日也。已に東上六委員の、熱誠以て其の任務に従ふ外、一方に在りては東京附近の人々にして、六委員と行動を一にし、普く要路各脚の間に説與懲懲する處ありしを以て、政府は遂に之を聽許認容するに評決す。本年の貿易は三千七百十四萬六千九百十四封度、價額六百十萬六千四百九十五圓也。翌十七年一月を以て組合準則を發布するに至れり。乃ち之に基きて組合を組織し且つ之れが規則を編成す、是を全國茶業組合組織の眉祖と爲す。此時に當てや前田正名氏の如き、専ら力を實業界に傾注し、特に我茶業に對して、斡旋盡力至らざるはなかりき。

斯くて各地に於て續次各組合の組織せらるゝあり、乃ち之を統督し總括し、各組合をして氣脈相通じ、意志相徹せしめ、以て將來茶業の改良進展を圖るべき一大機關たる中央本部なる可からずとなし、曩に協會設立の目的を抱持せる府縣茶業總代は、同年五月十五日を以て東京に會合し、中央茶業本部創立の議を決すると共に、之に關する規則を假定し、之が役員の互選を舉行せるに、總括として川瀬秀治氏、幹事長として大倉喜八郎氏、幹事として丸尾文六、中山元成、大谷嘉兵衛、山本龜太郎の四氏、常務幹事として山西春根氏當選し六月一日を以て之が開設を見るに至れり、其創立經費は三千二百九十一圓なりしが、後十一月二十四日に至り、農商務省は本部總括に宛て、本部設立に關し報告費補助として金一千五百圓を下附したり。

茶業組合準則

- 第一條 茶業ニ従事スル者ハ製造者ト販賣者トヲ問ハス郡區又ハ町村ノ區畫ヨリ組合ヲ設置スヘシ但シ自用茶ノミヲ製スル者ハ此限ニアラス
- 第二條 組合ノ名稱ハ何府縣下何郡區町村茶業組合ト稱スヘシ
- 第三條 組合ハ左ノ目的ヲ以テ規約ヲ定ムヘシ
  - 第一項 他物若クハ藥品ヲ混淆シ或ハ着色スル等總テ不正ノ茶ハ製造賣買セサル事
  - 第二項 乾燥法及ヒ荷造方ヲ完全ニスル事

- 第三項 製茶検査法ヲ設ケ其正否ヲ鑑別スル事
  - 第四項 製茶荷造ノ上ハ必ス組合ノ名稱及製造人販賣人ノ姓名ヲ記スル事
  - 第四條 各組合ハ委員ヲ設ケ組合中ノ事務ヲ擔任セシムヘシ
  - 第五條 組合員ハ必ス其組合ノ證票ヲ携帯スヘシ
    - 但證票ニハ府縣廳ノ檢印ヲ受ケヘシ
  - 第六條 組合委員ハ時々組合内ノ實況ヲ検査スヘシ
  - 第七條 各府縣下便宜ノ地ニ取締所一箇所ヲ設ケテ各組合ヲ統轄スヘシ
  - 第八條 取締所ノ役員ハ各組合ノ委員中ヨリ互選スヘシ
  - 第九條 組合及取締所ニ關ルル費用ハ各組合員ノ協議ヲ以テ之ヲ定ムヘシ
  - 第十條 右各條ノ外組合ニ於テ必要ト爲ス事項ハ適宜ニ其規約ヲ設ルコトヲ得
    - 尙十二月九日農商務省達第四號ヲ以テ第十條ヲ第十四條ニ繰下ケ左ノ四箇條追加スヘキ旨達セラレタリ
  - 第十條 全國中便宜ノ地ニ中央茶業組合本部ヲ設ケ各地茶業組合取締役員ノ氣脈ヲ聯通スヘシ
  - 第十一條 中央茶業組合本部ノ規約ハ農商務卿ノ認可ヲ受ケヘシ
  - 第十二條 中央茶業組合本部ノ役員ハ各地茶業組合取締所ノ役員中ヨリ互選スヘシ
  - 第十三條 中央茶業組合本部ノ費用ハ各地茶業組合取締役員ノ協議ヲ以テ之ヲ定ムヘシ
- 製茶改良の好果 茶業組合已に組織せられ、當局の奨励と相俟つて、漸く斯業の改良に熱中するところありしも、如何にせん創始時代のことにして、百般の事務未だ全く其緒に就くに至らず、實際の景況を詳密に察知するの機運に到達せずと雖も、其改良の好果が漸く當業上に現はれたる事相



ともなすべきは、静岡外二縣の調査に據り、其產出茶の品位に大に變更を生じ、三割を上等に増し、三割七分五厘を下等に減じたることにて、畧ぼ其趨向を窺知するを得べし。

本年の貿易 組合は設置され、規約は制定され、銳意粗製濫造の弊を矯正したるも、我綠茶の不信用は已に絶頂に達し、貿易亦減退し、輸出額は三千五百八十萬四千六百二十六封度、價額五百八十一萬九千六百九十五圓となれり。

組合準則中追加 明治十八年一月二十七日内務農商務兩省より達を以て各府縣に對し、茶業組合準則第十二條に、但し書「時宜により役員外の者と雖も、之を選舉することを得」の一項を追加せり、今日までの規定を以てすれば、中央本部役員は各地茶業取締役員中に限られしものゝ如く、斯くては地區狹小、到底適當の人士を擧げ得ざるべしとの遺憾ありしも、今回の追加によりて其の缺を補ふに足るものなしとせず。

### 組合本部規則成る

二月茶業組合本部規約成る。之れ全國茶業者の氣脈を通せしめ、内外製茶の實況を調査し、製造並販賣の弊竇を廓清し、茶業をして正理に歸嚮せしめんが爲にして、曩に内務農商務兩省より發せる茶業組合準則に據り、茲に各府縣茶業者總代人協議の許に、左の規約を制定するに至れり。

### 中央茶業組合本部規約

#### 第一章 總 則

- 第一條 中央茶業組合本部ハ東京ニ設置ス
- 第二條 中央茶業組合本部ノ施行スヘキ事項左ノ如シ
  - 第一項 茶業上ノ改良進歩ヲ計畫スルコト
  - 第二項 各地茶業取締所ノ氣脈ヲ聯通シ取締ノ方向ヲ一様ナラシムルコト
  - 第三項 中央會議ヲ開クコト
  - 第四項 茶業上ノ利害得失其他茶業ニ關スル事項ノ質問應答ヲナシ若クハ之ヲ調査スルコト
  - 第五項 茶業上ニ係ル報告書及統計書ヲ編纂スルコト
  - 第六項 横濱神戸長崎ノ三港ヘ調査委員ヲ派遣スルコト
  - 第七項 各地茶業取締所ノ間ニ製茶見本交換ノ方法ヲ設ケルコト
  - 第八項 海外製茶ノ販賣并ニ茶業ノ實況ヲ詳ニスル爲メ茶業ニ關係アル各國ヘ通信或ハ調査委員ヲ派遣スルコト
- 第三條 中央會議ニ於テ議定シタル事件ハ各府縣茶業者履行スヘキモノトス

#### 第二章 會 議

- 第四條 中央茶業組合本部ノ集會ハ中央會議ト稱シ通常會議臨時會ノ二類ニ區別ス
- 第五條 通常會ハ毎年二月中東京ニ於テ之ヲ開クモノトス
- 第六條 臨時會ハ本部總括ニ於テ至急ヲ要スル重大ノ事件ニ關シ中央會議ノ決議ヲ經ルニ非ラサレハ處理ス可ラスト思考ス

第三章 茶業組合史

ル時ハ之ヲ開クコトヲ得ヘシ

第七條 中央會議ノ議員三分ノ一以上ニ該當スル人員ニテ重大ノ事件ト認メ臨時會ヲ要スルトキハ本部之ヲ開クヘシ

第八條 中央會議ノ議案ハ本部總括之ヲ發ス

第九條 通常會ニ於テ議スヘキ事項左ノ如シ

第一項 本部總括ヨリ發セシ議案

第二項 本部規約ノ更正

第三項 本部經費ノ收支

第四項 本部役員ノ選定

第五項 各府縣組合ニ關スルコト

第六項 茶業上ニ付キ全國又ハ各開港場ニ關スル事項或ハ三府縣以上ニ連涉スル事件

第七項 茶業上ニ關シ中央會議ヨリ其筋ヘ請願建言スル事項及本會議員ヨリ會議ニ提出シタル事件

第十條 臨時會ハ特ニ會議ヲ要スル事件ニ限リ之ヲ議ス

第十一條 第七條ノ場合ニ於テ臨時會ヲ開カントスルトキハ其請求者ヨリ豫メ會議ニ提出スヘキ事件ヲ本部總括ニ告知シ總括之ヲ議案トシテ發スヘシ

第十二條 會議ノ日數ハ通常會ハ十日以内臨時會ハ五日以内トス

但時宜ニ依リ日數ヲ伸縮スルコトアルヘシ

第十三條 議事ノ規則ハ別ニ之ヲ定ム

第三章 議 員

第十四條 中央會議ノ議員ハ各府縣茶業組合取締所役員若クハ各茶業組合員中ヨリ公選シタル總代人ヲ以テ之レニ充ツルモノトス

第十五條 中央會議へ出席スヘキ議員ノ定數ハ各府縣下製茶產額(内外用ナ間ハス)ニ據テ之ヲ定ム其割合左ノ如シ

一、二百萬斤以下 一 名

一、自二百萬斤 二 名

一、五百萬斤以上 三 名

第十六條 前條產額割合ノ外東京横濱神戸ハ各二名大阪長崎ハ各一名ノ議員ヲ特ニ出スモノトス

但本條ノ議員ハ製茶販賣人ニ限ルモノトス

第十七條 議員二名以上ヲ出シ得キ地方ト雖モ便宜ニ由リ一名ヲ出スモ妨ケナシ

第十八條 本部ノ役員ハ中央會議ノ議員タルコトヲ得

第十九條 議員ノ旅費及滞在日當ハ本部ニ於テ之ヲ支辨スルモノトシ該金額ハ其年度本部經費豫算中ニ之ヲ定ム

第四章 役 員

第二十條 本部ノ役員ヲ定ムルコト左ノ如シ

總 括	一 名	幹 事 長	一 名
幹 事	五 名	書 記	無 定 員

第二十一條 總括ハ本部一切ノ事務ヲ統轄シ諸役員ヲ監督スヘシ

第二十二條 幹事長ハ總括ヲ補助シテ諸般ノ事務ヲ整理シ總括不在ノトキハ其代理タルヘシ

第三章 茶業組合史

第三章 茶業組合史

第二十三條 幹事ハ總括及幹事長ヲ補助シテ諸般ノ事務ヲ分担處辨シ又ハ橫濱神戸長崎ノ三港ヘ派出シ經費ノ徵收ヲ担任シ其港内製茶ノ相場及ヒ内外ノ茶況ニ注意シ賣込店ノ正否其他營業上ニ關スル要用ノ件ヲ調査シ若クハ各地方ヨリ輸送シ來タル荷物中不正茶ヲ發見シタルトキハ該荷主ノ住所姓名ヲ糺シ其現品ヲ差シ押サヘ置キ之ヲ本部及ヒ其地方取締所ニ通報スヘシ

第二十四條 本部書記ハ總括及ヒ幹事長幹事ノ指揮ヲ受ケ文書ノ往復報告書統計表ノ編纂及ヒ其他ノ庶務ニ従事ス

第二十五條 總括及幹事長幹事ハ各地茶業組合取締所役員ノ内又ハ其他ヨリ選舉シ書記以下ハ總括之ヲ任免スト雖モ橫濱神戸長崎ノ三港ニ要スル所ノ書記ハ幹事之ヲ進退スヘシ

第二十六條 總括及幹事長幹事ノ任期ハ滿ニケ年トシ滿期再選スルモ妨ケナシ

但任期中ト雖モ不正ノ所爲アルカ若クハ其任ニ堪ヘサルモノト認ムルトキハ中央會議議員過半數ノ同意ニ依テ之ヲ改選スルコトヲ得

第二十七條 本部役員ニハ報酬金及ヒ給料並ニ旅費ヲ給與シ該金額ハ其年度本部經費豫算中ニ之ヲ定ム

第五章 地方組合

第二十八條 各府縣茶業組合取締所ノ規約ハ其地方ノ情況ニ障礙ナキ事項ハ中央會議ニ於テ協議シ各地大差ナキヲ要スヘシ

第二十九條 各府縣茶業組合取締所及各茶業組合ノ規約ヲ議定シ或ハ變更シタルトキハ其時々本部ヘ送付スヘシ

第六章 通信報告

第三十條 本部ニ於テハ茶業上ノ論說記事及内外市場ノ景況輸出入ノ數量價格等總テ營業上緊要ノ事件ヲ輯メテ報告書及ヒ統計書ヲ編成シ月報又ハ週報トシテ之ヲ各府縣茶業組合取締所並ニ各茶業組合ヘ配付スヘシ

第三十一條 茶業組合員或ハ組合外ノ者ヨリ前條報告書及統計書ヲ請求スルモノアルトキハ相當ノ費用ヲ徴シテ付與スヘシ

第三十二條 各府縣茶業組合取締所ニ於テハ左ノ各項ヲ調査シ本部ヘ通報スヘシ

第一項 製茶實買價格並ニ栽培製造ノ景況

第二項 製茶產額並ニ組合人員數及ヒ茶畑反別

第三項 本部ヨリ臨時ニ照會スル事項

第三十三條 前條中第一項ハ其地方製茶期節(製造ニ着手セシ時)ヨリ八月迄ハ時々其餘ハ毎月一回通報スヘシ

但八月以後ト雖モ大變動アルトキハ其都度通報スヘシ

第三十四條 第三十二條中第二項ハ毎年十一月限リ通報スヘシ

第三十五條 各府縣組合ニ於テ茶業上ニ付集談會或ハ共進會等ヲ開設セシトキハ所轄取締所ヨリ其景況或ハ其事情ヲ本部ヘ報告スヘシ

第七章 經費

第三十六條 本部經費ノ收支ハ每年通常會ニ於テ之ヲ議定スヘシ

第三十七條 本部會計ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日ヲ以テ一週年度トス

第三十八條 出納精算ハ每年通常會ニ於テ其前々年度下半年度及ヒ前年度上半年度分ヲ報告スヘシ

第八章 雜則

第三十九條 組合員外ト雖モ營業上有益ノ事件ヲ報道スルモノアルトキハ其報酬トシテ報告書類ヲ贈付スルコトアルヘシ

第四十條 中央會議々員及各府縣茶業組合取締所役員ニシテ本部諸帳簿ノ閱覽ヲ請フモノアルトキハ本部ハ之ヲ許ス可シ

第四十一條 本部規約ノ改正増減ハ農商務卿ノ認可ヲ受クルモノトス

第三章 茶業組合史

### 第一回茶業中央本部會議

中央茶業本部已に設立を見たるを以て、十八年二月二十日より東京府下麴町區内山下町農務局農産陳列所内の廣堂に於て、第一回茶業中央本部會議開催せらる。即ち明治十八年度經費豫算會議なり。集會する者各府縣茶業者總代人四十一名、本部役員二名、併せて四十三名。岩山農商務大書記官亦臨場し、本會議に入るに先だちて、各員出席の勞を謝し且つ本部設立の主旨を述べ、第一日は之を以て散會を告げ、翌二十一日より愈々本會議に入る。劈頭本部より發せる議事規則(第二十條)及本部規約案(第四十條)十八年度經費豫算を附議したるに、議事規則は全案可決し、規約は多少の修正ありて畧ぼ原案に決定せり。而して經費は十八年度の費額を七千三百圓と定め、其徴收法は横濱、神戸、長崎、の三港に、各地より輸送し來れる貨物を凡そ三十六萬五千個と概算し、貨物一個に對し二錢宛賦課すべきに決議し、その他申合規則及建議等を議了し、更に役員の選舉を行ひ、開會すると十四回、三月六日を以て閉會せり。役員當選左の如し。

- 總括 河瀬秀治 幹事長 大倉喜八郎 幹事 丸尾文六 幹事 大谷嘉兵衛 幹事 山本龜太郎  
 幹事 山西春根 幹事 宮本頼三

三月本部役員の職制を定むること左の如し。

### 本部役員職制

#### 中央茶業組合本部役員職務規定

##### 第一條 總括

時々本部事務所ニ出勤シ規約第四章第廿一條ニ依リ第一章第二條各項ノ事務ヲ計畫施行且ツ左ノ常務ヲ監督スヘシ  
 一 報告書ノ原稿ヲ査閱スル事

一 每一ヶ月金銭ノ出入ヲ檢視スル事

一 本部一切ノ往復書類ヲ監視スル事

##### 第二條 幹事長

時々本部事務所ニ出勤シ規約第四章第廿二條ニ據リ總括ヲ補助シ諸般ノ事務ヲ整理スヘシ

##### 第三條 常誌幹事

日々本部事務所ニ出勤シ規約第四章第廿三條ニ據リ左ノ事項ヲ擔任シ書記及小使等ヲ指揮シテ本部一切ノ常務ヲ處辨スヘシ

一 金銭ヲ監視シ其出入ヲ正確ニシ之ヲ簿冊ヲ保存スル事

一 本部一切ノ器物ヲ監視シ其目錄帳ヲ製シ之ヲ保存スル事

一 内外茶業ノ實況ヲ詳悉シ以テ諸報告ノ原稿ヲ調理シ及統計表ノ編纂ヲ審確ナラシムル事

一 製茶ノ見本品ヲ交換スル事

##### 第四條 横濱神戸常誌幹事

常ニ開港場ニ在テ規約第四章第廿三條ニ據リ左ノ各項ヲ負擔シ且本部總括ノ照會ニ據リ何時ニテモ本部ニ出動シ總括及幹事長ヲ補翼スヘシ

一 經費ヲ徵收シ以テ本部ニ遞送スル事

一 港内製茶ノ景況及賣込店ノ正否ハ勿論其港内茶業上ニ關スル一切ノ得失ニ注意シ興利除害ノ考案ヲ附シ時々本部ニ照會又ハ協議スヘシ

一 港内ニ於テ不正ノ茶ヲ發見シタル時ハ規約第四章第廿三條ノ旨ニ據リ之ヲ處分スヘシ

第五條 地方幹事

平素地方ニ在テ規約第四章第廿三條ノ趣旨ヲ體シ本部ノ事業ニ注視シ其施行ニ依リ若シ實際上ニ得失ヲ感發スル事件アルトキハ速ニ其事情ヲ本部ニ協議シ又ハ地方ノ實況ヲ報導シ以テ本部地方ノ氣脈ヲシテ殊更一貫ナラシムルコトヲ勉ムヘシ又總括ノ照會ニ依リ何時ニテモ本部ニ出動シ以テ總括及幹事長ヲ補翼シ常時幹事業務ニ際シ又ハ事故ヲ生シタルトキハ本部ニ出動シ常務ニ從事スヘシ

第六條 顧問役

平素地方ニ在テ本部ノ事務ニ注視シ其施行上若シ實際ニ於テ得失ヲ感發スル事件アルトキハ速ニ本部ニ協議シ又總括ノ顧問ニ應ジ總括地方ト本部トノ事情ヲ一貫通達スルコトニ勉ムヘシ

第七條 書記

總括及幹事ノ指揮ニ從ヒ本部一切ノ事務ニ從事スヘシ

功勞者建碑の議 三月、農商務省權書記官岡毅君外四名首唱となり、故神戸港製茶集談會々員三谷八左衛門氏の功績を勒せんが爲め、石碑建設の議を起し、普く有志家より基金募集の舉あるや、中央本部に在ては役員丸尾文六、大倉喜八郎、中山元成、今井平三郎、山西春根の五氏亦是れが義金の募集に力めたり。三谷氏は近江國野州郡吉身村の産にして、常に力を公益の事に盡し、深く心を殖産の事に委ね、明治十六年十月神戸港製茶集談會々員の公選により、不正茶取締並に製茶協會設立の建議を爲すに際し、十月を以て上京、病を力めて其事に奔走周旋する處ありしが、切に同行諸氏の休養を勤むるに逢ひ、氏は恨を呑んで京を辭し、病を抱いて東海道吉原驛に至るや、病勢俄に革まり、志を齎らして遂に客路に逝く、時に十七年二月三日也。

日乾茶取締申合

四月各府縣茶業取締申合規定さる。左の如し

- 一、半天、日乾ノ製造ヲ禁止スルコト
  - 一、他府縣へ輸出ノ製茶ハ必ス其地ノ取締所或ハ組合ノ檢印ヲ爲スヘキコト
  - 一、他府縣ヨリ輸入ノ製茶若シ其取締所又ハ組合ノ檢印ナキモノハ一切取引ヲ爲スヘカラス
- 但シ本條ノ場合ニ於テハ其現品ヲ預リ置キ荷主ノ住所姓名ヲ詳記シ直チニ該取締所ニ照會スヘシ
- 一、他府縣下へ入込製造或ハ販賣ヲ爲ス者ハ必ス其地ノ取締所及組合規約ヲ遵守スヘキコト
- 但シ證票ハ原籍ノ取締所及組合ニ於テ申受ク携帯スヘキコト

役員會開始と顧問設置 五月より毎月一回午後六時を期して本部事務所にて役員會を開くに決し、又新たに顧問役を置くこととし、總括より左記の諸氏に依頼する處ありたり。

- 茨城 中山元成 静岡 坂三郎 三重 駒田作五郎 大阪 山本佐五兵衛
- 長崎 永田碩藏 京都 伊東熊夫 岐阜 宮脇正民 兵庫 西口清助
- 神奈川 岡野利兵衛 埼玉 繁田滿義 高知 平尾喜壽 滋賀 眞田武左衛門
- 福岡 松延忠次 東京 山本嘉兵衛 東京 長井利兵衛

製茶荷物運賃低減 曩に製茶荷物運賃減額の事を、農商務省を経て工務省に、又直接日本鐵道會社に請願交渉するところありしが、八月に至り工務省及日本鐵道會社より右に關する回答あり、工務省にありては特に東京横濱間に於て一途に二千斤以上托送の際は、荷物列車を以て運送する分に限り第三級運賃、又た神戸、大津間及敦賀、大垣間に於ては一途に二千斤以上托送のものに限り第二級賃金を以て運送するとなり、日本鐵道會社にては、已來二千斤以上托送するものに限りに、是迄の四級品を改めて三級賃金即ち一哩四厘の割を以て運送することとなりたり。

製茶見本品評會 本部に於ては九月二十日を以て、本部規約第二條第七項の趣旨に基き、各府縣より廻送し來れる製茶見本品三十一種の品評會を開催したり、品評立會人に農商務御用掛多田元吉、同上林松壽の兩氏、委員に茨城中山元成、静岡坂三郎、横濱堀精助、東京上林熊次郎の諸氏を委嘱し、本部よりは總括河瀬秀治、幹事大谷嘉兵衛、山西春根、宮本頼三の諸氏立會人として又委員と

して參列したり。

本年の貿易 昨年の貿易は減退したるも本年は稍々活潑の景況を現はし、新茶初期より京都府伏見町に山城製茶會社なるもの創立せられ、滋賀縣に於ても大津及甲賀郡土山に再製所設けられ、静岡縣にては清水港に輸出會社を起し、直輸出は斐然として盛況を呈するに至り。四千二百二十四萬五千四百七十封度、價額六百八十五萬四千二百二十圓なり。而して中央會本部よりは販路擴張の爲、露國に委員を派遣調査せしめんとせしが、時恰も大倉組の横山孫一郎氏倫敦より歸朝の報あり、乃ち同氏に托し途次之が調査をなさしめ、農商務省よりは補助金として金二千圓を下賜せらる。

### 第二回茶業中央本部會議

十九年二月茶業組合準則第三條第二項の次に「製茶検査法を設け其正否を鑒別すること」の一項を追加せらる。此月二十日東京府下日本橋區坂本町銀行集會所に於て、第二回茶業中央本部會を開催す。全國茶業組合取締所より各議員會同せり、第二日の會議に於て第一號議案として提案せられたる本部規約更正の件を付議し

第五條 通常會ハ毎年二月一日ヨリ東京ニ於テ之ヲ開ク

第卅一條 組合員ハ勿論或ハ組合ノ者ヨリ前條ノ報告類ヲ請求スルモノアルトキハ相當ノ費用ヲ徴シテ之ヲ付與スヘシ

第卅八條 出納精算ハ毎年通常會ニ於テ其前々年度分ヲ報スヘシ

は原案に可決し第五號議案たる不正茶検査法、第六號議案たる不正茶粗悪茶と認むべき製茶の標準に關し、種々の議論ありしが結局別記副約の如く決定し、又た静岡の丸尾文六、横濱の大谷嘉兵衛氏外十二名より不正茶検査方法に對し建議するところあり、其要旨は倉庫は不正茶等の検査上に於て必要の具なり、されど其關係甚だ大なるを以て更に實地詳細の調査を遂げ第三回中央會議に提出するものとす。この建議案にして幾多議論ありしも案中『各地方より輸送し來る茶荷物を検査すべし』を『各地方より輸入し來るところの茶荷物を検査すべし』と修正し他は原案に決す。又埼玉の繁田滿義氏は販路を擴張せんため海外に委員を派遣し實況を調査せしむべしと建議し、採擇に決す、又倉庫設立の議は來年を待つて通常會議に附し、夫れまでは兩港に検査所を假設し、調査せしむるとに議決し、横濱は坂三郎氏、神戸は眞田武左衛門氏出張員に選舉せられたり、三月七日閉會す。

中央茶業組和本部規約更正スルコト左ノ如シ

- 第二條第六項横濱神戸長崎ノ三港へ調査委員ヲ派遣スルコトトアルヲ「製茶検査所ヲ設ケルコト」ト更ム
- 第四條ト第五條トノ間ニ左ノ一條ヲ加フ
- 第五條中央會議ノ正副議長ハ議員中ヨリ公選ス
- 第五條ヲ更メ第六條トシ通常會ハ毎年二月「中東京ニ於テ之ヲ開クモノトス」トアルヲ「一日ヨリ東京ニ於テ之ヲ開ク」ト更ム
- 第九條ヲ第十條ニ更メ新ニ「第八項前々年度ニ係ル本部經費ノ精算報告ヲ受ケ之ヲ審査スルコト」ヲ加フ

- 第十一條ハ第十二條ト更マリ「第七條」ノ場合ニ於テ云々ヲ「第八條」ニ更ム
  - 第十八條ハ第十九條ト更マリ新ニ「但常設役員ハ番外席ニ於テ説明スルモノトス」ト加フ
  - 第三十條ハ第三十一條ニ更マリ「本部ニ於テハ茶業上ノ論說記事及」トアルヲ「ノ論說記事及」ヲ「ニ關スル」ニ更メ「内外市場ノ景況輸出入ノ數量價格等」トアルヲ「價格或ハ有益ノ記事等」ト更メ「凡テ當業上ノ緊要ノ事件ヲ輯メテ報告書及統計書ヲ編成シ」トアルヲ「緊要ノ事件ヲ輯メテ報告類ヲ編纂シ」ト更メ「月報又ハ週報トシテ」トアルヲ「月報又ハ年報及ヒ臨時報トシテ」ト更メ
  - 第卅一條ハ第卅二條ト更マリ「茶業組合員」トアルヲ「茶業」ノ二字ヲ削リ「前條ノ報告書及統計書」トアルヲ「前條ノ報告類」ト更ム
  - 第三十八條ハ第三十九條ト更マリ「其前々年度下半年及前年度上半年分ヲ報告スヘシ」トアルヲ「其前々年度分ヲ報告スヘシ」ト更ム
  - 舊規約ハ全文四十一條ナリシモ更正セラレタルモノハ一條ヲ増シタル爲メ全文四十二條トナレリ
- 中央茶業組和本部規約不正茶検査法
- 一 横濱神戸長崎ノ三港ニ製茶検査所ヲ設ケ中央茶業組和本部ヨリ検査委員ヲ派遣セシメ各地方ヨリ輸送シ來ル茶荷物を検査ス可シ
  - 一 検査所派遣ノ委員ハ時々間屋ニ出張シ間屋ノ實況ヲ監視ス可シ
  - 一 三港ノ間屋ニ於テハ専ラ不正茶及ヒ荷票ノ有無等ヲ検査スルノ責ニ任シ若シ不正茶及無票ノ荷物を検査シタルトキハ該荷物を差押ヘ置キ速ニ検査委員ニ報知ス可シ

但三港ノ間屋ニ於テハ不正茶及無票ノ荷物ハ決シテ取扱ハザル旨ヲ規約ニ確定シ該地方廳ノ認可ヲ受ケ其旨中央茶業組合本部ヘモ届ケ出ツ可シ

一三港ノ間屋ハ入荷員數ヲ日々検査所ニ報知ス可シ

一長崎港ハ當分ノ内該地茶業組合取締所ニ前條ノ検査事務ヲ依托スルモノトス

粗悪不正茶ト認ムヘキ製茶ノ種類

一不正茶 但細別ハ左ノ如シ

他葉ヲ用キテ擬似ノ茶ヲ製シ或ハ之ヲ真茶ニ混淆セシモノ

製造中黑砂其他ノモノヲ混入シ故ラニ秤量ヲ増加セシモノ

難破船ノ爲メ鹽入又ハ雨濡トナリ其他腐敗ニ至リシ品ヲ再乾偽造シ又ハ混淆セシモノ 硬強ナル粗葉ニ粘質物ヲ用キ其形狀ヲ真茶ニ偽造シ又ハ混淆セシモノ

此他種々ノ手段ヲ施シ前各項ニ類似ノモノヲ製シ又ハ混淆セシモノ

一着色茶 但細別ハ左ノ如シ

既製ノ茶ニ「アンチモニウム」又ハ黒鉛或ハ黒煙等ヲ以テ着色シ真茶ニ偽造シ又ハ混淆セシモノ

製造中線響又ハ鐵氣ノモノ等ヲ加ヘ黒色ヲ與ヘテ真茶ニ偽製シ又ハ混合セシモノ

其他前各項ニ類似ノモノヲ製シ又ハ混淆セシモノ

一惡品 但細別ハ左ノ如シ

日光ニテ乾燥セシモノ（但紅茶、烏龍茶、番茶ハ此限ニアラス）

硬強ナル茶葉ヲ種々ノ手段ヲ以テ腐敗セシメ黒色ヲ與ヘテ真茶ニ擬製シ又ハ混淆セシモノ

蔭乾製ノ腐敗セシモノ 其他前各項ニ類似スル製品

横山派遣員歸朝 四月臺灣、支那、印度、錫蘭へ向け茶業取調として高知縣平尾喜壽、其通辯として福島縣二本友尾の兩氏出發したり。五月前年露細亞製茶販路並商況取調を依頼されし横山孫一郎氏歸朝し、露國及西伯利亞等喫茶の景況に付き復申する處ありたり。

本年二月露國彼得斯堡に到り、花房公使の紹介を以て該地茶商に就き調査する處ありしが、該地は概して小賣商のみにして大體の商況を窺知するに由なく、去つて商業中央地たる莫斯科に赴き、露國陸軍中將チエルナエフ氏の紹介に依り當府著名の茶商五六に就き、曾て本部より送致せられし本邦見本茶の品評を求めたるに、該品は同地に不適當のものたるを知りし、乃ち該地に適合すべき品種を見本として携帶し來れり。露國に輸入する、茶は支那産にして漢口より海路オテツサを経て輸送するもの最多額を占むるが如し。其一年間の輸入總額は四千五百萬封度より五千萬封度の間に在り、露國人は他國人に比して茶の嗜好殊に甚しきものあるを見る。隨て其需用の年を遂うて益々増加するは蓋し自然の勢と云ふべし、然らば則ち我國茶業者は此地に向つて販路を開拓すべきに當面の問題にして露國政府に於ても政策上日本茶を輸入するの得策たるを覺知し居るもの如し。露國に向つて販路擴張の緊切なる方法としては先づセントピートルスホルクに一の日本茶販賣店を開き、日本茶の眞味を彼れに覺知せしむることに勉むべきなり。

派遣委員歸朝 亞細亞地方派遣委員平尾喜壽氏及隨行員二本友尾氏は、九月二十日を以て横濱入港の「チベット」號にて歸朝し臺灣、支那、錫蘭、印度の概況に就き詳細報告する處ありたり。



ノルマントン號沈没 「ノルマントン」號は十月廿三日横濱を解纜し、神戸に向て進航の途中、翌二十四日紀州大島沖に於いて暗礁に觸れ沈没の悲運に際會せり。其載貨中には紐育及加奈太に仕向の製茶十五萬五千七十五封度ありし。

顧問の辭職 長崎縣永田碩藏氏は本部顧問を辞したるを以つて、更に同縣下取締所頭取岩田清秋氏に對し顧問を依頼し同氏は直ちに承諾したり。

十九年中の事業 見本交換茶は七月三十日各府縣茶業取締所に照會し、十月二十三日品評會を開き、委員は大谷嘉兵衛、堀精助、坂三郎、平尾喜壽、小野儀三郎、泉猪太郎、宮本頼三、山西春根の諸氏に囑托し、農商務省より一等技手多田元吉氏立會ひ、精密に審査を遂げたるが、見本交換茶を回送せし取締所三十三ヶ所あり。

第二回中央會議の決議により横濱港は坂三郎氏に検査事務を囑托し、同港元濱町二丁目九番地に事務所を置き、四月三十日より検査を開始し、九月までに不正茶四十一箇、無票茶百三十七箇を發見せり。神戸は眞田武左衛門氏に囑托し同港榮町通五丁目番外二番地に事務所を設け四月二十五日より検査を開始し、不正茶五十九箇、無票茶六十箇を發見し、長崎は同縣茶業取締所に依頼し、十月までに不正茶無票茶一箇も發見せられざりき。

故三谷氏建碑義捐金は寄附金額百五十八圓二十錢となり、尙ほ滋賀縣地方に於ても若干の寄附金

ありたるを以て、建碑の工を竣へ、十一月二十八日建碑の式を舉行せり。

本年度の貿易 本年の製茶貿易は、前年よりは賣行よく、改良の効現はれたるが如し、されど價額は前年より低く、百斤平均に於て二十一錢方減額し、輸出額は四千七百五十九萬五千五百九十七封度、其價額七百七十二萬三千三百二十圓なり。

### 臨時中央本部會議

二十年一月三十日東京京橋區木挽町東京商工會に於て、臨時茶業中央會を開く、出席者二十九名。正副議長互選の結果二十票を以て丸尾文六氏當選し、次で副議長の選舉に移り、五票を以て鈴木善恭氏當選したり。乃ち翌卅一日より本會議に入り、中央茶業組合本部規約第三章第十六條改正の件を附議し原案に決し、次で副案たる明治十九年度中央茶業組合本部經費豫算中支出部内會議費の項竝に徴收部内三港徴收金の項改正の件も亦原案に決し、茲に臨時會を終了せり。

### 第三回通常茶業本部會議

二月一日東京京橋區木挽町東京商工會に於て、第三回通常茶業中央會を開く、出席者三十七名。議案は海外通信方法、善惡不正茶と認むべき製茶種類、直輸出茶貨物公稱確定の件、荷造の儘海外

市場に販賣する製茶貨物補助の件、不正茶検査法改正の件及び臺灣烏龍茶漢口地方に紅茶傳習生派遣の件等なりき。今次の會議に於て昨年検査法即ち横濱、神戸に倉庫設置の議案を附議する筈なりしに、横濱、三重、静岡三縣議員の大反對を表示せるを以て、其議案を提出するに至らず、是に於て乎一般の議員よりは總括に對し其議案及取調書を請求し、反對論者は若し議案をして會議に上らしめんか、直ちに退席せんとするの氣勢を示せるを以て、遂に之を議案とするを爲さず、兩港假検査所を依然として据置くことに決したるが、總括河瀬秀治氏は事故ありと稱して遂に辭職するに至り、幹事宮本頼三氏は其以前會議に於て意見を陳述して退席し、氏も亦直ちに辭職したり。因て中山元成(茨城)氏新たに幹事に當選し、其他役員は舊の如し。尙ほ本年は本部役員の在任満期に付き、之が改選をなしたるに

總括 川瀬秀治氏 幹事長 大倉喜八郎氏 幹事 丸尾文六氏 幹事 山西春根氏  
 幹事 大谷嘉兵衛氏 幹事 山本龜太郎氏(以上重任) 幹事 中山元成氏

當選し總括の外は何れも承認せり。又第三回中央會議の決議により横濱、神戸兩港の検査委員長を選舉したるに横濱港坂三郎、神戸港真田武左衛門氏當選し中央會議は十七日を以て閉會を告げたり。本會議に於て更正されたる規約左の如し。

規 約  
 第三章 議 員

第十五條 中央會議ノ議員ハ各府縣茶業組合取締所役員若クハ各茶業組合中ヨリ公選シタル總代人ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

但本條ノ公選法ハ各府縣組合ニ於テ適宜之ヲ定ムヘシト雖モ人員及任期等ハ本部ノ規約ニ依ルヘキモノトス

第十六條 中央會議員ノ任期ハ三ヶ年タルヘシ

但不得止事故アルトキハ年限中臨時之ヲ改選シ又ハ滿期ニ至リ再選スルモ妨ケナシ

第十七條 中央會議ノ議員ハ豫メ之ヲ三分シ最初抽籤ヲ以テ其順次ヲ定メ第一ハ一ヶ年ニテ改選シ第二ハ二ヶ年ニテ改選シ第三ハ三ヶ年ニテ改選シ爾後ハ三ヶ年宛ニテ順次交替スヘキモノトス

但抽籤奇數ナルトキハ多數人員ヲ以テ退任者ト定ム

第十八條 中央會議へ出席スヘキ議員ノ定數ハ各府縣下製茶産額(内外用ヲ間ハス)ニ據テ之ヲ定ム其割合左ノ如シ

但本文ノ産額ハ前年ノ調ニ據ル若シ本部規約第六章第三十五條ノ期限迄ニ通報ナキ茶業取締所ハ前通報ノ産額ニ據ルモノトス

- 一百萬斤以下 一名
- 二百萬斤以下 二名
- 三百萬斤以下 三名
- 四百萬斤以下 四名
- 五百萬斤以下 五名
- 五百萬斤以上 六名

第十九條 前條産額割合ノ外東京横濱神戸ハ各二名大阪長崎ハ各一名ノ議員ヲ特ニ出スモノトス  
 但シ本條ノ議員ハ製茶販賣人ニ限ルモノトス

第三章 茶業組合史

第廿條 議員二名以上ヲ出シ得ヘキ地方ト雖モ便宜ニ依リ一名ヲ出スモ妨ケナシ

第廿一條 本部ノ役員ハ中央會議ノ議員タルコトヲ得

但議員外ヨリ選任セラレタルモノハ此限ニアラス

第廿二條 議員ノ旅費及滞在日當ハ本部ニ於テ之ヲ支辨スルモノトシ該金額ハ其年度本部經費豫算中ニ之ヲ定ム

(以下順次條目ヲ繰下ゲ末條ヲ第四十四條トス)

中央茶業組合同規約製茶検査規則

製茶ノ検査ハ各地方ニ於テ適宜之ヲ施行スヘシト雖モ尙中央茶業組合本部規約第一章第二條第六項ニ據リ實施ノ方法ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一條 横、神、長ノ三港ニ於テ製茶検査所ヲ設ケ中央茶業組合本部ヨリ検査委員ヲ派遣セシメ以テ各地方ヨリ輸送シ來ル茶荷物ヲ検査セシムヘシ

第二條 検査所ニ於テ不正粗惡茶ト認ムヘキ製茶ノ種類ハ中央會ニ於テ議定シタルモノヲ以テ標準トス

第三條 検査委員ハ時々實込間屋ヲ巡回シ之ヲ實況ヲ監視スヘシ

第四條 検査委員ハ專ラ不正粗惡茶及ヒ無票ノ有無等ヲ検査スルノ責ニ任シ若シ不正粗惡茶及無票ノ荷物ヲ檢出シタルトキハ其荷物ヲ差押置キ速ニ該荷主所在地ノ取締所ヘ通知スヘシ

但本條ノ場合ニ於テハ荷主ノ住所姓名并ニ個數斤數等ヲ詳記シ中央本部及ヒ該港取締所ヘ報告スヘシ

第五條 三港ノ間屋ニ於テハ不正粗惡茶及無票ノ荷物ハ決シテ取扱ハサル旨ヲ規約ニ確定シ該地方廳ノ認可ヲ受ケ其旨中央茶業組合本部ヘ届出ヘシ

第三章 茶業組合史

但不正粗惡茶及無票ノ荷物ヲ檢出シタルトキハ該荷物ヲ差押置速ニ検査所ヘ通知スヘシ

第六條 三港ノ間屋ハ入荷員數ヲ日々検査所ニ届出ヘシ

粗惡不正茶ト認ムヘキ粗茶ノ種類中惡品ノ部改正

一惡品

但細別ハ左ノ如シ

日光ニテ乾燥セシモノ(但紅茶ハ此限ニアラス)

直輸出ト稱スヘキ製茶貨物ノ種類

直輸出ト認ムヘキ製茶貨物ハ左ノ如シ

一貨物ヲ外國市場ニ販賣スルハ内地ハ固ヨリ海外市場ニ於テモ盡ク本邦人ニテ之カ取扱ヒチナスモノ

二其物品ノ荷造リハ勿論海外輸出ノ取扱ハ内國人ニテ之ヲ爲スト雖モ海外市場ニ於テハ外國商估ニ依リシテ之カ販賣ヲ爲ス

モノ

三其物品荷造迄ハ内國人ニテ爲スト雖モ輸出ノ取扱ヒ及ヒ外國ノ販賣方ハ總テ外國商估ニ依リシテ爲ス

臺灣烏龍茶并ニ漢口地方紅茶製法傳習生派遣費補助方法

第一條 臺灣烏龍茶并漢口地方紅茶製法傳習ノ爲メ各地方取締所ノ申出ニ依リ各二名宛テ派出セシメ相當ノ補助金ヲ付與スルモノトス但傳習日限ハ凡ソ百日間トシ補助ノ金額ハ經費豫算書ニ之ヲ定ム

第二條 前條補助金ヲ受ケタル傳習生歸朝ノ上ハ其製法ノ詳細并ニ茶業上ニ付見聞セシ實況ヲ中央茶業組合本部ニ報告スヘキハ勿論其傳習ニ係ル件ニシテ各府縣下茶業組合員中ヨリ質問照會スル事項アルトキハ必ス應答スヘキノ義務アルモノトス

第三章 茶業組合史

海外通信員實施ノ方法

第一條 製茶販賣ノ實況詳悉ノ爲メ組員并ニチカゴ英領カナダ地方へ通信方法ヲ設ケヘシ

第二條 前條通信ノ方法ハ當時該地方ニ在留スル本部茶業者又ハ相當ノ人ヲ本部ニ於テ選拔シ幾分ノ費金ヲ附與シテ依託スルモノトス

但其金額ハ豫算書中ニ定ム

委員海外派遣 昨年二月第二回中央會議に於て臺灣、支那、錫蘭、印度等の産茶地方に調査委員派遣の事を決議し、其委員選定及實行の手續等は該會之を本部に委任せり。是に於て本部は高知縣人平尾喜壽氏に派出取調の義を囑し、通辯として福島縣人二本友尾氏を隨行せしむることとし、平尾氏等は四月九日を以て横濱を發程せり。

補助金下附 茶業組合準則發布以來各地に各組合の設立を見たるが、經費負擔の輕からざるべきを慮り、農商務省より本部經費の中に金二千圓を下附せられたり。

傳習生の派遣 四月中央本部より臺灣烏龍茶傳習の爲め、高知縣岡本錦七、宮城縣鈴木徳一郎を、又紅茶傳習の爲め、熊本縣可徳乾三、大分縣長鹽右一郎を支那漢口地方に派遣し、其旅費を補助したり。茲歲新茶初期より大阪製茶輸出會社、神戸製茶輸出會社、京都製茶輸出會社組織せられたるも、正金銀行は三萬圓より五萬圓までの爲替を引受け、根柢當を入るゝに非ずんば、引受けざるを以て根柢當なき會社に在りては唯一二回の輸出を爲せしに止まり。一切を神戸二十六番館、英商ブラウ

ン商會に委託するに至り、製茶會社は宛然外國商人の爲め組織せられたるが如き奇觀あらしめき。

中央茶業組合規則發布

十月中央茶業組合本部幹事長大倉喜八郎氏は全國茶業者を代表して、準則は制裁力なきを以て改めて規則となし、相當の罰則を附し、取締を嚴にする方法を設けられんとを請願せるに、農商務省は此請願を容れ遂に十二月を以て、省令第四號を以て規則を發布せり、即ち左の如し。

茶業組合規則

第一章 總 則

第一條 此規則中茶業者トアルハ茶ヲ製造シテ販賣シ又ハ茶園ヲ所有シ茶生葉ヲ販賣スル者及生葉若クハ製茶ヲ仲買又ハ販賣スル者ヲ總稱ス

第二條 茶業者ハ製品ヲ精良ニシ販路ヲ擴張シ賣買ヲ正確ナラシムルノ目的ヲ以テ組合ヲ設ケ之ニ加入スヘシ

但自家用製ノ殘生葉ヲ販賣スル者ハ各組合ニ於テ制限ヲ設ケ組合ニ加入セシメサルモ妨ケナシ

第三條 組合ノ設置ハ郡區ノ區畫ニ依ルヘシ若シ一郡區内ニ於テ茶業者小數ナルトキハ近隣郡區ノ同業者ト合併スルコトヲ得

第四條 郡區ノ狀況ニ依リ茶ヲ製造シテ販賣スル者ト茶園ヲ所有シテ生葉ヲ販賣スル者及生葉若クハ製茶ヲ仲買又ハ販賣スル者トテ區別シテ組合ヲ設クルノ必要アルトキハ農商務大臣ノ許可ヲ受ケヘシ

第五條 組合ノ名稱ハ何府縣何郡區茶業組合ト稱スヘシ

第六條 組合ハ郡區内便宜ノ場所ニ各組合事務所ヲ置キ其組合ニ關スル一切ノ事務ヲ整理スヘシ

第三章 茶業組合史

第三章 茶業組合史

第七條 組合ハ其氣脈ヲ聯通スル爲メ府縣ノ區畫ニ依リ便宜ノ地ニ聯合會議所ヲ設ケ東京ニ中央會議所ヲ設ケヘシ

第八條 組合ハ此規則ノ範圍内ニ於テ其業務ニ關シ組合及會議所ノ規約ヲ定ムヘシ

第九條 組合及聯合會議所ノ規約ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ中央會議所ノ規約ハ農商務大臣ノ認可ヲ受ケヘシ

第二章 組合員

第十條 組合員ハ組合ノ名義ヲ以テ營利事業ヲナスコトヲ得ス

第十一條 組合員ハ組合及會議所ノ規約ヲ遵守シ且其費用ヲ負擔スルノ義務アルモノトス

但費用負擔ノ割合及徵收方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第十二條 社名若クハ組合ヲ以テ組合員タル者ハ相當ノ代表人ヲ定メ置キ組合ニ關スル一切ノ責ニ任セシムヘシ

第三章 役員

第十三條 各組合事務所ニハ組長及委員ヲ置キ委員ハ部内ノ組合員之ヲ選定シ組長ハ委員中ヨリ之ヲ互選スヘシ

但選任及改選ノ都度聯合會議所ヲ經テ地方廳ニ届出ツヘシ

第十四條 組長ハ委員ト協議シテ部内組合ノ取締ヲナシ其他一切ノ事務ヲ整理スヘシ

第十五條 組長ハ常ニ營業上ノ利害ニ注意シ組合ノ確實ヲ圖ルヘシ

第十六條 組長ハ部内組合中ニ生ジタル紛議ヲ仲裁シ及違約者アルトキハ規約ニ依リ處分スルコトヲ得

但會議所ノ規約ニ違背シタル者ヲ處分シタルトキハ其旨會議所ニ通知スヘシ

第十七條 組長ハ議員ノ資格ヲ以テ聯合會議及中央會議ニ列スルコトヲ得

第十八條 聯合會議所ニハ事務委員若干名ヲ置キ聯合會議ニ關スル事務及聯合會議所ノ規約ヲ以テ定メタル事務ヲ取扱ハシム

第三章 茶業組合史

ヘシ

第十九條 聯合會議所ノ事務員ハ會議ニ於テ部下組合員中ヨリ之ヲ選定シ地方長官ノ認可ヲ受ケヘシ

第廿條 聯合會議所ノ事務員ハ議員ノ資格ヲ以テ聯合會議ニ列スルコトヲ得

第廿一條 中央會議所ニハ事務員若干名ヲ置キ中央會議ニ關スル事務及中央會議所ノ規約ヲ以テ定メタル事務ヲ取扱ハシム

シ

第廿二條 中央會議所ノ事務員ハ中央會議員ニ於テ全國組合員中ヨリ之ヲ選定シ農商務大臣ノ認可ヲ受ケヘシ

但時宜ニ依リ組合員外ノ者ト雖モ選舉スルコトヲ得

第廿三條 中央會議所ノ事務員ハ議員ノ資格ヲ以テ中央會議ニ列スルコトヲ得

第四章 會議

第廿四條 會議ヲ分テ聯合會議及中央會議トシ聯合會議ハ聯合會議所ニ於テ中央會議ハ中央會議所ニ於テ定時又ハ臨時ニ之ヲ

開クヘシ

第廿五條 聯合會議ニ於テハ會議所所在府縣ノ組合ニ關スル事項ヲ議定シ中央會議ニ於テハ全國ノ組合ニ關スル事項ヲ議定ス

ヘキモノトス

第廿六條 聯合會議ノ議員ハ部下各組合員之ヲ選定シ中央會議ノ議員ハ聯合會議員之ヲ選定スヘシ

第廿七條 聯合會議及中央會議ニ出席スヘキ議員ノ數ハ産額ノ多額ニ從ヒ規約ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第廿八條 會議ノ正副議長ハ議員中ヨリ之ヲ互選スヘシ

第廿九條 會議ノ正副議長及議員ノ氏名并ニ會議開閉期日其聯合會議ニ係ルモノハ地方廳ニ中央會議ニ係ルモノハ農商務省ニ

届出ツヘシ

第三章 茶業組合史

第三十條 農商務大臣ハ中央會議地方長官ハ聯合會議ノ開閉又ハ議員ノ改選ヲ命スルコトアルヘシ

第三十一條 會議ハ議員半數以上出席セザレハ當日議事ヲ開クコトヲ得ス

但議員半數以上ノ缺席三日以上ニ達ルトキハ半數以内ト雖モ開クコトヲ得

第卅二條 議事ハ出席員過半數ニ依テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ據ル

第五章 規 約

第卅三條 各組合ノ規約ハ其部内組合員中ヨリ委員ヲ選舉シテ左ノ事項ニ據リ之ヲ定ムヘシ

- 一 組合員ノ位置
- 一 組合員ノ證票
- 一 組合員ノ退者取扱ノ方法
- 一 粗悪不正茶取締ノ方法
- 一 役員選舉ノ方法
- 一 組合員ノ退者取扱ノ方法
- 一 違約者處分ノ方法
- 一 經費賦課徵收支出ノ方法
- 一 其他組合ノ情況ニ依リ必要ナル條件

第卅四條 聯合會議所ノ規約ハ左ノ事項ニ據リ會議ニ於テ之ヲ定ムヘシ

- 一 聯合會議所ノ位置
- 一 製茶及ヒ販賣上ノ弊害ヲ矯正スルノ方法
- 一 一部下ノ組合ニ關スル事務ヲ處辨シ及ヒ紛議ヲ仲裁スルノ方法
- 一 聯合會議々員及事務員選舉ノ方法
- 一 聯合會議ニ關スル規定
- 一 違約者處分ノ方法
- 一 經費賦課徵收支出ノ方法
- 一 其他地方ノ情況ニ依リ必要ナル條件

第卅五條 中央會議ノ規約ハ左ノ事項ニ據リ會議ニ於テ之ヲ定ムヘシ

- 一 中央會議所ノ位置
- 一 全國組合ノ氣脈ヲ聯通スルノ方法
- 一 中央會議々員及事務員選舉ノ方法
- 一 中央會議ニ關スル規定
- 一 其他中央會議ニ於テ必要ト認メタル條件
- 一 内外茶業ノ實況ヲ調査シ及ヒ之ヲ報告スルノ方法
- 一 經費賦課徵收支出ノ方法

第卅六條 此規則第二條第九條第十條第十一條ニ違犯シタル者ハ金二圓以上金二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

組合組織改更 全國組合の組織を改め、中央本部を中央會議所、各府縣取締所を聯合會議所とな

し六月茶業組合中央會議所は京橋區宗十郎町十番地より木挽町六丁目十番地に移轉したり。

本年の貿易 本年の製茶貿易は前年に比し、輸出に於て十一萬三千五百餘封度、價額に於て十一萬九千六百餘圓の減額なりと雖、例年横濱より神戸の方平均三四弗の廉價なるに引更へ、本年は神戸の方其反對に高價なりしは關西地方に直輸出會社の設立増加せしに基因するものならん、輸出額は四千七百四十八萬二千封度、價額七百六十萬三千三百四十一圓なり。

改正第一回茶業組合中央會議

二十年十二月茶業組合規則發布せられ、各府縣に於ては二十一年二月上旬までに其組織を改正し、各聯合會よりは同月二十日を期して中央會議員出京し、二十三日より茶業組合創立會議を東京京橋區木挽町貿易協會に開き、三月十四日を以て議事終了閉會せり。此會議に於て本部終決方法を別項の如く議する處あり、決議事項は起草員の立案に係る議事細則、中央會議所規約並に副約（粗悪不正と認むべき製茶の種類）其他横濱、神戸港の出張所事務概則、茶業組合規則の改正及び其普及の建議、二十一年中央會議所經費豫算等にして、列席せる議員は總員六十三名。議長に静岡縣九尾文六、副議長に高知縣平尾喜壽氏當選し役員選舉には事務委員長に河瀬秀治氏、出張所長に山本龜太

郎、大谷嘉兵衛兩氏、事務員に山西春根、坂三郎、小野儀三郎の三氏當選す。而して規約、副約等は直ちに主務省に向つて認可を申請し、三月二十七日を以て訂正の認可ありたり。

中央茶業組合本部終結方法

- 第一條 中央茶業組合本部ノ規約ハ中央會議所規約實施ノ日限り解約スルモノトス
- 第二條 前條解約後中央茶業組合本部ニ係ル殘務取扱ハ中央會議所事務員ニ囑托スルモノトス
- 第三條 中央茶業組合本部ニ屬スル書籍報告類并諸道具及金錢等ハ總テ會議所へ讓與スヘキモノトス
- 第四條 第二回中央會議ノ議決ニ係ル明治十七年六月ヨリ同十八年十二月マテ設立中ノ中央茶業組合本部經費支辨方法ハ末項ノ方法ニ據リ處辨スルモノトス
- 第五條 中央會議所事務委員ハ明治二十二年ノ中央會々議ニ於テ中央茶業組合本部殘務全終ノ報告ヲ爲スヘキモノトス

第三條 支辨方法

- 第一項 本條經費并ニ創業費借入金額  
借入金總額  
一金參千貳百九拾壹圓參拾七錢九厘也
- 内譯  
本部設立中十ヶ月間支消金借入金  
農商務省下賜金借用分  
金貳千貳百貳拾七圓七拾貳錢五厘也  
此譯  
農商務省下賜金借用分  
金千五百圓也  
金參百五拾圓
- 横濱港茶業組合ヨリ寄附金借用分

- 金貳百五拾圓也  
神戶港同上
- 金貳拾七圓七拾貳錢五厘也  
大倉組商會ヨリ借用分
- 金壹千百六拾參圓六拾五錢四厘也  
創立費用中央茶業組合本部ヨリ繰換分
- 計  
第二項 第一項借入金額ノ内へ償却ニ係ル金額  
十八、九兩年度決算過剩金ヨリ償却高  
一金五百八拾貳圓六拾七錢八厘也
- 此譯  
十八年度過剩金ニテ償却分  
金五百六拾圓四拾九錢壹厘也  
十九年度過剩金ニテ償却分  
金貳拾貳圓拾八錢七厘也
- 計  
第三項 第一項第二項貸借差引現金借入金額  
現借入金總額  
一金貳千七百八圓七拾錢壹厘也
- 第四項 第三項借入金支辨方法  
償却金總額  
一金貳千七百八圓七拾錢壹厘也
- 此譯  
明治十七年農商務省下賜金ニテ償却  
金千五百圓也  
明治十七年横濱茶業組合ヨリ寄附金ニテ償却  
金參百五拾圓也

第三章 茶業組合史

金貳百五十拾圓也  
金六百八圓七拾錢壹厘也

同上神戸茶業組合ヨリ寄附金ニテ償却  
中央茶業組合本部有金中ヨリ償却

茶業組合中央會議所規約

明治二十年十二月農商務省令第四號茶業組合規則ヲ遵奉シ中央會議所規約ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一章 中央會議所

- 第一條 東京ニ中央會議所ヲ横濱及神戸ニ事務局出張所ヲ置ク
- 第二條 中央會議所ニ於テ處理スヘキ事項左ノ如シ
- 第一項 各府縣茶業聯合會議所ノ氣脈ヲ聯通スルコト
- 第二項 中央會議ニ關スルコト
- 第三項 茶業上ノ利害得失其他茶業ニ關スル事項ノ質問應答ヲナシ若クハ之ヲ調査スルコト
- 第四項 茶業上ニ係ル報告書及統計表ヲ編纂スルコト
- 第五項 海外製茶ノ販賣並ニ實況ヲ詳ニスル爲メ茶業ニ關係アル各國へ通信員又ハ調査委員ヲ派遣スルコト
- 第六項 前各項ノ外茶業組合中央會議ノ決議ニ據リ處理スヘキ事項
- 第三條 茶業組合中央會議所ニ左ノ役員ヲ置ク

事務局	六	名
書記	無	定員

- 第四條 事務局ハ中央會議所諸般ノ事務ヲ分擔處理シ又ハ横濱神戸ノ二港へ出張シ經費ノ徵收ヲ擔任シ其港内及内外ノ茶況ニ注意シ賣込店ノ狀況其他茶業上ニ關スル要件ヲ調査スヘシ
- 第五條 書記ハ事務局ノ指揮ヲ受ケ文書ノ往復報告統計表ノ編纂及其他ノ庶務ニ従事ス
- 第六條 事務局ハ全國茶業組合員中該業ニ經歷アルモノヲ選舉スヘシ  
但時宜ニ依リ組合員外ノモノト雖モ選舉スルコトヲ得
- 第七條 書記ハ事務局員之ヲ任免ス
- 第八條 事務局員ノ任期ハ滿二ケ年トシ滿期再選スルモ妨ナシ  
但任期中ト雖モ不正ノ所爲アルトキハ中央會議ノ決議ヲ以テ之ヲ改選スルコトヲ得
- 第九條 中央會議所役員ニハ報酬金及ヒ給料並ニ旅費ヲ給與ス該金額ハ會議ニ於テ之ヲ定ム

第二章 中央會議

- 第十條 中央會議ハ定時會議臨時會議ノ二類ニ區別ス
- 第十一條 定時會議ハ毎年二月一日ヨリ之ヲ開クモノトス
- 第十二條 臨時會議ハ事務局ニ於テ至急ヲ要スル重大ノ事件ニ關シ中央會議ノ議定ヲ必要ト認メタル時ハ之ヲ開クコトヲ得
- 第十三條 中央會議ノ議員三分ノ一以上ノ同意ヲ以テ臨時會議ヲ請求スルトキハ之ヲ開クコトヲ得
- 第十四條 中央會議ノ議案ハ事務局員之ヲ發ス
- 第十五條 定時會議ニ於テ議スヘキ事項左ノ如シ
- 第一項 茶業上ニ關シ政府ノ諮問ニ答ヘ又ハ中央會議ヨリ政府へ請願建言スルコト

第三章 茶業組合史



第三章 茶業組合史

- 第二項 茶業上ノ進歩改良ヲ計畫スルコト
- 第三項 中央會議所規約ニ關スルコト
- 第四項 中央會議所經費收支豫算ノコト
- 第五項 中央會議所役員選定ノコト
- 第六項 前々年度ニ係ル中央會議所ノ決算報告ヲ受ケ之レヲ審査スルコト
- 第七項 茶業上ニ付全國又ハ各開港場ニ關スル事項或ハ三府縣以上ニ連渉スル事件
- 第八項 事務員ヨリ發セシ議案
- 第十六條 臨時會ハ特ニ會議ヲ要スル事件ニ限リ之レヲ議ス
- 第十七條 第十三條ノ場合ニ於テ臨時會ヲ開カントスルトキハ豫メ其請求者ヨリ會議ニ提出スヘキ事件ヲ事務員ニ告知シ事務員之レヲ議案トシテ發スヘシ
- 第十八條 會議ノ日數ハ定時會ハ十五日臨時會ハ五日トス  
但時宜ニ依リ日數ヲ伸縮スルコトアルヘシ
- 第十九條 中央會議ハ議事細則ヲ議定シ農商務大臣ノ認可ヲ受クルモノトス
- 第二十條 中央會議ノ議員タルヘキモノハ各府縣茶業組合員ニシテ三ヶ年以上該業ニ従事シ年齡滿二十年以上ノ者ニ限ル
- 第二十一條 中央會議ノ正副議長ハ會議ニ於テ公選ス其方法ハ投票ノ多數ヲ以テシ同數ナレハ年長ヲ取り同年ナレハ抽籤ヲ以テ定ム
- 但任期ハ滿二ヶ年トシ滿期再選スルモ妨ナシ

第三章 茶業組合史

- 第廿二條 中央會議々員ノ任期ハ二ヶ年トス  
但已ムテ得サル事故アルトキハ年限中臨時改選シ又ハ滿期再選スルモ妨ナシ
  - 第廿三條 中央會議へ出席スヘキ議員ノ定數ハ各府縣下製茶産額(内外用ハ不問)ニ依テ之ヲ定ム其割合左ノ如シ  
但本條ノ産額ハ前年ノ調査ニ據ル若シ中央會議所規約第三章第三十條ノ期限迄ニ通報ナキ府縣下産額ハ前通報ノ産額ニ據ルモノトス

一 百萬斤以下	一 名	一 三百萬斤以下	二 名
一 五百萬斤以下	三 名	一 七百萬斤以下	四 名
以上二百萬斤ヲ増ス毎二一名ヲ加フ			

  - 第廿四條 前條産額割合ノ外東京、大阪ハ各一名横濱、神戸、長崎ハ外國商人へ製茶賣込ノ斤量ニ據テ特ニ各議員ヲ出スモノトス  
但横濱、神戸、長崎ノ議員ハ本條ノ販賣人ニ限ルモノトス

一 一十萬斤以下	一 名	二 十萬斤以下	二 名
一 三十萬斤以下	三 名		

  - 第廿五條 議員ノ旅費及滞在日當ハ中央會議所ヨリ支辨スルモノトシ該金額ハ會議ニ於テ之ヲ定ム
- 第三章 通信報告**
- 第廿六條 中央會議所ニ於テハ茶業上ニ關スル内外市場ノ景況輸出入ノ數量價格或ハ有益ノ記事等凡テ當業上緊要ノ事件ヲ輯メテ報告類ヲ編纂シ月報又ハ年報及ヒ臨時報トシテ之ヲ各府縣茶業組合聯合會議所並ニ各茶業組合へ配布スヘシ  
但至急ヲ要スル件アルトキハ各出張所ヨリ特ニ臨時報ヲ發スルコトアルヘシ

第三章 茶業組合史

第廿七條 組合員ハ勿論組合外ノ者ヨリ前條報告類ヲ請求スル者アルトキハ相當ノ費用ヲ徴シテ之ヲ付與スヘシ

第廿八條 各府縣茶業組合聯合會議所ニ於テハ左ノ各項ヲ調査シ中央會議所ヘ通報スヘシ

第一項 製茶實買價格並ニ栽培製造ノ景況

第二項 製茶產額並ニ組合人員數及ヒ茶畑段別

第三項 中央會議所ヨリ臨時ニ照會スル事項

第廿九條 前條中第一項ハ其地方製茶期節（製造ニ着手セシトキ）ヨリ八月迄ハ時々其餘ハ毎月一回通報スヘシ

但八月以後ト雖モ大變動アルトキハ其都度通報スヘシ

第三十條 第二十八條ノ中第二項ハ毎年十二月三十一日限リ通報スヘシ

第三十一條 各府縣組合ニ於テ茶業上ニ付集談會或ハ共進會等開設セシトキハ所轄聯合會議所ヨリ其景況或ハ其事情ヲ中央會議所ヘ報告スヘシ

議所ヘ報告スヘシ

第三十二條 各府縣組合ニ於テ違約者ヲ處分シ或ハ紛議ヲ仲裁シタルトキハ其都度聯合會議所ヲ經テ中央會議所ヘ報告スヘシ

第四章 經費

第三十三條 中央會議所經費ノ收支ハ每年定時會ニ於テ之レヲ議定スヘシ

第三十四條 中央會議所ノ會計ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日ヲ以テ一週年度トス

第三十五條 中央會議所ノ經費ハ横濱、神戸、長崎ノ三港ヘ輸入シタル製茶ノ個數ニ賦課スルモノトス

但直輸ノ荷物ハ此限ニ非ラス

第三十六條 横濱、神戸、長崎ノ賣込茶商人ハ前條ノ賦課金ヲ取次キ收ムルノ義務アルモノトス

第三十七條 中央會議ニ於テ議定シタル經費ノ金額ハ中央會議所ヨリ支出スルモノトス

第三十八條 出納決算ハ每年定時會ニ於テ其前々年度分ヲ報告スヘシ

第五章 出張所事務規程

第三十九條 出張所ニ於テハ經費ノ徵收粗惡不正茶ノ検査及内外茶況ノ調査賣込上ノ實況ニ注目スル等ノ事ヲ掌理ス

第四十條 出張所ニ於テハ各賣込間屋ヨリ毎月十日迄ニ日々入荷ノ員數ヲ届出シメ之レヲ調査スヘシ

第四十一條 各賣込間屋ヨリハ毎月十日迄ニ其前月中ノ入荷ニ對スル賦課金ヲ差出サシムヘシ

但金額ハ中央會議ニ於テ定ムル處ニ據ル

第四十二條 出張所ニ於テハ中央會議所規約ニ定ムル處ノ粗惡不正茶ヲ發見スルトキハ其荷物ヲ差押置キ其荷主所在地ノ組合事務所ニ通報シテ處分セシムヘシ

第四十三條 出張所ニ於テハ各府縣聯合會議所若クハ組合ニ於テ定ムル處ノ荷票ヲ貼付セサル茶荷物又ハ之ヲ再用シタルモノヲ發見スルトキハ該荷物ヲ差押ヘ置キ其荷主所在地ノ組合事務所ニ通報シテ之ヲ處分セシムヘシ

第四十四條 第四十二條及第四十三條ノ執行ニ關シ服セサル場合ニ於テハ該港聯合會議所事務員及荷主又ハ荷受間屋若クハ其代理人ヲ立會ハシメ而シテ其當否ヲ査定スヘシ

第四十五條 前三ヶ條ノ場合ニ於テハ中央會議所及荷主所在地ノ聯合會議所ヘ詳細報告スヘシ

第四十六條 事務員又ハ其代理人出張シテ茶荷物ノ検査ヲ要スル場合ニ於テハ組合員ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第四十七條 各府縣組合及聯合會議所ヨリ特ニ依頼アル事件ハ之レヲ執行シテ中央會議所ニ通報スヘシ

但特ニ費用ヲ要スルトキハ該組合又ハ聯合會議所ヨリ之レヲ差出サシムヘシ

第三章 茶業組合史

第四十八條 事務ノ細目及検査ノ方法ハ事務員之ヲ定ムヘシ

第六章 雜 則

第四十九條 甲府縣ノ若乙府縣ニ於テ茶業ヲ營ムトキハ其地聯合會議所並ニ組合規約ヲ遵守スヘシ

但甲府縣ノ證票ヲ携帶セシモノハ乙府縣ノ證票ヲ受クルヲ要セス

第五十條 各府縣茶業組合聯合會議所及各組合ノ規約ヲ議定シ或ハ變更シタルトキハ其時々中央會議所ヘ送附スヘシ

第五十一條 組合員外ト雖モ當業上有益ノ事件ヲ報導スルモノアルトキハ其報酬トシテ報告書類ヲ送附スルコトアルヘシ

第五十二條 中央會議々員及各府縣茶業組合聯合會議所事務員ハ中央會議所ノ諸帳簿ヲ閱覽スルコトヲ得ヘシ

第五十三條 粗悪不正ト認ムヘキ製茶ノ種類左ノ如シ

- 一 他葉ヲ用テ擬似ノ茶ヲ製シ或ハ之ヲ其茶ニ混淆セシモノ
- 一 製造中黑砂其他ノモノヲ混入シ故ラニ秤量ヲ増加セシモノ
- 一 潮入其他腐敗ニ至リシ品ヲ再乾擬製シ又ハ其茶ニ混淆セシモノ
- 一 硬強ナル粗葉ニ粘質物ヲ用ヒ其形狀ヲ其茶ニ擬製シ又ハ其茶ニ混淆セシモノ
- 一 既製ノ茶ニ「アンチモニーム」黒鉛黑煙等ヲ以テ着色シ又ハ其茶ニ混淆セシモノ
- 一 製造中綠葉又ハ鐵氣ノモノ等ヲ加ヘ其茶ニ擬製シ又ハ混淆セシモノ
- 一 日光ニテ乾燥セシ綠茶又ハ之ヲ其茶ニ混淆セシモノ
- 一 硬強ナル茶葉ヲ種々ノ手段ヲ以テ腐敗セシメ黒色ヲ與ヘテ其茶ニ擬製シ又ハ混淆セシモノ
- 一 陸乾製ノ腐敗セシモノ又ハ之ヲ其茶ニ混淆セシモノ

一其他前各項ニ類似スル製品

但海外直輸出ヲ專業トシ取締方容易ニ行届クヘキモノト認ムルトキハ五項ニ示ス處ノ着色適用上取捨スルコトヲ許スヘシ

第五十四條 此規約ハ農商務大臣ノ認可ヲ受ケタル日ヨリ明治十六年五月太政官布達第十四號布告施行期日ヨリ猶ホ五日間ヲ猶豫シ實施スルモノトス

中央組合本部解散 二十年十二月農商務省令第四號を以て、茶業組合準則を廢し、新たに茶業組合規則發布せられたれば、十七年發布の準則に基き設立したる茶業組合本部は、二十一年三月三十一日限り解散し、更に茶業組合規則に依り茶業組合中央會議所を創設し、各府縣取締所を改めて聯合會議所となし、四月一日より事務を開始するに至り。是に於てか茶業者の宿望始めて達し、以て今日の盛況を見るに至れり。

販路擴張盡力依頼 昨年に於ける中央會議の決議により、事務員大谷嘉兵衛氏は特命全權公使陸奥宗光氏が米國への出發に際し茶業組合を代表して、親しく面會の上我が茶業の現在及び將來に關し委曲陳情し、同國に於ける本邦茶販路擴張の件に就き十分の盡力を依頼したり。六月三日より數日間中央會議長丸尾文六及同事務員大倉喜八郎、大谷嘉兵衛、坂三郎、小野儀三郎、山西春根の六氏本部に集合、露西亞派遣員選定の件に就き協議するところあり、委員として平尾喜壽氏を擧げ、

其の通譯は市川文吉氏に依頼したるを以つて兩氏は七月二十四日浦鹽斯德へ向け出發し、其の任務を遂行するに力めたり。

**事務員選舉** 本年の中央會議に於て決議せし事項中農商務省より事務員長を削除し、更に事務員を増置することを命ぜられたるを以て、中央會議所は直ちに選舉會を開く筈なりしも、各議員は已に歸郷し、殊に製茶期節切迫のため召集すること能はず、乃ち郵書を以て投票且つ意見を開陳すべく

一、事務員一名投票のこと

一、右事務員には報酬として一ヶ年約百圓を附與すること

一、經費豫算中事務員報酬金の中より今般選舉に相成る事務員報酬金を控除し餘の四百圓を豫備費に繰込むこと

の三ヶ條を各議員に通牒せり、右に關する投票並に意見書到着せしを以て、五月二十三日中央會議所に於いて東京選出中央會議員、三名立會の上にて開票及び意見の調査を爲したり。其の結果左の如し。

一、事務員二十一點、(當選) 大倉喜八郎、(最高點)

一、報酬金は一ヶ年百圓とす (多數同意)

一金四百圓は豫備費に繰込むこと (多數同意)

**三港製茶検査** 横濱、神戸、長崎の製茶検査法は二十年の中央會議に於て其規模を擴張し、横濱

神戸の兩港には更に検査委員長を置き、長崎港には検査所を設くる事を議決せしが、横濱港検査委員長に坂三郎氏當選せり、其検査方法は前年の手續により施行し、新茶以來年末までに發見處分したる不正茶は九十一個無荷票の荷物は百七十五箇なり、神戸港の検査員長には眞田武左衛門氏當選せり、同港の成績は不正茶十五、無荷票二百四十六箇なり、而て長崎港の検査事務は従來同港取締所に於て擔當したるが、別に昨年より検査所を設けたり、其検査委員は本部に於て選定し、新茶早々實施したるも、検査員と長崎港との折合面白からず、本部の計畫と齟齬すること少からざるがため、其状況を調査して調停和解に盡力したれど、功を奏すること能はず、如此状態にては到底事務の實行を擧ぐるに能はざるを以て、同検査委員を解任し、検査事務は後任選定まで長崎取締所役員に依頼し、其後任を求めたるも遂に得ること能はざりき、同取締所に於て發見差押へたる無荷票貨物は五箇なり。

**本年の貿易** 本年の茶は全国各地を通じ氣候溫暖なりし爲め、例年に比すれば發芽は四五日乃至十二三日早く發芽良好なりしも、降雨其他肥料不足若しくは濫採の結果、葉質薄弱、輕粗なりしを以て製造に際し、歩減り多く相場低廉自然製造を手控へ、従つて産額減少し、二番茶も一番茶同様に生産上の困難多く、價額漸次低落せり、米國市場に於ても前年來の不況を受け價額亦低落し、日本茶は米國及加奈太に於ては、消費額増加の傾向なきにあらざるも如何せん、前二季の供給は四百萬封

度を超加し、其影響は日本茶の價額下落したり、然れば本年は日本及支那茶の輸出高は、其反動として五六百萬封度を減ずるに至れり、米國市場の景況は最初沈靜不味なりしも八月以來少しく氣配引立ちたるが尙ほ不振を免れず、本年の輸出額は四千五百二十二萬五千封度、價額は六百十二萬四千八百十六圓なり。

### 第二回茶業組合中央會議

第二回中央會議は二十二年二月一日より京橋區木挽町商工會議事務室に於て開會、出席議員六十二名、正副議長選舉の結果議長に丸尾文六氏、副議長に伊東熊夫氏當選せり、本會議に於ては中央會議所より提案せる現行規約條項中改正の件及二十二年の中央會議所經費豫算を議決し、十八日閉會したり。本會議に於て決議したる製茶輸出税の輕減を政府に建議するの件は、議長より主務省へ提出し同十九日より更に臨時會を開催し、海外派遣員及び會議費の件を議し、即日議事を了し閉會せり。

### 規則第十七條削除

會議中規約條項中改正の件を議すに當り、組合規則第十七條削除の建議ありしが、農商務省は三

月省令第五號を以て規則第十七條を削除せり、此十七條は各組合組長は隨意に聯合會議又は中央會議に議員の資格を以て列席することを得との規定なるため、實際二三組合又は一地方の利害のため、故ら組長を出席せしめ、弊害多く遂に之を削除するに至りしなり。通常會に於て議決せし規約中改正及削除の箇條認可の議を二月二十三日附にて主務省に出願せしに三月九日認可の旨達せらる、又農商務省は三月十九日附にて露國製茶販路取調委囑手當として金一千圓を下賜されたり。更正されたる規則左の如し

### 會議所規約條項中改正

- 明治二十二年三月二十七日認可ノ茶業組合中央會議所規約條項中左ノ如ク改正ス
- 第三章中第二十六條中各茶業組合ノ下ニ「及ヒ各中央會議々員」ノ九字ヲ挿入ス
- 第三章中第二十八條中へ左ノ一項ヲ加ヘ二項以下ヲ順次繰下ク
- 第二項 外國商館へ賣込ミ又ハ直輸出セシ製茶ノ斤量個數價格
- 第三章中第二十九條中第一項ノ下ニ「及ヒ第二項」ノ五字ヲ挿入ス
- 第三章中第三十條第二項ヲ第三項ト改ム
- 第四章中第三十五條ヲ左ノ如ク改正ス
- 第三十五條 中央會議所ノ經費ハ横濱ハ製茶入荷個數神戸長崎ハ同賣込個數ニ賦課スルモノトス

第三章 茶業組合史

但直轄ノ荷物ハ此限ニ在ラス

第五章中第三十九條ヲ左ノ如ク改正ス

第三十九條 出張所ニ於テハ經費ノ徴收粗悪不正茶ノ検査並ニ處分及内外茶況ノ調査賣込上ノ實況ニ注目スル等ノ事ヲ掌理ス

第五章中第四十二條ヲ左ノ如ク改正ス

第四十二條 出張所ニ於テハ中央會議所規約ニ定ムル所ノ粗悪不正茶ヲ發見スルトキハ其荷物ヲ差押ヘ置キ其荷主所在地ノ組合事務所ニ通報シテ本人ヲ處分セシム

但差押ヘタル粗悪不正茶ハ荷主所在地組合ヨリ本人處分濟ノ報告アリシ上出張所ニ於テ棄却ニ有効ナル處分ヲナスモノトス

第五章中第四十四條ヲ左ノ如ク改正ス

第四十四條 荷主ニ於テ第四十二條及第四十三條ノ粗悪不正茶若クハ無荷票並再用ノ認定ニ對シ異議ヲ申出ルトキハ中央會議所出張所事務員ニ於テ該事件ニ關係ナキ當業者三名ヲ選定シ其當否ヲ査定セシム其査定ヲ以テ最終トス

第五十四條ヲ删除ス

平尾調査委員歸朝 露國地方製茶販路取調委員平尾喜壽、市川文吉の兩氏は露西亞方面に於ける販路狀況の視察を了し、五月三日歸朝せり。

組合規則施行停止 農商務省は七月十八日を以て告示第六號にて製茶産額僅少の縣には、茶業組

合規則の施行を停止せり、停止されたる縣名左の如し。

- 群馬 山梨 長野 福島 宮城 巖手 青森 秋田 山形 香川 沖縄

全國茶業有志大會

丸尾文六氏外二十六名發起となり九月二十五日大阪に茶業有志大會を開く、出席者は

- 農商務省前田農務局長、片山農務局次長、西村大阪府知事、佐藤書記官、板糸農商課長、西村大分縣知事、外屬、書記、十三名、大阪府 矢野佐太郎外二十七名、京都府 中島胤房外十七名、静岡 丸尾文六外七名、奈良 新田首松外十二名、福岡 中川精一郎外二名、愛媛 宮内本三郎外二名、千葉 倉次享、大分 小野儀三郎外三名、徳島 中村繁太郎外三名、三重 深山始三郎外五名、宮崎 甲斐五衛外四名、兵庫 高塚武一郎外五名、石川 近藤一步、滋賀 鶴岡退藏外二名、高知 平尾喜壽外六名、岐阜 中川順平、熊本 中川正平外三名、鹿児島 是枝勘四郎外一名、福井 近藤憲、富山 西田勝次、廣島 岡崎鼎、

等百二十一名なり、投票の結果會長に丸尾文六、副會長に平尾喜壽氏當選したり。會の主旨たるや近來我茶業萎靡振はず、隨て價格低落し將來如何の境遇に陥らんも知るべからず、畢竟我茶の販路は米國のみに止まり、區域甚だ狭く、且つ米國に向ては、印度、支那及錫蘭の如き大産地より荐りに競争を試みるの狀態にあるを以て、貨物米國に堆積し其結果は益々價格を失墜するに至る、因て之を避け併せて當業の不振を挽回し、進んで發達を將來に期せんとするに在り。其の主旨を達せんがためには、宜しく一般當業者の方針を一つにし、大いに新販路を開展せしむるに在り。之れを露

國派遣員の調査に見れば該國に於ける日本茶の販路は將來大に望を囑すべきものあり、然りとて、事創業にあり損耗を冒すを敢えてせずんば何んぞ容易に著手するを得べけんや。しかも當業者の輿論にして勇往邁進此の開展を必要急務とする以上は、宜しく有志者に於て營業會社を設立し、熱心業に従事せんか蓋し發展の見込なしとせず、其の計畫方法の如きに至つては廣く之を全國有志の協議に乞はんと、乃ち茲に資本金二十萬圓の日本製茶會社を創立するに決し、右に對する一ヶ年六千八百八十九圓九十八錢四厘即ち五ヶ年にて金二萬四千四百四十九圓九十二錢の損耗金額なるを以て、之れが補償の方法としては、汎ねく全國茶業者の義捐金を募集して之に充て、其不足は之を中央會議に請はんとの説あり、採決の結果創立證書起草委員として、平尾喜壽、山西春根、多米八郎、伊東熊夫、江崎信太郎の五氏を擧げ、更に發起人中より會社創立員十五名を選擧したる後、假定款をも該委員に於て起草する事に決し、三十日を以つて閉會せり委員左の如し。

平尾喜壽、伊東熊夫、江崎信太郎、山西春根、多米八郎、丸尾文六、大倉喜八郎、小野儀三郎、川瀬秀治、大谷嘉兵衛、坂三郎、石田真二、眞田武左衛門、駒田作五郎、矢野佐太郎

**省令發布** 明治二十三年一月農商務省令第一號を以て、規約第九條へ但書を加へらる「但し二府縣以上の組合員全部若くは幾部聯合して別に規約を設くるの必要あるときは其規約を添へ農商務大臣の認可を受くべし」又第十一條中「竝に二府縣以上の聯合組合員は其聯合規約」の十九字を加へ

らる、是れ當業者團結漸次鞏固となり、益々改良に熱心し賣買をして正確ならしめんことを期するに當り、二府縣以上の茶業者聯合して、規約を設け、一層組合を鞏固ならしめんことを欲するも、規約中二府縣以上の茶業者聯合して、規約を設くるの條項なく、たゞ申合規約のみにては、其効果薄弱なるを以て此條項を加へ、神戸同盟府縣製茶調査所規約として認可を受けしめ、之を實行するに至れり。

**本年の貿易** 十七年來設立せられたる各輸出會社は外國よりの注文少なく、漸時不況に陥り、三重、山城、京都、大阪の各社は遂に解散の止むなきに至れり、たゞ神戸製茶會社の輸出を繼續せるあるのみ、本年の製茶貿易は前年に比し價額騰貴したるも、上物の賣行は至つて少なく、下物の賣行良好なりしを以て、製茶業者は止むなく中、下等品のみの製造を爲すが如き有様となれり、而して本年に於ける輸出高は四千三百一十一萬五千四百九十二封度、價額は六百十五萬六千七百二十八圓となれり。

### 第三回茶業組合中央會議

第三回茶業中央會議は二十三年一月三十一日より臨時會議を開催す。丸尾文六氏を議長に擧げ、議員の旅費日當につき協議するところあり即日閉會し、二月一日より引續き通常會を開き、茶

業組合規則第七條東京に中央會議所を設くべしとあるを「全國便宜の地」と改正せんことを請願するの件、及び一、日本製茶會社へ補助として五ヶ年間六千圓つゝ支出の件、一、茶業上保護の議に關し請願委員を設くるの件を可決したり、此會議たるや日本製茶會社設立に關し、會議所の經費を専ら節約して、之に補助を與ふるの主旨として中央會議所を横濱に移し、之れとともに月報を廢刊するに至れり、同十四日農商務省へ中央會議員一同を集め、岩村農務大臣、前田次官臨席、松方大藏大臣、榎本文部大臣、芳川内務次官も來場せられ、議長丸尾文六氏は會議の狀況を陳述し、多米八郎、伊東熊夫の兩氏は茶業貿易上に就いての意見を述べ、平尾喜壽氏は露國に於ける製茶の需用に關し陳述するところありたり。

中央會議所規約改正

明治二十三年度茶業組合中央會議定時會に於て本所規約第一條、第四條、第六條、但書第四十二條、第四十七條、同條但書、第五十三條、末項但書並第五章の修正第十五條、第四十條、第四十一條、第四十二條但書第四十三條、第四十四條、第四十五條、中文字の挿入加除及第四十四條並第四十五條、但書追加改正同年二月二十七日認可ありたり。

改正條項

第一條ヲ「横濱ニ中央會議所ヲ神戸ニ事務員出張所ヲ置ク」ト修正ス

第四條ヲ「事務員ハ中央會議所諸般ノ事務ヲ分擔處辨シ又ハ神戸へ出張シ第五章ニ規定スル處ノ事務ヲ處辨スヘシ」ト修正ス

第二十六條但書ヲ「但至急ヲ要スル件アルトキハ特ニ臨時報ヲ發スルコトアルヘシ」ト修正ス

第三十五條中横濱ノ下「神戸」ノ二字ヲ挿入シ長崎ノ上「神戸」ノ二字ヲ削除ス

第五章ヲ「經費徵收並粗惡不正茶事務規程」ト修正ス

第四十條第四十一條第四十二條但及第四十三條出張所ノ上「中央會議所並ニ」ノ七字ヲ加フ

第四十二條ヲ「中央會議所並ニ出張所ニ於テハ規約第五十三條ニ定ムル所ノ粗惡不正茶ヲ發見スルトキハ其荷物ヲ差押ヘ置キ其荷主所在地ノ組合事務所ニ通報シテ處分セシムヘシ」ト修正ス

第四十四條中中央會議所ノ下ニ「並ニ」ノ二字ヲ挿入シ左ノ但書ヲ加フ

但本條ノ場合ニ於テハ中央會議所並ニ出張所事務員ハ査定ニ要スル相當ノ金額ヲ異議者ヨリ豫納セシメ置キ再審ノ上其認定

正確ナルトキハ該金ヲ以テ査定費用ヲ支辨シ若シ誤認ニ係ルトキハ之ヲ還附スルモノトス

第四十五條中「中央會議所及」ノ六字ヲ削除シ左ノ但書ヲ加フ

但出張所ニ於テハ中央會議所ヘモ詳細報告スヘシ

第四十七條ヲ「各府縣組合及聯合會議所ヨリ特ニ依頼アル事件ハ之ニ應スヘシ」ト修正ス

同條但書ヲ「但特ニ費用ヲ要スルトキハ該組合又ハ聯合會議所ヨリ之ヲ差出サシムヘシ且出張所ニ於テ本條ノ事項ヲ執行シタルトキハ中央會議所ヘ通報スヘシ」ト修正ス

第五十三條末項但書ヲ左ノ如ク修正ス

但直輸出製茶ニハ第五項中海外販賣上必要ノ着色ハ取捨スルコトヲ許スヘシ



此ノ直輸出製茶ト認ムヘキモノハ其府縣茶業組合聯合會議所ノ證明書ヲ添附シタルモノニ限ルモノトス

二月農商務省令第三號を以て第七條中設けの下「東京を全國便宜の地」と改正せらる、其の理由とするところは、中央會議所を製茶商業の中心たる横濱に設置せんことを中央會議に於て決議請願したるためなり。

**日本製茶會社創立** 曩に中央會議に於て選定したる請願委員平尾喜壽、多米八郎、伊東熊夫の三氏は茶業者總代の資格を以て一大會社を組織し、露國に於ける紅茶販路を擴張し、米國に於ては製茶販路の實地調査を遂げ、而して内國開港場裡の積弊を矯め、以つて製茶貿易の商權を掌握するの計畫なれば、政府に於ても十分に保護せられんことを切望すと請願し、同時に滯京中の各府縣知事に對しても同趣旨の稟請をなせり。三月十八日農商務省は、請願委員を招待し、請願書に就き質問するところあり、請願委員は更らに同二十三日附を以つて日本製茶會社設立定款書を添付し、金三十萬圓の補助を出願せり、されど閣議に於て容るゝところとならず、改めて請願書を提出し三月二十七日を以て日本製茶會社に對し二十萬圓下附の件を認可せられたり。

四月九日神戸に於て日本製茶會社創立總會を開き、農商務省より樋田參事官、多田技手出張、委員十五名を選び株主募集に着手することに決せり。而して日本製茶會社は資本金總額五十萬圓一株五十圓にして一萬株を募集し、本社を東京市に、支社を神戸に設置したり。されど不景氣のため募集容易ならず九月に至り、請願の際差出したる定款と、創立當時の定款と相違の廉あり、主務省より取調べを命ぜられ、十一月修正定款を許可せられたり。

**第三回内國勸業博覽會** 第三回内國勸業博覽會は三月二十六日より上野に開設せられ、天皇陛下臨幸あらせられ、四月十五日より博覽會出品の茶審査に着手したり、審査官は多田元吉(主査)村山鎮、大谷嘉兵衛、山本龜太郎、築山甚兵衛の五氏にて、七月十一日褒賞授與式を舉行せられたるが、製茶に於ける受賞者は

- 金盃名譽賞 静岡縣 丸尾文六
  - 一等有効賞 京都府 築山甚兵衛 上阪清左衛門 千葉縣 佐倉同協社 静岡縣 海野太七
  - 二等進歩賞 京都府 谷村與三郎 二等有効賞 四十八名 三等有効賞 百九十四名 褒狀 二百八十五名
- にして内國博覽會は七月三十一日を以て閉會を見るに至れり。

**本年の貿易** 本年の製茶貿易は賣行は活潑なりと雖も、前年の如き商況を持續し上茶の賣行は良好ならず、中下等品のみの需要多く、輸出斤量は前年に比して六百五十五萬五千六百七十九封度、價額十七萬九十二圓の増加なりしも、輸出額は四千九百六十七萬一千百七十一封度、價額六百三十二萬六千八百二十圓なり。

**試験園の設置** 農商務省農務局に於ては昨二十三年來西ヶ原山林試験場の内に茶園を設け試験園

を設置せるが、二十四年二月種類を分ち播種を試みたり。

#### 第四回茶業組合中央會議

二十四年二月二日より第五會中央會議を赤坂溜池大日本農會に開催したり、先づ正副議長の選舉あり、議長に大谷嘉兵衛、副會長に平尾喜壽氏當選したり。一、明治二十四年四月一日以前差押に係る粗悪不正茶處分及び粗悪不正茶並無荷票又は異議申立期限法案、二、規約第三十二條に「但し不正粗悪茶の處分は第四十三條の通知書發送の日より三十日以内に之を處分すべし、若し期日に至り處分し難き事情あるときは更に三十日以内に於て相當の日子を定め延期の理由を通知すべし」の一項を追加の件、三、製茶傳習所規則及收支豫算に關し討議する處あり、議員の中に日本製茶會社の役員ありし爲め、同會社の経過及拂込の期限等に關し質問あり、議場騒然たるものありき、會議は十八日を以て終了閉會せり。

#### 臨時中央會議

定時會結了に引續き臨時會議を開き本年度は物價騰貴の爲め旅費日當を増加せんとする條件にて旅費は汽車、汽船等に關せず一里七錢日當金一圓五十錢となす事に議決し即日閉會せり。

**省令の改正** 三月農商務省は省令第二號を以て規則第二十七條の産額の下「又開港地への輸送額」の九字を挿入せり其理由とするところは中央會議所の經費を徵收するは、輸出港への入荷よりするものなるが故に各府縣より選出する議員の數も亦此の入荷數の多寡を以てするが至當なりと認めし爲めなり。

**日本製茶會社解散** 日本製茶會社は本邦茶業の危機に際し、綠茶再製荷造所を設けて米國の需要に應じ、露國に向つて綠茶磚茶の新販路を開拓し、當業者焦眉の急を救濟せんとして起りたるものにして、政府は其事業を奨励せんが爲め、補助金二十萬圓を下附し、大谷嘉兵衛氏を其社長に指名したるが、此の恩典に對し嫉視睨目する者出で、種々の障礙を加ふるありしより、大谷社長は斯くしては或は政府の好意に辜負するところあらんを慮り、遂に補助金を返納して會社を解散せんとし、主務省に申述する處あり、政府も其の意を諒とし補助金返附の命令を發することゝなれり、是に於て會社は七月二十八日株主總會を開き、八月十一日を以て遂に解散の止むなきに至れり。

#### 第五回臨時中央會議

八月七日より赤坂溜池町大日本農會に臨時會を開き、日本製茶會社補助金返納に付き更らに該金を中央會議所に下附せられたしとの請願及試賣部設置の件を決議し、併せて製茶販路視察の爲め米

露兩國に委員派出の件を議し十一日を以て會議を修了したり。

米國派遣員 十一月に至り米國派遣員として静岡縣多米八郎氏を派出し、露國派遣員として熊本縣川村競氏を派出するに決するや、時恰も西公使の歸朝するあり、更に明春を以て歸任の途に上ると聞き、乃ち出發を延引して同公使と隨行の事となれり。

本年の貿易 本年の貿易は新茶以來近年稀なる賣行にして、價額は前年に比し大差なきも輸出額は三百五十六萬八百五十九封度、其價額七十萬六千二百三十圓の増加なり、即ち輸出斤量は五千三百二十三萬二千三十封度、價格は七百三萬三千五百圓なり。

第六回茶業組合中央會議

二十五年二月二日東京赤坂溜池町大日本農會に於て、第八回茶業組合中央會議を開き、一、規約第一條變更の件、二、規約第四條但書變更の件、三、新條設定の件、四、規約第二十三條修正の件、五、第四條以下數條中修正並に加除の件、六、元石川縣知事岩本敬義氏弔詞贈呈の件、七、米國派遣員に對する支出金の件、八、派遣員不當の件、九、露國派遣費制限の件、十、露國派遣員出發延期の件、十一、博覽會委員職權の件、十二、博覽會費一時支辨の件、十三、繼續試賣廢止の件、十四、製茶輸出稅全廢建議の件、十五、茶店概則の件を決議したるが、會議中特に問題となりしは、米國派

遣員のことにして、事務員專斷を以て之を實行したるは甚だ不當の處置なりとの批難起り、之が爲露國派遣員は中止するに至れり。尙ほ本會議に於て名譽事務員の選舉あり、山本龜太郎、大谷嘉兵衛、丸尾文六の三氏當選し、博覽會委員選舉の結果、伊藤市平、山口鐵之助の二氏當選し、而して相談役には飯利龜太郎、神田清吾、久住理平の三氏當選し、二十六日を以て會議修了せり

規 約 變 更

現行規約ヲ左ノ如ク變更ス

第一條 東京ニ中央會議所ヲ横濱神戸ニ事務員出張所ヲ置ク

第四條中又ハノ下神戸ノ上「横濱及」ノ三字ヲ加フ

第四條 但書ヲ左ノ如ク變更ス

但シ事務員中其三名ヲ名譽事務員ト爲シ常設事務員ハ事務執行上ノ監督ヲナスモノトス

第二十三條ヲ左ノ如ク修正ス

第二十三條 中央會議へ出席スヘキ議員ノ數ハ各府縣下製茶輸送額(横、神、長)ニ據テ之ヲ定ム其割合左ノ如シ

- |                  |     |          |     |
|------------------|-----|----------|-----|
| 一、百萬斤以下          | 一 名 | 一、三百萬斤以下 | 二 名 |
| 一、五百萬斤以下         | 三 名 | 一、七百萬斤以下 | 四 名 |
| 以上二百萬斤ヲ増ス毎ニ一名ヲ加フ |     |          |     |

但シ本條ノ輸送額ハ前々年ノ調査ニ據リ輸送額ナキ府縣ハ一名ヲ出スモノトス

第三章 茶業組合史

- 第二十四條中「前條産額」ヲ「前條輸送額」ト改ム
  - 第三十四條ノ次ニ左ノ一條ヲ挿入シ第三十五條以下逐條繰下ク
  - 第三十五條 中央會議所ノ經費ハ各費目五ニ流用スルコトヲ許サス
  - 第五章「經費徵收並粗悪不正茶事務規程」ヲ「出張所事務規程」ト改ム
  - 現第三十九條、第四十條、第四十二條、第四十四條中「中央會議所並ニ」ノ七字ヲ删除ス
  - 現第四十二條中「規約第五十三條」ヲ「規約第五十五條」ト改ム
  - 現第四十三條中「第四十二條」ヲ「第四十三條」ニ改ム
  - 現第四十三條中「中央會議所」ヲ「出張所」ニ改ム
  - 現第四十五條中「第四十二條及第四十五條」ヲ「第四十三條及第四十五條」ニ變更シ「中央會議所並ニ」ノ七字ヲ删除シ「其認定」ヲ「前認定」ト改ム
  - 現第四十六條中前三條ノ場合ニ於テハ下荷主ノ上「中央會議所及」ノ六字ヲ挿入シ但書ヲ删除ス
  - 現第四十八條但書中且ツ以下ノ「出張所ニ於テ」ノ六字ヲ删除ス
- 茶店概則左ノ如シ
- 閣龍博覽會場内ニ設置スル茶店概則
- 第一條 明治二十六年米國シカゴ府ニ開設スル「コロンバス」世界博覽會場内ニ喫茶店ヲ設ケ本邦製茶ノ精良ナルコトヲ各國人士ニ告知セシメ將來販路ノ擴張ヲ圖ルヲ以テ目的トス
  - 第二條 喫茶店ハ營利ヲ目的トセサレハ専ラ茶業ニ關係アル外人ヲ特ニ招待シテ本邦製茶ノ履歴及製茶ニ關スル件ヲ詳密説

第三章 茶業組合史

- 話シ日本製茶ノ精良佳味ナル真相ヲ知ラシムヘシ
- 第三條 特ニ招待セサル人ト雖モ來店者アルトキハ相當ノ代金ヲ申請ケ喫茶セシメ廣ク前條ノ目的ヲ達セシムルヲアルヘシ
  - 第四條 此飲用ニ供スヘキ綠茶紅茶及烏龍茶ハ良品ヲ精選シテ顧客ノ嗜好心ヲ起サシムルモノトス
  - 第五條 此喫茶店ハ決シテ洋風ノ摸造ヲナサス純粹ナル日本家屋ノ築造ヲナスヘシ
  - 第六條 什器其他裝飾等總テ日本品ヲ用ヒ洋風ニ摸擬セサルモノトス
  - 第七條 委員二名ヲ派遣シ茶店一切ノ事務及出品製茶ノ取扱ヲ負擔セシムヘシ
  - 但本條派遣員ハ茶業中央會議ニ於テ之ヲ選舉シ内一名ハ出品及場外交際ノ事ヲ負擔シ一名ハ店内ノ取締及會計事務ヲ負擔セシム
  - 第八條 博覽會場ノ出品ニ係ル各府縣製茶ハ裝飾備付ケ其他總テ事務官ニ協議ノ上不都合ナキ様之ヲ監督スヘシ
  - 第九條 茶店ニ使用スヘキ雇人ハ博覽會委員派遣員事務員協議ノ上之ヲ定ムヘシ
  - 第十條 茶店經費ノ收支ハ監督委員ニ於テ取締リ其計算ヲ明確ナラシムヘシ
  - 第十一條 派遣委員及雇人等ノ旅費日當給料ハ豫算額ヲ以テ打切り計算トシ其他ノ費用ハ實費ニ依ル
  - 但實費ノ額ハ豫算ヲ超過セサルモノトス
- 省令改正 農商務省は中央會議所の規則中不完全の點あるを發見し、三月十三日省令第五號を以て左の條項を挿入改正發布せられたり。
- 第九條 組合及聯合會議所規約ノ下(及豫算)中央會議所規約ノ下(及豫算)ノ文字ヲ加フ
  - 第十三條ノ但書ヲ左ノ如ク更正ス

但シ組長ヲ選任又ハ改選シタルトキハ、地方長官ノ認可ヲ受ケ、委員ヲ選任又ハ改選シタルトキハ其都度届ケ出ツヘシ

第二十三條 全國組合員中ノ下定員倍數ノ候補者ヲ選定シ、農商務大臣ノ選定ヲ請フヘシ

第二十三條ノ次ニ左ノ新條ヲ設ケ以下順次繰リ下ケ、第二十四條役員ノ任期ハ二ヶ年トス若シ役員其ノ任ニ適セサルトキハ、

中央會議所ノ事務員ハ、農商務大臣ニ於テ聯合會議所ノ事務員及組合事務所ノ組長ハ地方長官ニ於テ、其ノ改選ヲ命スヘシ

但シ補缺役員ノ任期ハ、前任役員ノ任期ニ據ルヘシ

現第二十六條ノ次ニ左ノ條ヲ挿入ス

第二十八條 中央會議ノ議員ハ三年以上繼續シテ左ノ資格ノ一ニ該當シ尙ホ引續キ該當スルモノニ限ル

一、茶園一町歩以上ヲ所有シ栽培スルコト

一、製茶五千斤以上ヲ製造スルコト

一、製茶二萬斤以上ヲ賣買スルコト

第二十九條 前條ノ資格ニ該當スルモノナキ地方ニ於テハ其ノ資格ニ最モ近キモノヲ選出スヘシ

現第二十七條ノ次ヘ左ノ條ヲ挿入ス

第三十一條 議員ノ任期ハ二ヶ年トス、補缺議員ノ任期ハ前任議員ノ任期ニヨルヘシ

### 第七回臨時中央會議

四月七日中央會議所に於ては臨時中央會を開き、關龍大博覽會喫茶店設置の件につき協議し協議委員として伊東熊夫、海野孝三郎、大原重右衛門、森川友藏、伊達民三郎、坂三郎、深瀬眞一の七

氏を置くことに議決したり。

### 第八回臨時中央會議

六月四日より更に臨時中央會議を開き、當時の事務員山西春根氏が明治二十四年に於ける會計不整理の爲め、二十四年度會計引繼を了する能はず、乃ち委員三名を選挙して之が整理處分を委託するの件及追加豫算等に就き議する處あり、翌五日を以て終了閉會せり。

**喫茶店開設決定** 中央會に於ては市俄古に開催さるべき關龍大博覽會に喫茶店を開設するの計畫あり、之に關しては多大の費用と多大の努力とを要すべきを以て、中央會議所にては喫茶店開設に要する地所及建築設計等之が準備に着手すべく、八月を以て協議委員たる京都府伊東熊夫氏を米國に派遣せり、同氏は乃ち米國に渡航し博覽會會社との交渉を調べ、同年十一月歸朝したるを以て、翌十二月協議員會を開き、愈々喫茶店開設の事を議決したり。

**本年の貿易** 本年の貿易は前年に比し三百二十萬七千七百六十封度減額したるも、價額に於ては却て四十九萬二千二百六十圓の増加を見たり、而して輸出總額は五千二萬四千二百七十封度、價額七百五十二萬五千三百十六圓なり。

**喫茶店派遣員出發** 關龍大博覽會場内に喫茶店開設の爲め、派遣員伊藤市平氏は二十六年一月を

第三章 茶業組合史  
以て出發したり。

### 第九回茶業組合中央會議

二十六年二月一日第九回茶業組合中央會議を開き、一、中央會議所規約中更正削除及條項繰上げの件、二、整理委員解任の件、(舊事務員山西春根に關する會計整理の件)、三、借入金返済期限の件、四、露國派遣員延期の件、五、開龍世界博覽會へ茶業に熟練なる吏員派遣請願の件、六、製茶鐵道運賃引下げ請願の件、七、借入金返済の件、八、規約中修正案保留の件等を決議し、神戸出張所事務員の補缺選舉あり、大原重右衛門、東利三郎兩氏當選し、二月十四日會議終了閉會せり。

第十一條 定時會ハ毎年二月十五日ヨリ之ヲ開クモノトス

第二十條 中央會議議員ノ年齢ハ滿二十年以上タルヘシ

第二十二條 中央會議議員任期中ト雖モ已ムヲ得サル事故アルトキハ臨時改選シ又ハ滿期ニ至リ再選スルモ妨ケナシ

現行規約中 第六條但書及第十八條ヲ削除ス

同第十九條ヲ第十八條トシ以下順次繰上ケ末條ヲ第五十四條トス

本年の茶況 本年は寒氣強く發芽遅延せしが、四月末に至つて遽かに暖氣加はり、伸長著しくために摘採缺乏し勞銀及薪炭等に影響して製造家は困難を極めたり、然れども昨年来製茶價格騰貴し

たる結果、肥培行届き減額には至らず、上品を製造することを得たり。四月末日より新茶賣買を開始し、約四十七八弗の相場なりしも、一番船の出發後百斤價格三十四弗より三十七八弗となり中等及次ぎものは品拂底となり且つ開龍博覽會開催ありしを以つて、上物のみ注文多き状態なりしが六月末より爲替相場暴落し、商狀活氣を呈し來り、品によりては一二弗の上進を示したり、然るに静岡より輸出したる新茶は古茶を交へしものあり、一般の相場を下落せしむるに至り、之れが爲め中央會議所出張所に於ては嚴重に検査を爲せり、相場は例年七月以降に低落するも本年は九月下旬までも好況を呈したるは、是れ各府縣に於る製茶改良の結果にして特に三重、鹿兒島、埼玉、茨城、岐阜、富山、宮崎等の諸縣に於ては昨年より本年にかけ、製茶傳習所を設け、静岡縣より製茶教師を招聘し鋭意改良に努めたり。

### 開龍大博覽會

開龍大博覽會は五月一日より開催せられ、是が準備のため喫茶店主任として、千葉縣山口鐵之助氏、相談役として三重縣駒田彦之丞氏三月を以て出發し、四月一日までに建築物を一切落成し五月十日より喫茶店を開き、三等に區別して入場者に喫茶せしめ、又た販路擴張のため少量の製茶と共に景物を配布したり、昨年伊東熊夫氏が準備のため渡米するや同地留學の古谷竹之助氏に委託し、

喫茶店の事業を斡旋せしめ、又喫茶店の庭園粧飾の爲め骨董商佐野嘉七氏を派遣したり、七月相談役駒田彦之丞氏茶審査役に囑托せらる、是れ同氏の最も名譽とするところにして、併せて我邦の最も名譽とする所なり、八月末に至るや喫茶店の事業も其緒に就き店員も亦啓發するところあり、且つ如何にして我が製茶の眞味を知らしむべきかに付き、研究を経たるを以て、喫茶店は漸く多數の人氣を集め得るに至れり、茲に於てか山口鐵之助、伊藤市平の兩氏は、米國各都會を巡回し、隨處に茶商に對し、説明及品評を乞はしめたり、十月三十日を以て該博覽會は好況の裏に閉場し、我喫茶店も亦異常の好況の下に閉鎖するに至れり。然して本邦製茶は審査結了の上褒狀及金牌を授與せられたり。

本年の貿易 本年の貿易は昨年比し百四十三萬二千八百六十八封度の減額なるも價額に於ては十七萬六千七百七十二圓の増加を示し、即ち四千八百五十九萬一千四百二封度、價額七百七十萬二千八百八十八圓となれり。

### 第十回茶業組合中央會議

二十七年二月十五日より第十回中央會議を開き、一、規約中更正の件、二、銀婚式祝文奉呈の件、三、製茶取扱上取締に關する建議案、四、二十七年中央會議豫算風水害其他の災害に補助金支出の件、五、喫茶店の祝宴及賞與の件等を附議し、名譽事務員の選舉の結果は、大谷嘉兵衛、山本龜

太郎、丸尾文六の三氏當選し、中央會議所事務員として相澤喜兵衛氏横濱出張所詰として坂三郎氏神戸出張所詰として大原重右衛門氏當選したり、本會議に於て關龍大博覽會喫茶店派遣員山口鐵之助、伊藤市平、相談役駒田彦之丞氏より結果を報告する處あり、廿六日を以て會議終了閉會せり。

### 全國茶業會設立

全國茶業會成る。是れ明治二十四年以來前田正名氏の獎勵に係るものにして、其の本部を東京に、支部關東茶業會を横濱に、其幹事長を大谷嘉兵衛氏に、關西茶業會を神戸に、其幹事長を山本龜太郎氏に、九州茶業會を長崎に、其幹事長を松尾巳代次氏となし、横濱、神戸の二港には直輸出會社を設け、専ら販路擴張を圖ることしたり。

製茶業者表彰 四月十二日賞勳局より、實業特に製茶に精勵せし廉をを以て滋賀縣士族多羅尾光弼、同縣眞田武左衛門二氏に對し綠綬褒賞を下賜されたり。

本年の茶況 本年は全國を通じて春來氣候溫暖にして、前年に比し摘芽一週間乃至十日間を早めたるが如し、横濱に於ける一番船の出帆は四月二十一日なりしに、已に二萬封度の製茶を輸出するを得たり、其相場は三十八九弗にして七月に至るまで甚だしき變動あらざりき、八月に入りては頗る活潑なる氣勢を現し、並品にても二十三四弗の間を昇降して十月に及べり、本年は上等品流行の年柄

にして、且つ八月初めより清國と戦端を啓くに至り、米國に於ては兩國産茶輸出の減少すべきを豫想して、大に相場を高むるに至り、殊に四月中米國市俄古府の茶商コルビン氏及ヘリヤ氏の二名は本邦茶商に對し改良の必要を説き、米國に於ける日本茶不評判の事由を開示して當業者を警戒する處あり、又た加奈太政府にては粗悪不良茶は一封度に付十仙の輸入税を賦課すべしとの議案を國會に提出したりとの入電ありし爲め大に警戒し横濱、神戸兩港の茶商は不良茶を荷受せざるが故に、四國九州其他二三の粗製茶産出の地方は、悉く擯斥を被り一時は殆んど買収者なきに至れり。

加奈太茶税法の改正 本年四月以來加奈太國會に於て輸入茶税賦課の件に關し討議中なりしが遂に左の如く改正決定せり。

第八十四條 茶及生珈琲ニシテ他條ニ於テ特記セサルモノハ從價稅百分ノ十トス

第七百十四條 生産國ヨリ直輸入シタル茶及生珈琲ハ無稅トス此條ハ茶及珈琲ニ關稅ヲ課スル國ニ於テ擔保品ヲ提供シテ買取リタル同品ニモ應用ス、但シ右ノ如ク擔保品ヲ提供シテ買取リタル茶及珈琲ニシテ其買入地ノ内地消費ニ充ツルコトノ充分ナル證據ヲ呈シ得ル場合ニ限ル

而して舊税法に依れば合衆國々境を経て加奈太へ輸入する茶には從價稅一割を賦課し其他は總て無税なりしを以て本邦よりの直輸入茶は勿論無税なりしなり、然れば本邦より輸出する製茶は從來の狀況に毫も異なる所なかりき。

本年の貿易 昨年に比し百四十六萬千七百十四封度、價額に於て二十二萬八千九百九十八圓の増加なり即ち五千五萬八千百十六封度、價額七百九十三萬二千八百八十六圓也。

第十一回茶業組合中央會議

二十八年二月十五日より第十一回中央會議を開く、一、天機奉伺の件、二、二十八年度經費豫算、三、茶荷物に對する特別保護の件等を附議し二十八日閉會せり。決議に基き天機奉伺の爲、大谷本會議長は廣島に赴き、大本營に奉呈せる執奏文左の如し。

伏テ惟ルニ曩ニ清國ニ對シ宣戰ノ大詔ヲ下シ給フヤ大本營ヲ遠ク廣島ニ進メサセラレ我 大元帥陛下肝衣宵食軍國ノ宏謨ヲ親裁シ給フ誠ニ恐懼感激ノ至ニ堪ヘス今ヤ我軍益々雄烈連リニ大捷ヲ奏ス惟フニ全局ノ偉勳ヲ策シ勸慮ヲ安シ奉ルヤ期シテ竣ツヘシ臣等生殖ノ道ニ從フ者謹テ 聖旨ヲ奉體シ貨殖ノ途ヲ勵ミ以テ隆恩ニ答ヘ奉ラサルヲ得ンヤ 臣大谷嘉兵衛茲ニ茶業組合中央會議ノ決議ニ依リ全國茶業者ヲ代表シ大瀛ノ下ニ趨拜シ恭シク 天機ヲ伺ヒ奉ル冀クハ閣下臣等ノ微衷ヲ御執奏アラシコトヲ頓首謹言

茶業組合中央會議

議長 大谷 嘉 兵 衛

宮内大臣 子爵 土方久元殿閣下



## 全國茶業會補助

昨年茶業會より派遣せる駒田彦之丞氏歸朝し、米國の茶況に就き報告する處ありたり。然るに茶業會は有志の設立なるを以て、經費のとき充分と云ふを得ず、中央會議よりは補助を與へんと欲するも、關東に於ては未だ其必要を感せざるもの如く、されば九州、關西の議員等にして之を保護せんとするも、議論紛々として容易に決する能はず、前田正名氏は乃ち曩に有志者より贈らるゝ處の正宗の名刀を割愛して、之を茶業會經費の中に寄附するに至れり。是に於てか中央會議所も其經費を節約して茶業會に附與するに至れり。此の年横濱に日本製茶會社成る、資本金二十萬圓なり。

第四回内國勸業博覽會 三月一日より第四回内國勸業博覽會を京都市岡崎町に開催し七月三十一日を以て閉會せり、二月より三月に至るまで審査官を命せられたる者は、農商務省村山鎮、靜岡縣多田元吉、坂三郎、横濱大谷嘉兵衛、神戸山本龜太郎、京都松尾清之丞、滋賀縣眞田武左衛門、三重縣駒田彦之丞の八氏にして、出品は珈琲其他を併せ一千七百六十點なり。之を前回の出品に比し、甚しく減少を示せしは、嚮には出陳數量を増加して、一品五斤と規定せられたるが、此告示は恰も製茶時期の後に在りしを以て、一斤出品にて許可せられざるものは、遂に出陳を絶念するもの多きに至れるがためなり。審査官は悉く茶業者にして、期節差迫りたるを以て、四月末日にて現品審査

を結了せしめ、調査は主査及び審査官に一任して、悉く歸郷せり。

七月十一日第四回内國勸業博覽會褒賞授與式舉行せらる、此日 天皇陛下御名代として山階宮殿下御臨場あり、名譽賞金牌四、銀牌十七あり、内茶業に金牌一個、銀牌二個を得たり、

## 大谷嘉兵衛氏解説書

夫れ製茶貿易は軌近著るしく進歩の趨勢を呈し今や其輸出年額殆んど五千萬斤に達せむと其金額亦一千万圓を超越せむと盛なりと云ふべし然りと雖も熱々製茶貿易上前途の長計を慮り倍々其旺盛を期し以て完全なる發達を企圖せむと欲すれば未だ以て今日の域に安すること能はざるのみならず顧みて我製茶貿易の甚だ幼稚なるを慨歎せずんばあらず何となれば今日内地に於て製造し供給する所の製茶は海外輸出品として半製品に屬する者なるが故に荷も之を輸出せむとするに方りては必ずや先づ再製を加へて其形状を整へ乾燥を充分にし貯藏久しきに堪へしむるの必要あり又斯く再製を爲すにあらずんば全く需用者の嗜好に適應すること能はざる者なればなり而して此等の事業は我内地茶業者に於て當に爲すべく又爲さるべからざるものなるにも拘らず開港以來此等の事は擧て居留外商の手裡に歸せしめ我は只生茶即輸出品として所謂半製品と稱せらるゝ製茶を供給するのみを以て自ら甘んじ以て今に及べるものなり是に於て當業者中之を憂ひ或は會社を組織して再製を爲し以て海外に直輸販賣を試みしもの前後少からずと雖も時機の未だ到らざるか或は經驗に富まざるが故か概ね中途にして失敗の不幸を招き爲に今尙之が發達を見るに至らざるは本邦製茶貿易の爲め誠に痛歎に堪へざる所なり

余は横濱開港以來斯業に従事すること茲に三十有餘年常に謂へらく我製茶の真相を海外需要者に知らしめ其信用を收めて販路を擴張し以て我茶業の地位を進めんと欲すれば必ずや我内地茶業者は自ら再製の事業を爲し又盛んに直輸するに至らざる限りは遂に圓滿なる斯業の發達を期すべからず又假令今俄に直輸事業の旺盛を望むべからざるものとするも此が準備として大に内

地製造上改良を加へざるべからざる者ご信じて毎に私財を投じて地方茶業の改良を誘導し或は海外需要地の實況を調査する等苦心經營茲に年あり今や幸に得たる所鮮しこそす即茲に出陳する所の再製品數種は多年の經驗に徴し最近の調査に照し需要地に於ける殊に適切なる嗜好の標準を示すものなり而して此再製茶を爰に出品する所以のものは畢竟是に藉りて地方製茶改良上の方向を示し製造上自から周到なる注意あらむことを希ふと同時に更に進みては將來内地茶業者に於ても此再製品を製出せられ漸次直輪貿易の事業を擴張し以て商權恢復の基礎を樹立せしめんことを欲すればなり

嗚呼今や内に在りては第四回内國勸業博覽會開會の盛舉あり以て熾んに殖産貿易の道を獎勵せられ外に在りては開國未曾有なる征清の偉業あり一躍本邦の地位をして東亞の主權者たらしめたり而して此絶大なる國家の光榮は其餘澤延て貿易上に及び殊に製茶の如きは前途頗る多望なるが如し當業者たるもの豈奮勵踴躍せずして可ならむや敢て區々の所見を述べて本品出陳の主意を申告すこ云爾

而して其薦告文は左の如し

名譽賞銀牌

再製茶四種 大谷嘉兵衛

夙に海外輸出の業は國家の一大富源たるを信じて文久二年始めて製茶貿易店を横濱に開立し爾來備に幾多の艱難を嘗めて百折屈せず銳意勵行専ら本業の發達進歩を圖り組織計畫する所一にして足らず近來倍々海外の販路を擴め其輸出する所の販額三百五十萬斤に下らず這回出陳する所の製品皆精良にして海外の嗜好に適し洵に當業者の津筏にして其功績甚だ偉なり

名譽賞銀牌

煎茶 山本龜太郎

夙に乃父の志を繼ぎ茶業に従事すると茲に四十年其間或は神戸に貿易店を開き會社を興し銳意率先して之が改良を圖り近來倍々海外直輪の業を擴張し一年の販額大約四百萬斤の多きに及ぶ今回出陳する所の製品精良にして他産に卓出す洵に茶業者の木

鐸にして功績甚だ偉なり

又有功一等賞を授與せられたるは再製茶紅茶伊東熊夫氏、薄茶極詰、玉露茶翁煎茶友白髪上坂清左衛門氏、碾茶姥昔玉露製綠茶煎茶巽松尾嘉平治氏、煎茶紅茶伊藤小左衛門氏、煎茶三橋四郎次氏、煎茶横田保氏、紅茶三種可徳乾三氏、再製茶佐倉同協社、協贊一等賞を授與せられたるは茶業倉次亭、進歩二等賞を授與せられたるは煎茶長谷川權平氏にして其他進歩三等賞二名、有功二等賞五十八名、協贊二等賞一名、有功三等賞百九十一名、褒狀二百五十二名なりき。

本年の茶況 本年の茶況は春以來寒氣烈しく且つ餘寒長かりしを以て、發芽後れ四月二十四五日より漸く小量づゝの新茶を見るに至りたるが、二十七日の一番船は二萬斤の輸出に過ぎざりき、價格は四十七八弗にして前年に比較し約六七弗の高價なり、二番船は五月六日なりしが此頃宛も清國より媾和使節下關に到り一時休戦となれるを以て、相場は幾分かの安價を見るに至れり、而して媾和談判愈決了し五月下旬より凱旋軍隊輸送のことありしを以て鐵道の不便を來し、各地を通じて出荷意の如くならず兩港在荷減少を見るに至れり、然れども七月以降となりては我征清軍は畧凱旋を了りたるを以て出荷自由となり中等品以上の相場は自ら下押しとなり、商館買控への委にして、三番茶も續々到着し、旁氣配よからざりしも、前年に比較すれば多數の取引あり、八月に至りては相場幾分の下落ありしも、本國より頻りに注文あるを以て、商館買進み賣行亦盛んなり、然れども

中等品及並品の望手多く、上等品及最上等品は兎角面白からざりき、九月に至り最早新茶期の末期に近寄りし爲め、入荷は次第に減少し、隨て商館の買望み品、拂底と内地元高直等にて自然相場を保ちたり、又追々各商館購入したるに伴れ上等品の賣行活潑の市況を顯し、十月以後は中等品以上は一二弗の低落を來し中等品以上は終始需用あるも亦品拂底の有様なりき。

本年は昨年比し一層製茶改良の實を擧ぐるに至り、外商は本國より注文せられたる、中等品以下の買收を望みしも、終始缺乏して購入し能はざるより、止むなく中等品以上を買收して之を供給せざるを得ざることとなれり、故に内外各商個人としては不利益或は損失を蒙りたるものあらんも、然かも製茶貿易の上より之を觀るときは、改良の効を奏し、本邦製茶の品格を高めたるものにして、寔に慶賀すべき事なり。

本年の貿易 本年中の輸出斤量は前年に比し百六十七萬四千八十一封度の増加にして、價額は九十四萬八千九百五十五圓の増加なり。即ち斤量は五千七百七十三萬二千九百九十七封度、價額は八百八十七萬九千二百四十一圓なり。

### 第十二回茶業組合中央會議

廿九年三月十五日第十二回茶業組合中央會議開會一、中央會議定時會延期事後承諾の件二、明治

二十七年茶業組合中央會議所經費決算是認の件、三、會議延期の件、四、規約第十一條更正の件、五、中央會議所半年報發行の議茶業雜誌に囑托下命の件、六、明治二十九年茶業經費豫算の件に就き議定し、事務員候補者選舉の結果名譽事務員に大谷嘉兵衛、山本龜太郎、丸尾文六の三氏當選し、又常誌事務員として相澤喜兵衛（中央會議所誌）坂三郎（橫濱出張所誌）深山始三郎（神戸出張所誌）の三氏當選し會議は二十二日を以て終了閉會せり。因に規約第十一條には「定時會は二月十五日より開會」とあるを本會議により「三月一日より」と改正せらる。

告知書と臨時報告 五月茶業組合中央會議所は、現下製茶の形勢は内地製造費の騰貴及貿易市場の沈淪萎靡は、當業者の忍ぶべからざるものなるを察し、當業者の注意を喚起すべく告知書を發し、當業者は可成的内地の賣込を控へ、目前の困難に耐へ得ずして相場の如何に關せず、其製茶を競賣に附するが如き念を斷ち、以て一時の供給を減殺すること最も現下の急務なるべく、又一方に於ては在米國日本茶業會支部の手を藉て直輸出の途を開き、之に依て製茶の疏通を計る、是亦目下の得策たるべしと警告せり。同月二十五日北米に於ける本邦粗製茶課税の件に付、在晚香坡帝國領事館より農務局に報告あり、農務局は右は茶況不振の時に際し當業者に取り緊急の報告なる旨を以て、特に中央會議所に通報する處あり、中央會議所は更らに一般當業者に之を報告せり。

### 臨時報告

北米一般に於て本邦粗製茶に對し課税の件に付在晚香坡帝國領事館より五月二十五日農務局へ報告あり之れ目下茶況不振の時に際し營業者に取り緊急の報告なるを以て、本所は更に一般營業者に報告するところありたり。

當地方に於て粗悪の製茶に禁止税を課して以て其輸入を杜絶せんとの議(通商彙纂第四十一號關稅の部參看)に關し其後の動靜を伺ふに未だ一般に該論を主張し飽まで之を貫徹せん云ふにはあらず左りて又自今以後之を黙々に附し去らんとするにあらざる目下只管北米合衆國に於ける傾向如何に歸着するを見以て其意向を決せんとするもの、如し元來加奈太諸州は合衆國と接壤し商業上密接の關係あるが爲め動もすれば合衆國に於ける運動に雷同せんとする跡なきを保せず本件の如き近來同國に於ける議論の漸く熾盛に至るの形勢あるを認め本州地方にても又之に雷同附加して同一の意見を吐くもの、如し本件に關し當館より既に加奈太本州に於ける大市會なる「モントリオール」「トロント」兩市の商業會議所并に「オッタワ」市に於ける中央政府の當局者に照會せることありしが今其回答に接するに「本件は或一派の間に行はるゝものなれども未だ世上一般の定議云ふ程にはあらず従ひて營業者中に於ても多くは何等の感覺を懐き居らざるなり乍然合衆國に於て他日粗悪茶に對し課税を實行する場合には加奈太領内にも勢ひ合衆國と同一の手段を取らざるべからざるに至るべし尤も下等日本茶の混合物多くして健康に有害なりとは兩三年來人々の多く唱道する處のものなれば日本に於ける製茶業者并に輸出者にして夙く改良に注意せざるに於ては他年嗜購の悔を招く事あるも計るべからず元來製茶の如きは當國に産出せざるものなれば其價格低廉ならざるも猶之を日本に仰がざるべからざれば苟も其品質の純良なるに於ては素より費消者に於て相當の價格を拂ふべきは勿論なるべし然るに日本に於ける製茶業者は何を苦みて、毎年其價格を引下げたるの結果として終に純良品を輸出する能はざるより飲料に供すべからざる程の粗悪茶を輸出し外に於ては費消者を欺き内にありては其名低價なりと雖も佳良ならざるが爲め其實不廉極ま

るものと云ふべし加奈太各州の如きは合衆國と異り民力餘裕なく生計質素を尙べ同國に於けるが如き高價の製茶を要せざれども猶小賣直段に於て毎封度米金三十五仙乃至二十五仙を拂ふ事は費消者に於て容易ならん現に印度茶の如き毎封度五六十仙の高價なるにもせよ費消者にして一度之を試味して其品質の純良にして香味十分なるときは引續き之を飲用するも反之日本茶の如きは費消者に於て不幸にも最初の粗悪品を試味したるときは他に純良品のあるにも係らず概して日本茶は粗悪なりとの速断を加へて再び之を顧みざるは又止むを得ざる次第なり左れば將來日本製茶業者に於ては一同團結粗悪品を製出せざる事に盡力せば過去兩三年間に招きたる不名譽と不信用とを恢復し併せて印度茶の蔓延を防遏することを得べしと雖も萬一計茲に出でずとせば彼の印度茶は今や駭々乎として日本茶の需要は半減するに至るべしと云ふ十年前加奈太諸州に於て綠茶と云へば概して支那茶に限りたるもの、如く思惟せしが爾後支那茶の得意場は悉く日本茶に壟斷せられ今や綠茶は悉く日本産にして支那産は地を拂ひて盡きたるもの、如し而して自今日本綠茶を放逐して其得意場を壟斷せんといふものは印度茶なる事を記憶せざるべからず云々」又本年中加奈太諸州に於て重に需要する日本茶は左の如くなるべしと云ふ

品 等	豫定相場	費消高の割合
Good Common	十二仙	四分の一
Good M Good Medium	十五仙	四分の一
Fine M Choice	自十七仙 迄廿二仙	四分の一

本邦製茶業者は平素海外に於ける費消者の批評に十分留意し我國産の品位を保持するは勿論にして今更喋々を要せざる所なれども要するに自國に於ける同業者間の競争を避け勉めて同心協力して純良の貨物を製出すること最も肝要なるべし